

(第五卷 冊子表紙)

(ハリ紙)

貳  
號

(表紙ウ之)

「延享以来」

差越可被申候、御重持せ候、以上、

(延享四年)

十月七日

要人殿

役人中

西田嘉左衛門

(本文書ハ(第四卷)二二七号文書ノ続キナラン)

右御重、西田嘉左衛門方より書付相添候而被遣候間、新城へ則差上申候、

同七日

一權太夫中陰迄新城へ滞在之儀ニ付、御番首尾之儀和田源右衛門前より□出置候由、源右衛門此

方江被為出候而承候付而、右之段權太夫方□田

田佐司右衛門より平山十郎左衛門・谷山甚五兵衛前より可被申上

十月七日

(重年)

一兵庫様より為御見立、御使者川上慶左衛門新城へ被罷越候而、旅宿濱之長左衛門宅へ御使者見

廻より御同心申候而、出来合之料理出申候、

同日(貴儀)

一備中様より御見立として御使者被遣候、

同日(正武)

一鎌田正甫老御使者志々目半蔵被罷越候、

同日(久初)

一樺山主計殿御使者竹崎仲蔵被罷越候、

同日(符蓋)

一要人様御夫婦様・權太夫様・六十郎様浄珊寺御

佛詣有之候、

同日

一今晚四ツ時分、御遺体様浄珊寺より貫明寺御

墓所江御土蔵<sup>(葬方)</sup>ニ而御座候、浄珊寺・清泉寺其外

出家衆四五人御付ニ而候、

同八日

一白銀沓包但小玉式ッ 志布志永泰寺隱居法雲和尚

より為御香奠進上、

同日

一金子百疋 兵庫様より為御香奠被進候、

同日

一青銅百疋 (備力) 中様より右同断、

十月八日

一青銅百疋 (入来院定勝) 主馬殿より為御香奠 (被力) 進 (候力)、

一短香拾把 (久並) 李殿御 (兼力) 母智鏡院殿より右同断、

一青銅百疋 (鎌田正芳) 藏人殿御祖母慈昌院殿より右同断、

一短香拾把 (島津久倫) 監物殿御懷林昌院殿より右同断、

一仙香拾把 (肝付兼伯) 彈正殿御懷昌光院殿より右同断、

一短香十把 (島津久置) 登殿御懷より右同断、

一青銅百疋 主計殿より右同断、

一官香三袋 右奥方より右同断、

一短香 (喜入久起) 把 主膳殿御夫婦より右同断、

一青銅百疋 (喜入久徳) 籠飯老組 安次郎殿御夫婦より右同断、

一短香拾把

喜入十郎右衛門・肥後與左衛門・池田清兵衛・

山口文九郎・伊地知太兵衛・野元喜左衛門・

廻源右衛門・吉田六之丞相中より右同断、

一短香拾把 吉田孝右衛門より右同断、

一白銀壹両 役人六人相中より右同断、

十月八日

一青銅百疋 惣家来中より為御香奠被進 (候力)、

一短香五把 随性尼より右同断、

一白銀壹両 御附女中七人より右同断、

一短香五把 召仕之女中六人より右同断、

一於鐘様 (肝付兼伯室) 松様浄瑠寺江御燒香御參被成候、

一八日之晚、御葬礼御出棺、四ツ時於貫明寺隆盛

院御引導被成候、

一要人様・權太夫様・六十郎様貫明寺之六道二御

出被成候、安次郎様も御同前御出被成候、

御葬礼之行烈左ニ相記、

一紋付挑灯壹對足輕兩人 一本臺老入

一燈爐式ツ士兩人 一幡式本土兩人

一長刀壹振足輕壹人 一手鑓壹本足輕壹人

一豎笠壹本足輕壹人 一長柄壹本足輕壹人

一挾箱壹對人足兩人 一紋付挑灯壹對人足兩人

一鈴太鼓小鼓大鉦小鉦 一杖草履木履 小者

一前卓子香爐 一御位牌

一白挑灯壹對人足兩人 一刀脇指士兩人

一御棺 士四人 昇夫手添八人 一供士六人

一白挑灯壺對

一惜綱

一天蓋馬口  
土兩人

一蒔錢土老人

一紋付挑灯壺對人足兩人

一色御上下三具地晒

右者、 要人様・權太夫様・六十郎様御着用、

一御長持袋

一御長刀袋ツ風袋柄迄

一御腰物袋

一御挾箱覆壺對

一御手道具袋ツ

但風袋柄迄

一御杖袋ツ

一御長持覆壺ツ

一御手笠袋ツ

一袖付色ツ器具

一上下色拾四

一小色三十

右皆共ニ木綿ニ而相調候、

同九日

一谷山之清泉寺被ツ掃候、

十月九日

一大工谷山半左衛門・谷山孝左衛門・谷山六郎左

衛門・脇田三左衛門・山崎四郎右衛門、日用夫

五人鹿兒嶋之様ニ罷掃候、

同日

(友信)

一岡留圓右衛門も清泉寺大工衆同船ニ而罷掃申候、

同日

一明日御中陰御吊座候付、籤法之儀者今晚御向

夜ニ而有之候間、御執行可然旨、隆盛院和尚よ

り被仰候而御伺申上候へ者、弥其通有之、可然

被思召之由被仰出候間、十日供臺飾有之、昼八

ツ時分、隆盛院其外之役値〔淨珊寺へ御出ニ而、

籤法之御勤御座候而御料理出候、籤法半ニ御茶

并菓子出候、御勤相濟候〔而後、又御菓子出申候、

一右ニ付而、鹿兒嶋より御頼ニ而御越被成候〔御衆

御詰被成候、御料理并菓子同前ニ出申候、尤用

頼役人相詰候、

同日

一奠茶 役僧慈明師 一奠湯 同 益尊師

一維那 同 活麟師 一鼈者 同 誓光寺

一祭文 同 活思師 一鞞(マ) 小僧泰百師(マ)

一鞞 同 智禪師 一鉢 同 該道師

一鉢 役僧大周師 一鈴之番 同 宅周師

一侍者 同 不庸師

同十一日 一御中陰御吊座餓鬼經ニ卷經ニ而御座候、朝五ツ

時より 要人様・權太夫様・六十郎様淨珊寺御

出ニ而御座候、安次郎様江茂御同前ニ御出ニ而候、

同日

一隆盛院和尚其外之役僧衆御出ニ而、御經讀誦有

之候、

同日  
一 朝粥、昼三番点心、晚御料理本膳四ツ組(奇干)しゆん

かん引物相付候、濃茶・薄茶迄出申候、

同日  
一 喜入十郎右衛門・山口文九郎・池田清兵衛・伊

地知太兵衛、用頼吉田孝右衛門、諸役人中相詰候、

同日  
一 隆盛院和尚并役僧衆御勤相濟、旅宿へ御帰之後、

於鉄様・於松様御焼香御参二而、御廟所迄御参二而御座候、

同日  
一 隆盛院并御同道之役僧衆、不残夜船二而御帰被

成候、

同日  
一 安次郎様・喜入十郎右衛門・山口文九郎・池田

清兵衛・伊地知太兵衛、右御頼之御人数御吊相濟候而、夜船(二カ)而御帰帆被成候、前以被仰聞置

候付、船四艘致用意参候、暮時分より五ツ之間

二御出船二而候、

十月十二日  
一 御夫婦様・權太夫様・於松様、新城より御帰帆

被成候而、八ツ時分二鹿兒嶋御着船二而候、吉田

孝右衛門も同前二被罷帰候、

去ル十日之事  
一 總州様御養生不被遊御時、今日八ツ時 御卒去

被遊候、此旨於鉄殿江可被申上候、左衛門殿よ

り、

(延享四年)

十月十日

本田孫右衛門

島津要人殿  
用頼

右之通被仰渡候付、當分 於鉄殿新城へ被成御

座候故、飛脚中村五角右衛門を以申上候、

同日  
一 總州様御卒去被遊候付、於鉄殿新城より御帰

宅之程不相知候間、用頼代吉田六之丞を以主計

殿御方へ相伺候処、十一日、久菴殿中陰相濟

候而、則 於鉄殿・要人殿・權太夫殿御三人共

(一カ)御帰宅被成候様二、早々飛脚を以可申越旨被

仰渡候付、右中村五角右衛門を以申上候、

十月十一日(慶力)  
一 嶋津要人□用頼 外肝付彈正殿・入来院主馬殿

用頼

右者、明十二日四ツ時御用候間可被罷出候、以

上、

(延享四年)  
十月十一日

浦生(清惠)十郎左衛門  
北郷(久徳)助太夫

右之通被仰渡候間、吉田六之丞用頼代ニ而御用  
御聞可被下旨頼存候、

同十二日  
一總州様十二日子刻御入棺被遊候、六之丞承候而

於鉄殿御方へ申上候処ニ、右ニ付而何様ニ被成

事ニ而候哉之旨、於鐘様御方へ納殿より問合申

上候処、山下御屋敷より何分ニも不被仰渡候、

何れ彼御方御差圖次第可致候間、其節通達可申

進由申来候間、岡留圓右衛門より右之趣申上置

候、

同十六日  
一於鉄殿磯江御焼香御參被成候、供廻り行烈ニ而

候、

同日  
一淨國院様浄光明寺へ御移之節、御寺迄於鉄殿御

供之名代被仰付□而、用頼可相動候、主計殿よ

り本田孫右衛門御取次ニ而被仰渡候、

十月十七日  
一山芋貳束 茶三袋 木之子紙袋壹ツ 酒壹樽

右者、御地頭所曾木噯宮里越左衛門、与頭中原

嘉納右衛門、地頭横目川田十左衛門為御忌間進  
上有之、於役所吸物・酒出候而被罷帰候、

同日  
一素麵一臺 手樽一ツ

右者、御夫婦様へ用頼吉田孝右衛門、役人谷

山甚五兵衛・平山十郎左衛門・岡留圓右衛門・

藺田佐司右衛門より進上仕候、

同十九日  
一新城妙蓮寺

右者、来ル廿五日於浄光明寺、

浄國院様御葬礼ニ付、野諷經被仰付候間、早々

差越出世平僧之訳正建寺へ相付可申出候、尤御

葬礼場へ罷出候節、伴僧一人外供廻り無用候間、

左様可相心得候、以上、

(延享四年)  
十月十九日

十月十九日

右之通、寺社奉行所より被仰渡候間、早々被差

越候様ニ新城役人方へ申遣候、

十月十九日  
一於鉄殿九ツ時浄光明寺へ御佛詣被成候、御供廻

り御行烈ニ而有之候、

同廿一日  
一野菜一臺 酒壹樽

右者、御忌問として御屋敷外方中宿之御家中より進上仕候、

同廿五日  
一素麵一臺 野菜一臺 樽一荷

御夫婦様江

同日  
一御重二重 柿一臺 手樽一ツ

權太夫様江

右者、新城・鹿屋御家来中并濱在郷より御忌問として、役人・与頭・浦役・庄屋・弁指・小觸

参上仕候而致進上候、

同廿五日  
一於浄光明寺、今晚五ツ時

浄國院様御葬禮御座候付、於鉄殿より御見立之御使吉田孝右衛門相勤候、小者一人對之御挑灯

遣候、足輕兩人袴着仕候而挑灯燈ニ参候、

十一月朔日  
一於鉄殿浄光明寺へ御佛詣被成候、御供廻り御行

烈ニ而御座候、

同六日  
一六十郎様新城より御帰リニ而御座候、

同廿七日  
一浄光明寺御法事方より役人御用之御趣御座候而、

谷山甚五兵衛罷出候処、

浄國院様四拾九日・百ヶ日御法事ニ付、於鉄殿より御香奠御物御取替を以被差上苦候間、此旨可申上置由被仰渡候間、右之段松山栄右衛門を以申上候、

同廿八日  
一浄國院様四十九日・百ヶ日御法事、於浄光明寺

御執行有之ニ付、要人朝六ツ時分より罷出候

而、八ツ後迄相詰申候、

同廿九日  
一右御法事ニ付而浄光明寺江

(宗信)  
太守様被遊御佛詣候付、要人御供被仰付候而

相勤申候、

十一月廿九日  
一於鉄殿より 浄國院様御法事ニ付、御香奠吉田

六之丞を以御進納被成候、

同晦日  
一浄國院様御法事ニ付、今日も 要人朝六ツより

罷出候而、浄光明寺へ相詰申候、

同日  
一青銅百足

右者、御法事ニ付而 要人より為御香奠浄光明

寺へ致献上候、使中村平左衛門相勤申候、

十二月十一日  
一鯉式本

右者、曾木へ被仰遣候而参候間、

太守様江御進上被成候、御取次大場正太左衛門、

同日  
一御肴一折積交 御樽一荷酒十五

(繼豐室)  
於嘉久様江 御夫婦より

同日  
一御肴一折積交

(榊山久備室)  
於貞様江 右同断、

右者、寒中為御機嫌伺御進上被成候、御使松山

平蔵、御取次丸田與右衛門、

十二月十四日  
一白餅一臺 但熨斗相添、

右者、 太守様江於鉄殿より寒中為御機嫌伺御

進上被成候、御使用頼吉田孝右衛門相勤被申候、

同十五日  
一要人四ツ前被致登 城候、

同十八日  
一近年御所帯方難被續候而、重出米出銀為被仰付

置事候へ共、御領國中到末々差迫り候由被 聞

召上候、依之此節猶以御所帯向嚴蜜ニ御儉約被

仰付、旧式之内をも被差追候条、今年より右出

米出銀之儀可差免候、

右之通被 仰出候付、重出米出銀今年より被

返下候間、組中・支配中・諸外城不洩様ニ可

被申渡旨、地頭・領主・与頭江可申渡候、

(島津久甫)  
左衛門

(榊山久初)  
主計

(島津久品)  
右平太

(郷原久雄)  
轉

(鎌田政昌)  
典膳

(延享四年)  
十二月

十二月十八日  
一近年士之風儀悪敷、酖利欲候者共有之由相聞得、

甚以不可然候、末々之者<sup>⑧</sup>迄も、邪成心底無之

様可相嗜候、

(延享四年)  
十二月

(本文書ハ旧記雜録追録五一六二号文書ト同一文書ナルベシ)

右者、昨日御寄合以上新納次郎兵衛御取次ニ而、

御用被仰渡候、今日要人致登 城候処、右之趣

御承ニ而御座候、依之御家中へ上下着仕可罷出

旨被仰渡、於書院要人様御出座ニ而、御用頼よ

り仰渡候趣御廣め御聞せ被成候、

同廿二日  
一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江

同日  
一御肴一折 於貞様へ

右者、山下御屋敷江 御夫婦より歳暮之為御祝

儀御参上三而御進上被成候、

同日  
一鮮肴一折 御年寄衆中へ御歳暮として 御夫婦

様より被遣候、

十二月廿二日  
一青銅百疋 但御目錄三而、

右者、御女中おたよへ為御歳暮 於鉄様より被

遣候、

同日  
一山下御屋鋪江御夫婦御参上被成候処三

太守様被遊御入、要人御同席三而 御盃御頂戴

為有之由候、

同廿三日

一周防殿事、来年拾五歳被罷成候付、家格之勤被

(忠紀)  
仰付度旨、備中様より依御願、昨廿二日御願之

通被仰渡、表立候而家格之勤来年より被致苦候

間、此段御知らせ申上候、以上、

(延享四年)  
十二月廿三日

重富役人  
中村助左衛門

新城  
御役人衆中

右之段、要人様へ申上候、

同廿七日  
一於嘉久様・於貞様より 要人夫婦へ歳暮之御祝

儀之御使者上村段兵衛を以被仰下候而、難有奉

存之御返答御申上三而候、段兵衛江者吸物・取

肴三而酒出申候、谷山甚五兵衛罷出候而致御挨拶候、

搦候、

十二月廿七日

一於鉄殿年頭其外吃立候節供廻り

一先拂忝人上下着 一挾箱忝ツかんはん兵次

一笠箱持忝人 かんはん 兵次 一納殿三人上下着

一陸尺四人 かんはん 兵次 一供女中衆四人

一草履持一人 かんはん 兵次 一女中付人足一人 無地 兵次

一茶弁當持一人 かんはん 兵次 一供押足輕一人 羽織袴

一合羽籠一荷 無紋兵次 一笠わく一荷 無地兵次

右行烈之節、夜中三而候ハ、

一紋付挑灯一對 羽織袴 一次挑灯式ツ無地兵次

平日之供廻り



一先掛彦人

一納殿兩人

一陸尺四人 かんはん兵次

一供女中衆三人

一文庫持彦人 かんはん兵次

一草履持彦人 右同

一女中付人足一人 無地兵次

一笠わく一荷 無地兵次

右之時、夜入候ハ、

十二月廿七日  
一紋付挑灯壹對 羽織袴

一次挑灯 無地兵次

右者、於鉄殿供廻り只今迄者別冊之通ニ而候へ共、年頭より相減申度存被申候、成合何程可有御座候哉、御尋申上候様ニ被申付候間、掛御目可被下候、以上、

(延享四年)  
十二月廿八日

吉田孝右衛門

肝付源之丞様

右、主計殿より書付之通ニ而可然被仰渡候間、来年頭より先キ五ヶ年之間、右通之御供廻り之

筈ニ候由、納殿江申渡候、

延享五年

辰正月元日

一要人四ツ前被致登 城候、供廻り家来兩人、小者一人、手道具一本ニ而候、但今年より先五ヶ

225

年諸事儉約被仰渡候而如斯ニ候、

同日  
一御舊例之式御三献上ル、

同日  
一黄幡御祝之御三献上ル、

右引次ニ御家中江御通被下来候へ共、御儉約ニ

而不被下候、

正月元日  
一當年御儀式方御相伴役人、藺田佐司右衛門江被

仰付候而相勤申候、

同日  
一黄幡御祝ニ付而役人中へ御盃被下候、御近習・

番頭・納殿頭・御側廻り御通被下候、

同日  
一於鉄様より役人中御近習・納殿役・醫師、留圓

夫婦江ハ御盃被下候、平納殿役者御通り被下候、

同日  
一於鉄殿

太守様江年頭之進上物金子百疋之御目録參 正上之被

成候節、可被差上候、

(延享五年)  
正月

(樺山久初)  
主計

右、伊地知 (季性) 千左衛門御取次ニ而被仰渡候、

同日  
一要人被致登 城候、御番頭御役ニ而毎日之出勤

二而御座候故、往日者略仕候而相記不申候、

同日 一御肴一折鯛貳枚 御樽壹荷酒十盃

於嘉久様江

同日 一御肴一折小鯛十三尾

於貞様江

正月二日 一肴一折小鯛十三尾

御年寄衆へ

右者、年頭為御祝儀御参上ニ而御進上被成候、

同日 一御太刀御目錄

太守様江年頭為御祝儀御家格□御直□御進上被

成候、

同日 一於鉄殿年頭為御祝儀御目錄ニ而金子百疋

太守様江御参上ニ而御進上被成候而、直ニ山下

御屋敷へ御参ニ而、夜入候而御帰被成候、

同五日 一御茶貳包 鈴貳對 蜜柑飛連籠貳ツ

御夫婦様江

同日 一御茶一包 蜜柑飛連籠壹ツ

權太夫様江

同日 一蜜柑飛連籠壹ツ

六十郎様江

右者、新城浄瑠寺・妙蓮寺年頭御祝儀ニ参上ニ

而被致進上候、 御對顔ニ而御盃被下候、

正月五日 一御肴一折鮮鯛貳枚居 平樽一荷酒十盃 里芋一臺

御夫婦様江新城・鹿屋御家来中より

同日 一御肴一折鮮鯛貳枚居 平樽一荷酒十盃 里芋一臺

權太夫様・六十郎様江 相中より

右者、年頭之為御祝儀、役人海江田寛左衛門、

与頭牧作右衛門・檜木九郎左衛門、浦役池田四

郎右衛門、庄屋伊地知甚角、弁指・功才・小觸

召烈候而、参上仕候而致進上候、 御前へ被召

出候而、皆 御盃被下候、下役之面々者 御目

通ニ而酒被下候、

同日 一御肴一折鮮鯛貳尾 平樽一荷 茶一臺

右者、曾木暖川田次右衛門・郡見廻福崎六郎右

衛門年頭為御祝儀進上ニ而候、於表書院 御對

面ニ而御盃被下候、左候而、一汁二菜之料理・

正月五日 取肴ニ而酒出候、相伴谷山甚五兵衛、

一鮮肴一折 手樽壹ツ

右者、曾木暖衆・郡見廻衆より此方役人中へ被遣候而相開キ申候、

同七日

一七日之御祝、御三献差上候、夜入候而、御舊例之鬼追有之候、

同十日

一封物忝通 嶋津要人殿 有川幸右衛門(貞利)

御自分事、明十一日御用候間、麻上下着用ニ而可被罷出候、以上、

(延享五年)

正月十日

同十一日

一昨日麻上下着用ニ而可罷出由候間、登 城仕候

處ニ、二番組頭御番頭御役被仰渡候、

同日

一ニ番組頭 御番頭本之通、

嶋津要人

右之通御役被仰付候、

(延享五年)

正月

(島津久岳)

右平太

右之通被仰付候而、則御請申上候、

正月十一日

一御旧例之御鎧之御祝、於表書院御三献・餅汁ニ

御銚子差上候、御相伴吉田孝右衛門役人ニ被仰

付候、

同日

一御家中江御鎧之餅汁計被下候而、御通り者御儉

約ニ而不被下候、

同日

一御舊例之通、於役所御蔵開キ之御祝有之、吉田

孝右衛門役人中餅汁被下候、右ニ付御三献用頼

衆役人藺田佐司右衛門、

同日

一右同断ニ付而、挾肴ニ而酒被下候人数、用頼并役

人中、當年之御年男岡留唯右衛門・谷山常右衛

門、御祝物方料理役岩重平五左衛門、

同十二日

一要人様御役御當被成候付、役人中者御直ニ御祝

儀 御夫婦様へ申上候、御家中之面々者御側迄

御祝儀申上候、

同十三日

一以手紙致啓達候、然者備中殿今日麻上下着用ニ

而御用之由昨日被仰渡、御差圖之通被罷出候處、

(継慈)

隅州様御病身付而備中殿儀先年勤方被仰付置候

處、此節 御家督被遊候付、勤方御断被申出置、

願之通 御免被仰付候、数年首尾能被相勤、苦

勞被思召由 御意之趣承知之由、於 御前主計

様御取次を以御道具拜領被致、難有被奉存候、

此段各迄御知らせ申上候間、御夫婦様江宜御申

上頼存候、以上、

(延享五年)

垂水

正月十三日

伊集院八兵衛

新城

御役人衆中

右之通申来候間、則申上候、

同十五日

一御肴一折鯛貳枚 御樽一荷酒十盃

於嘉久様江

同日

一御肴一折鯛大小九ツ

於貞様江

同日

一鮮肴一折 但そうち魚一献 御年寄衆中江

右者、山下御屋敷江 要人年頭為御祝儀進上被

仕候、且又今晚御福引ニ付而、真綿一把箱入ニ

シテ御持せ被成候、

正月十六日

一御所帯方難被續御儉約被仰渡候 (付箋切片アリ、ヨメズ)ニ付而者、私妻

方江被成下候御高三百石之所務之内、御見合を

以差上申度奉存候、此等之段被仰上可被下儀奉

頼候、以上、

(延享五年)

正月十六日

嶋津要人

右之通口上書相調、御用人有川幸右衛門方ニ直

ニ差出置候、

本文差出置候処、當二月廿九日、有川幸右衛門

より用頼方へ被申渡候者、御高三百石之内何程

可被差上由、員数相究可被申出由被仰渡候、

二月六日

一私弟細滝權太夫江喜入主膳娘縁与仕度内々申談

候、權太夫儀

隅州様御方御側御小姓被仰付置候付、此段御内

意申上候条、被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(延享五年)

二月六日

嶋津要人

右書物、御用人福山平太夫方へ差出候処、被請

取置候、

二月十日  
一 島津要人

来ル十九日、(吉貞母)蘭宝院様御正忌日付福昌寺御位牌所

江 御代参、但支度熨斗目半上下、

右之通可被相勤旨可申渡候、

(延享五年)  
二月拾日 (島津久富) 矢柄

同十五日  
一 太守様原良御屋敷江被遊 御入候ニ付而、於

嘉久様より於鉄殿事も御参可被成由被仰遣候而

御参上ニ付、御重一組御進上有之候、

同廿日  
一 太守様尾畦江御出被遊候、於鉄殿江も御召ニ而

御参ニ付而、御進上物之儀者御姫様方御相中よ

り御上ケ被成答候、山下御屋敷御取替ニ而御調

有之答也、

同廿二日  
一 要人四ツ前登 城被致候而、八ツ後より 備中

様御方へ御見廻被申候而、夜入九ツ時分ニ被罷

帰候、

同日  
一 御肴一折 手樽志ッ

右者、(貴遊)玄蕃様江御縁與被仰渡候付御祝有之、

新納四郎殿御相合ニ而右品被進候、

二月廿二日  
一 私弟細瀧權太夫江喜入主膳娘縁與為仕度、内々

申談候、御免被仰付被下度奉願候、此等之趣

被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(延享五年)  
二月廿二日 島津要人

右願書、御用人三崎平太方へ差出候而被取置

候、本文辰三月十一日願之通被仰付候段、御用

人北郷助太夫、北村助左衛門御取次ニ而被仰渡、

直ニ要人御礼申上候、

同廿八日(久章・久尚)  
一 島津大学殿御娘、入来院主馬殿江縁與被仰付候

旨、今日島津矢柄願承知有之候ニ付、此段各様

迄御知せ申達候、以上、

(延享五年)  
二月廿八日 入来院主馬殿用頼代

嶋津要人様 伊東喜兵衛

御用頼衆

同卅日  
一 御所帯方難被續御儉約被仰渡候付而者、私妻方

江所務を以被成下候御高三百石之内、百石差上

申度奉存候、此等之段被仰上可被下儀奉頼候、

以上、

(延享五年)

二月卅日

島津要人

三月三日

一 太守様江於鉄殿より上巳之御祝儀、用頼吉田孝

右衛門を以被仰上候、

同日

一 御手樽一ツ 御重一組

右者、 要人山下御屋鋪へ節句之御禮ニ参上ニ

付而、御進上被成候、

同日

一 御用之儀候間、麻上下着用ニ而來十一日四ツ時

被罷出、御目付江取合、首尾可被申出候、以上、

(延享五年)

三月八日

北郷助太夫  
(久徳)

嶋津要人殿

同十一日

一 御肴一折鯛式枚 角樽一荷十盃

主膳殿御方江

同日

一 御肴一折鯛式枚 角樽一荷十盃

安次郎殿御方江

同日

一 御重一組 主膳殿奥方江

右者、喜入主膳殿御方江權太夫方へ御縁中□□

候為御礼、御夫婦御見舞被成候ニ付而被進候、

權太夫・六十郎も同心被致候、夜七ツ時分ニ帰

館ニ而候、

三月十二日

一 御肴一折鮮鯛式尾 手樽一酒十盃

右者、智鏡院殿・おはんとこの江 空殿御在江戸

付而、於鉄殿より御留守問として被進候、御使

岩重平五左衛門相勤申候、

同十三日

一 於鉄殿山下御屋鋪へ御参ニ而、直ニ 御本丸へ

御花見御参上御座候、御進上物之儀者於鐘様御

方ニ而御調有之候而、御相合御進上被成候、左

候而、 太守様御事者、今日兒ケ水江御湯治被

遊御越候、

同廿日引付

一 錢三貫式百八拾三文 文銀ニシテ四拾六匁老り毫

毛

内

四拾四匁四分七リ三毛 御籠飯一組代

壹匁五分三リ八毛

二年酒代

嶋津要人殿

役人

右者、隅州様御臈中ニ付、於江戸於鉄殿より  
進上物御取替を以相濟候間、返銀可申渡旨、江  
戸物奉行より問合有之候間上納也、  
(延享五年)

三月廿日 有馬正左衛門

進物蔵役人

右御引付相渡候付、則致上納候而請取取置候、

同廿一日  
一權太夫江昨日御近習役澁谷喜三左衛門より麻上

下着ニ而御用之儀被仰渡、今日罷出候処、當秋

代り江戸詰被仰付候、御取次大場庄左衛門を以

被仰渡候、

同廿六日  
一白木御箱二重 但御干菓子入、

太守様児ケ水御湯治被遊御越候ニ付而、為御機

嫌伺於鉄殿より御進上御座候、御文相添申候而、

山下御屋敷江御頼被成候而、彼御方より児ケ水

へ御上ケ被成筈ニ候、

同廿九日  
一鮮肴一折 手樽一ツ

右者、澁谷喜三左衛門方へ要人御尋申ニ付而持

せ候、

四月朔日引付  
一錢七百拾四匁 文銀九匁九分九厘六毛

御籠飯一對 御酒代

嶋津要人殿  
役人

右者、隅州様御臈中ニ付、大身分・御家老・  
若御年寄・大御目附・寄合并衆御相中より於江

戸御取替を以進上物相濟候間、返銀可申渡旨、

江戸物奉行より問合有之候間為返銀上納也、  
(延享五年)

四月朔日 家村彦兵衛

かね蔵役人

同月十四日  
一權太夫今日吉日ニ而御婚禮御座候、依之御次第

書、

同日  
一當日四ツ時過、弥今日權太夫九ツ時分より罷出

可申候間、諸事前以申談置候通、御新造様暮時

分より御出可被下旨、伊地知太兵衛を以可被仰

入候、

同日  
一書院床立松、掛物壽老人、

同日  
一御新造様御出前以遠目付置、御出之段申通候節、

御待上薦盛塩御持御出迎、要人殿御出迎可被成

候、御勝手見廻之衆薄縁迄御出、役人中門脇迄

可罷出候、

四月十四日

一主膳殿御夫婦御出之節、遠目御勝手詰之衆、役

人右同断、

同日

一御熨斗上ル、

同日  
一御三献 但御人数御新造様・鎌田市藤太殿奥方・

權太夫

同日  
一御熨斗下ル、

同日  
一主膳殿御夫婦、其外御勝手之衆御着座、

同日  
一御薄茶上ル、 一御たはこ盆上ル、

同日  
一御持せ物披露、一於鉄殿より被進物披露、

同日  
一御銚子上ル、 一御挟肴上ル、

右段々差上候而、時分見合御料理上ル、一汁三

菜、

同日  
一御蓋御銘々差上、御肴・御吸物・御挟肴差上候

而三篇相濟、御湯上御膳下ル、

同日  
一御茶菓子上ル、 一御濃茶上ル、

四月十四日  
一御持せ御披露、一御吸物・御肴・御銚子段々差

上ル、

一御内證江御新造様御入、御茶立御祝、

但御茶立調之儀、忝人見合可申付候、

一御吸物・御銚子・御肴段々差上、時分見合御後

段上ル、

一御立之節、御出之節之通同前、

主膳殿御方御次第書

一當日近方へ遠目附置、御出之段可申通候、

一表書院床掛物、竹三立松、

一奥書院床掛物壽老人、

一御簀様御出之節、勝手見廻之人玄喚迄可被罷出

候、於奥書院御腰物御刀掛三可被懸候、

一安次郎殿玄喚迄御出可被成候、主膳殿二茂御出

迎可被成候、

一御簀様奥書院江御通御着座、御新造様并喜藤次

殿奥方御出合、

一御熨斗上ル、 一御三献 但御人数三人



四月十四日  
一 要人殿其外御三献不相濟内ニ御出被成候ハ、

表書院へ御案内可申上候、

一 御三献相濟、何れも奥書院へ御通り御着座、

一 御熨斗下ル、一 御薄茶 一 御たはこ盆

一 御進物披露、一 主膳殿夫婦御出、御請可被成候、

一 御太刀目録

但御聲様へ主膳殿より御祝被成候而、御内證ニ而可

被進候、

一 御吸物 一 御銚子 一 御挾箱

一 御料理一汁三菜 一 御盃銘々上ル、

一 御銚子上ル、一 御肴 一 御銚子 一 御吸物

一 御銚子 一 御挾肴 一 御湯上ル、

一 御膳下ル、一 御茶菓子 一 御濃茶

一 御持せ御披(露脱之)

一 見合次第御吸物・御銚子・御挾肴段々可差上候、

一 御立之節、最前之通詰合之面々可被罷出候、

御同心人東郷四郎左衛門、

四月十四日  
一 御肴一折鮮鯛式枝 平樽一荷酒十五

一 御茶六袋 御化粧二箱

一 御燕脂二

右權太夫より之御進物として被進候、

一 此方御勝手江御頼被成候而御出之御人数、嶋津

頼母殿御夫婦・鎌田市藤太殿奥方・和田源右衛

門・内田仲衛門(左脱之)・郡山嘉右衛門・伊地知太兵衛

二而御座候、

一 主膳殿御夫婦・御新造様・安次郎殿奥方夜五ツ

時分御出可被成候、

一 御肴一折鯛式枝 御樽一荷

右權太夫殿江主膳殿御夫婦より被進候、

一 御肴一折鯛式枝 御樽一荷

右要人殿江右同断、

一 御肴一折積交

右六十郎殿江右同断、

一 御肴一折積交

右權太夫殿江安次郎殿御夫婦より被進候、

右者、六折目御婚姻當日為御進物參候、御披

露吉田孝右衛門、

四月十四日  
一 御太刀一腰 青銅百足

右者、權太夫殿江主膳殿より被進候、

一御肴一折 御手樽一荷

右者、權太夫殿江嶋津頼母殿御夫婦より被進候、

一御肴一折 御樽一荷

右者、權太夫殿へ鎌田市藤太殿御夫婦より被進候、

一御座人数、御新造様・主膳殿御夫婦・頼母殿御夫婦・市藤太殿奥方・内田仲左衛門・郡山嘉右衛門・和田源右衛門・伊地知太兵衛、要人殿・

權太夫殿・六十郎殿、

一御待受市藤太殿奥方御勤可被成候、

一御婚姻ニ付而、役人中・御附女中、随性尼・於由良・浅田元右衛門江輕キ料理被下候、

一何れも様御供廻り士迄、於番所挾肴ニ而酒振舞

申候、菌田佐司右衛門出合候而致挨拶候、

四月十四日  
一御時服一重

右者、御婚姻之當日、御新造様江於鉄殿より御祝被成候而被進候、御披露吉田孝右衛門、

一主膳殿奥方并新造様より御用頼役人中へ御盃被

下候、

同日  
一御肴一折 御樽一荷

右者、御婚禮之翌十五日、初而權太夫夫婦奥江

御参ニ付而、要人様御夫婦様へ被進候、

同日  
一晒壺疋

右者、權太夫奥方江 要人様御夫婦より初而奥

同日  
江御出被成候ニ付、御祝被成候而被進候、

一御肴一折 御樽一ツ

右者、御婚禮之為御祝儀、權太夫様へ役人中

より進上仕候而、皆々御盃被下候、

同日  
一御肴一折鮮鯛貳枚 御樽一荷酒十五

同日  
右主膳殿御夫婦江 權太夫夫婦より

四月十六日  
一御肴一折 御樽一荷

同日  
右安次郎殿御夫婦江 權太夫夫婦より

一御肴一折 御樽一荷

同日  
右主膳殿御夫婦江 要人より

一御肴一折 御樽一荷

同日  
右安次郎殿御夫婦江 要人より

同日  
一御肴一折

右幸之丞殿・八之丞殿江 要人より

右者、四月十六日、要人・權太夫夫婦御三ツ

目トシテ主膳殿御方江被罷出候節被進候、

同日  
一青銅百疋

右者、為御三ツ目御見廻之節、彼御方御用頼被

遣候、

同日  
一銀貳両

右同断ニ付而、彼御方役人江被下候、

同日  
一小杉原三束

右同断ニ付而、主膳殿御方年寄女中へ被下候、

四月十六日  
一青銅百疋

右者、御三ツ目御祝儀ニ御出之節、水掛上之衆

江御祝被成候而被下候、

同日  
一麻上下一具

右者、水掛ニ付而彼御方役人江權太夫より遣候、

同日  
一鮮肴一折 手樽一ツ 多葉粉三斤

郡山嘉右衛門江

同日  
一鮮肴一折 手樽一ツ 東郷四郎左衛門江

同日  
一鮮肴一折 内田仲左衛門江

右者、權太夫婚礼ニ付、諸事御世話頼存候為御  
禮、要人より遣候、

(四月十四日ヨリ十六日案ハ六六号、三九九号トホボ同文ナリ)

同十九日

一淨國院様御遺髪高野江御登山ニ付、今晚淨光明

寺被遊御立筈ニ而、要人江御手長勤之儀被仰

渡、夜九ツ時分淨光明寺へ被罷出候、

同日  
一右ニ付、於鉄殿御見送之御使吉田孝右衛門、

四月廿日  
一太守様南泉院江被遊御佛詣候ニ付、要人江御供

被仰付候而相勤申候、

同廿一日  
一御肴一折鮮鯛貳枚 平樽一荷酒十盞

御夫婦様江

同日  
一御肴一折右同 平樽一荷右同

權太夫様御夫婦様へ

同日  
一御鉢肴 手樽一ツ

六十郎様江

右者、此節 權太夫様御婚礼首尾能相濟候為御

祝儀、新城・鹿屋御家来中より進上仕候、役人

中津野太郎左衛門、与頭池田魚右衛門、浦役池

田四郎右衛門、庄屋伊地知甚角、弁指・小觸召  
烈□而參上仕候、依之御銘々様より御盃被下候、

下役之面々者 御目通ニ而酒被下候、

同廿四日  
一御肴一折 平樽一荷

要人様御夫婦様江

四月廿四日  
一御肴一折

權太夫様御夫婦様江

右者、權太夫様御婚禮之為御祝儀、か籠御家中

より進上有之候、今日者 御兄弟様御出勤ニ而、

御双方之奥方様より相應之御返答ニ而取次より

申達候、取次役永野次左衛門、代官役森弥右衛

門、右兩人權太夫様御宅へ被召出候而、奥方様

より御盃被下候、左候而、番所廣間ニ而吸物・

取肴ニ而酒出候、相伴者當番谷山常右衛門相勤

候、

同廿六日

一於貞様御婚姻、當十二月可被相整旨昨日被仰渡

候、此段為御知可申上旨被申付候、以上、

(延享五年)

四月廿六日

權山主計用頼

大窪喜助

嶋津要人様  
御用頼衆中

右御知らせ有之候ニ付申上候処ニ、御祝儀被仰

遣候、

同廿八日  
一有章院様御法事ニ付而、南泉院江要人早朝より

罷出候而被相詰候、  
(徳川家継)

五月朔日  
一自照院様永、御病氣被成御座候処、今日御死去

被成候段、種子嶋蔵人殿用頼衆より御知らせ申

来候而、要人・權太夫江申聞候得者、則御悔ニ

御見廻被申候、依之御家中相慎候様ニ被申渡候、

同日  
一自照院様御事御伯母ニ而候へ者、忌掛之儀月番

御用人基太村助左衛門方へ用頼を以御尋被申候

處、御忌半減ニ而十日、御服三十日之由被仰聞

候、

同四日  
一自照院様御葬礼於正建寺御執行御座候ニ付而、

要人・權太夫御見立ニ正建寺へ被罷出候、

同六日  
一青銅百足

右者、自照院様御中陰御吊ニ付為御香奠被進候、

使谷山常右衛門、

同日  
一於鉄殿

右、御家督御任官、御家督初而御下國ニ付而御祝被成、来ル十五日、(綱貫雜至) 信證院様・於栄様・於(綱貫女)

嘉久様江御料理被進御能可被仰付候、朝五ツ時

御本丸より御入被成候様被仰進候間、當日御参

り御相伴御(勳力)之様ニ被思召候、右之通先例を以

明後六日可申上候、

(延享五年)

五月四日

(樺山久初)

主計

右者、伊地知千左衛門より用頼御用ニ而吉田六

之丞方へ承候、依之 於鉄殿江於沢ニ而申上候、

五月十三日

一来ル十五日、御家督御祝ニ付、御本丸江於鉄殿

御参被成等ニ先日被仰渡置候処、右御祝来ル廿

一日ニ被召延候間、此段申上候様ニ与用頼方へ

新納次郎兵衛より被申渡候、

同十五日

一要人被致登 城候、

同十六日

一於鉄殿福昌寺・浄光明寺へ御佛詣ニ而御座候、

然者浄光明寺脇寺海蔵院へ御立寄被成候、御供

廻り御定之行烈ニ而有之候、

同十七日

一於鉄殿江戸江暑氣中伺御機嫌、今月末式日御使便ニ被申上候様ニ御知らせ可申違候、

右之通被仰渡候ニ付、用頼より於沢を以被申上

候、

五月廿一日

一御家督御祝ニ付、御本丸江於鉄殿朝六ツ後御

参被成候、當正月被仰渡通之御行烈ニ而候、右

ニ付金子式百疋御目錄を以 太守様江御献上被

成候、

六月朔日

一御着一折 手樽壹ツ

右者、末川金之丞殿御元服被成候ニ付、為御祝

儀従 要人進上被申候、

同二日

一廿三日

嶋津要人

(實久) 大中様御正忌日付南林寺江御代参、

但

支度半上下、

右之通可被相勤旨、如例可申渡候、

(延享五年)

五月

(島津久富)

矢柄

右之通、今日被仰渡候間御請御申上ニ而候、

六月三日  
一妙高院殿十三年御回忌、(久隆母・久雄繼室)寶蓮院七年之御御回忌

之御吊於桃仙院御執行有之候、二卷經三施鐵鬼半齋ニ而御座候、出家衆五人、權太夫并吉田

孝右衛門相伴ニ而候、要人江者八ツ後佛詣被

致候、

六月九日  
一兵庫様・備中様・玄蕃様八ツ後御出被成候而、

御吸物・御取肴・御銚子・二汁三菜之御料理・

御茶・菓子等段々ニ上候而、緩々御咄有之、

御機嫌能夜入四ツ過ニ御帰被成候、

同日  
一御肴一折 御手樽一荷

兵庫様より 要人夫婦江

同日  
一御肴一折 御手樽一荷

備中様より 要人夫婦江

同日  
一御肴一折 御手樽一荷

玄蕃様より 要人夫婦江

右之通、御出付而御進物被遣候、

同日  
一草紙二部 唐筆三對 唐墨二挺

右者、玄蕃様初而御出ニ付、要人より致進上候、

同日  
一樺山主計殿・喜入安次郎殿・本田孫右衛門・澁

谷喜三左衛門・西田嘉左衛門・門司金右衛門・

和田源右衛門・伊地知太兵衛、御醫師川上瑞元、

御茶道大廻三的、今日右御客人様為御取持御頼

被成候而、皆々昼八ツ時分ニ御出被成候、

六月九日  
一鮮肴一折 要人江 主計殿より被進候、

同日  
一鮮肴一折 御夫婦江 澁谷喜三左衛門より被遣

候、

同日  
一御包丁人久保藤兵衛、御料理衆久保長兵衛・下

河邊仙蔵、今日 御客人様御招請ニ付而御頼ニ

而、昨日より御出ニ而萬事御太儀御座候、

同日  
一座問常佐 御客人様為御取持被召寄候、

同日  
一太守様正御誕生日ニ而御祝御座候付、於鉄殿御

召ニ而 御本丸江御參被成候、右ニ付御進上物

之儀者、御物御取替ニ而御調有之以後返銀上納

之筈ニ被仰渡候、右諸入め式貫四百十五文出錢

之儀申来候而、山下御屋敷上納仕候、田中四郎

兵衛より請取出候、

同日  
一於鉄殿原良御屋敷へ御參ニ付而、籠飯一組御進

上被成候、

同廿三日  
一大中様御正忌日ニ而南林寺江 御代参、兼而被

仰付置候間被相勤候、

同廿三日  
一權太夫来ル廿七日御當地發駕之筈ニ付而、今日

御首途御座候而御祝有之候、

同日  
一權太夫登ニ付、御饒別として 要人より料理寄

合ニ而御座候、依之安次郎殿御夫婦御招ニ而御

出被成候、

同廿七日  
一權太夫江戸詰被仰付候而、今日出駕ニ而御座候、

供者浅田元右衛門・松原郷右衛門主従三人ニ而

候、

同日  
一右ニ付、喜入主膳殿奥方・安次郎殿御夫婦・畠

山喜藤次殿奥方・和田源右衛門・伊地知太兵衛

朝四ツ前より御出被成候而、夜入五ツ後各御方

被成候、尤朝昼飯、御料理・御吸物・御取肴・

御菓子・御銚子段々出候、

同廿八日  
一素麵壹貫五百目

右者、 太守様江於鉄殿より暑氣為御機嫌伺、

同日  
用頼吉田孝右衛門を以御進上有之候、

一御肴一折 手樽一ツ 備中様江

六月廿八日  
一御重二重 備中様御子共達江

同日  
一御肴一籠 おしんとのへ

右者、於鉄殿垂水御屋敷へ御尋被申候付而被進

候、

七月朔日  
一要人四ツ前被致登 城候而、八ツ後被罷帰候、

同日  
一御重一組

同日  
太守様江 於鉄殿より

一御肴一折 素麵一臺

同日  
於嘉久様江 御夫婦より

同日  
一西瓜一折

同日  
於貞様江 右同、

同日  
右者、暑氣為御機嫌伺於鉄殿より御進上御座候、

七月七日  
一御肴一折 鮮中鯛十三 御樽一荷酒十四盃

右者、 太守様山下御屋敷へ被遊御入候ニ付而、

御召ニ依而 御夫婦御参上ニ付而進上被成候、

七月八日  
一素麵一臺

右者、主計殿御夫婦江要人より暑氣為御尋、使

を以被進候、

同十三日  
一三十六人哥合、白木箱二入、烏丸前大納言光榮

卿筆、外題近衛閑白家久公、

右者、淨國院様為御遺物、去ル十日御拜領被成候、  
嵯山主計殿御書付相添候、

同十四日  
一素麵一臺 角樽一ツ

右者、於嘉久様より久延觀海院殿初而之御聖靈

二付、為御手向御夫婦江御拜領御座候、

同十四日  
一御燈爐一對中小蠟四丁添、

右者、淨國院様御佛前へ御進上被成候二付、

淨光明寺へ御持せ被成候、

同日  
一御燈爐一對蠟四丁添、 西瓜貳ツ

右者、山下御屋敷へ於鉄殿より御進上被成候カ

同日  
一官香五袋 西瓜貳ツ

右者、於巖様より觀海院殿初而之御聖靈二付、

佛前へ為御手向御兩人江被進之、御口口之候、

七月十四日五日  
一盆兩日、御聖靈御祭例年之通御執行有之候、尤

福昌寺御牌様江御佛詣、南林寺御墓參御座候、

新城 觀海院様御墓所へ何れも様より御燈爐御

進上御座候、

同十五日  
一於鉄殿正御誕生日ニ而御祝御座候、并諸子之御

祝御座候而、御三獻・御吸物・御取肴・御料理・  
御菓子等差上候、

同十五日

一御自分儀御用候間、明日四ツ時可被罷出候、以

上、

寛延元年  
七月十六日

久延  
新納次郎兵衛

嶋津要人殿

同十七日

一於鉄殿

同日

一六月廿三日 菊姫様御目見御礼被為濟候、

同日  
一右當日、公方様・大納言様より上使松嶋様、  
大御所様より上使清崎様を以 姫君様江御給物、  
竹姫・徳川綱吉養女

菊姫様へ御拜領物有之候、

七月十七日

一右同断二付、從 公方様 大御所様以上使 隅  
州様へ御拜領物、

右御祝儀、明十八日、太守様江被仰上、来ル

廿一日、御使便文を以 姫君様 隅州様 菊

姫様江可被仰上候、  
吉貴養女於喜代様江御祝儀事被仰

上參候御方者同断二候、此段為御知申違候、



(寛延元年)  
七月

(榊山久初)  
主計

右之通、御側御用人新納次郎兵衛御取次ニ而被  
仰渡候付、於沢ニ而申上候、

同日  
一昨十六日夜、嶋津大蔵殿御葬礼御座候付、為御  
見立使被遣候、

同十七日  
一錢壹貫九百七拾五文 文銀 ニシテカ 廿七匁七分

御肴一折三枚續交

同日  
一錢五百貳拾四文 夏通諸白拾四盃代

合錢貳貫五百三文 六ツ割御老人前四百拾七

文ツ、

兵庫様 於貞様 於鐘様 李様 於鉄様 主

馬様

右者、去ル十三日、於 御本丸御生身玉御祝之

節、御相中より 太守様御進上被成候付、山下

御屋敷より御取替を以被相調候間、右御割合之

通御返銀御持せ可被成候、此段申達候、順達被

成、末より此書付返納可有之候、以上、

(寛延元年)  
七月十七日 山下御屋敷納殿  
右之 役所  
役人中

同十八日  
一於鐘殿・於鉄殿

右者、御守殿江御祝儀事等、只今迄者 於嘉

久様御文之内ニ被相込候而為被申上事候得共、

向後直文を以、村路迄被申上候様ニ、

姫君様被 仰出候、

右之通御承知被成候様ニ、肝付弾正・嶋津要人

江可相達候、

(寛延元年)  
七月

(榊山久初)  
主計

右之通、御側御用人新納次郎兵衛御取次ニ而要

人江承候、来ル廿一日、江戸御使より之御状、

御直御文之筈ニ而御座候、

七月廿一日

願名  
市太夫

右、亡父嶋津久龜江從 浄國院様拜領為被仰付  
置名ニ而御座候、差障不申候ハ、右通改名被仰

付被下度奉願候、此旨御申上可被下儀奉頼候、  
以上、

(寛延元年)  
七月廿一日 嶋津要人

本文願之通名替被仰付候条、如例可申渡也、

(寛延元年) 七月 典膳 (鎌田政昌)

右之通、七月廿八日被仰渡候、

同廿三日  
一於鐘殿・於鉄殿

右者、房姫様(徳川宗勝女、宗信室)此間御病氣被成御座、御養生方

被尽手候得共不被為叶、今月五日被成御逝去候旨、尾張様御方より御知らせ有之候段御到来

候、依之来ル廿三日、御女中様より御相中使

被差越候間、右御使便文を以 姫君様 隅州様

御機嫌伺可被申上候、

七月廿三日

一水野老岐守様御病氣被成御座候処、先月廿六日被成御卒去候段御到来候、是又右御使便

隅州様・於喜代様へ御機嫌伺之儀被申上來候通

可被成候、

右之通御知らせ可申達候、

(寛延元年) 七月廿一日 典膳 (鎌田政昌)

右者、用頼御用ニ而本田孫右衛門御取次ニ而被仰渡候、直ニ沢田を以 於鉄殿江被申上候、

同廿四日

一私事、私領江久々先祖墓参不仕候、且又家来共

江申付置度儀も御座候間、日数廿八日御暇被成下度奉願候、左候而、御用之間を見合差越申度

御座候、此等之趣御申上可被下儀奉頼候、以上、

(寛延元年) 七月廿四日 島津要人

右願書、町田郷九郎殿江頼差出候処、基太村助

左衛門御取次ニ而被請取置候、

七月廿四日

島津要人

右者、御家督ニ付浄光明寺・本立寺・興國寺へ来月二日御進納物被遊 御代参被仰付候、支度長

上下着用可被相勤候、此段可申渡候、

(寛延元年)  
七月

(島津久富)  
矢柄

右之通、基太村助左衛門御取次ニ而被仰渡候、

同廿九日

一要人名替之願申上候処、願之通市太夫与御給ニ

而候、新城・鹿屋并諸所中宿之家来中不洩様ニ

申渡候様ニ被仰渡候□申渡候、

同日

一御三寸鈴式對 大兵紙袋沓ツ

右者、新城諏方明神御祭之神供、例年之通社司

郡山怒兵衛參上仕候而進上申候、

同晦日

一火繩一臺 市太夫様江

同日

一御肴一折 平樽一荷 御夫婦様江

同日

一御肴一折 平樽一荷 權太夫様御夫婦様江

七月晦日

一御肴一折 六十郎様江

右者、新城并鹿屋・敷根中宿家来、新城名濱惣

人数より八朔之為御祝儀進上仕候、役人代中津

野弥太右衛門、与頭牧作右衛門、浦役代池田文

藏、庄屋伊地知甚角、弁指・小觸召烈候而參上

仕候、御前へ被召出候而御盃被下候、下役之

面々者 御目通ニ而酒被下候、

辰八月朔日

一例年之通、御太刀一腰 御馬壹足御目録ニ而

御本丸於菊之間進上仕候、使中村平左衛門、御

取次本田次郎右衛門ニ而御座候、

同二日

一淨光明寺・本立寺・興國寺江 御家督ニ付御代

參被仰付置候付、市太夫朝四ツニ被罷出候而相

勤被申候、八ツ時分被罷帰候、

同八日

一於貞様九ツ時分御入被成候而、夜八ツ過ニ御立

被成候、

同日

一主馬殿江被仰遣候而御出被成候、

同日

一御座付御吸物・御差味・御銚子上ケ候而、素麵

差上候而後、一汁三菜之御料理・御吸物・御取

肴・御菓子段々上候而、御夜食迄差上申候、

七月八日

一西田嘉左衛門・門司金右衛門・吉井正甫御供ニ

而御座候、

同日

一御包丁人衆久保甚兵衛、御料理衆久保甚之丞、

御行器衆山口九郎左衛門御頼被成候、働夫兩人

參候、

同日

一大学殿御家来淨瑠利語丸田傳右衛門并三味線引

清部被召寄、御取持御座候、

同十一日  
一御重一組 御湯形一ツ 御細工之物一包

右者、薩州様御供ニ而 主馬殿御上洛被成候

付、於鉄殿御見廻ニ而被進候、

同十二日  
一御帷子式ツ 但御紋付

右者、太守様より於鉄殿江御給被成候、

同十五日  
一御肴一折横交 御樽一荷

右者、於鉄殿七月十五日御誕生日候へ共、御祝

之儀御差延被置候付、當日御祝物 於嘉久様江

御進上被成候、

同日  
一太郎坊様御祭、例年之通御執行有之候、

八月十六日  
一島津周防殿御前髮取被成候付、於鉄殿より御祝

儀之御使被進候、松山栄右衛門相勤申候、

同廿三日  
一太守様下弓 御上覽ニ付、夜七ツ半市太夫罷出

候而弓場事相濟、七ツ半ニ罷帰候、

同廿七日  
一觀海院様一周忌御吊、来ル晦日御執行有之ニ付

而、御牌様御越被成候様ニ申遣候処、今夜四ツ

時御着船ニ而御座候、新城より淨珊寺和尚并小

僧一人、中津野弥太右衛門・郡山惣兵衛、足輕

中馬銀右衛門御供仕候、御屋敷より御船元迄御

供猪八重與八左衛門參候、

同日  
一御牌様屋鋪へ御入被成候而、御茶・御菓子御靈

膳差上候、

同日  
一来ル晦日、觀海院様一周忌御吊御焼香、和尚

隆盛院江吉田彦右衛門を以御頼被成候処、弥御

出可被成由候、依之此方より右吊執行之儀者、

懺法二卷經、施餓鬼半齋之執行ニ仕度御座候、

右御心得を以役僧衆乍御無心被召烈、晦日朝よ

り御出可給由被仰遣候處ニ、被入御念被仰下段、

委細畏申候、弥役僧召烈可罷出由ニ而、左之通

書付被遣候、

八月廿七日  
一懺法二卷經、主伴八人、外内僧一人、但前日より

莊嚴ニ可參候、

同日  
一鼓 鉞 此方より持參可申候、

同日  
一五六之卷 但九人分 桃仙院より參候様ニ可被

仰遣候、

同日  
一磬木魚 右同断、一打敷等見合 右同断、

同日  
一花籠 右同断、一花平三拾枚 御屋敷御調、  
同日  
一佛木壺本長壹間式三尺計右同断、

右品々、明後廿九日昼時分より内僧罷出、諸事

相肝煎可申候間、左様ニ思召可被下候、以上、

(寛延元年)

隆盛院

八月廿七日

副司

島津市太夫様

御役人衆中

同廿八日

一

(付箋) 一、中通被仰付候  
嶋津市太夫

右者、向後中通ニ被仰付、於御近習番所ニ御祝儀  
事等申上、奉伺御機嫌候様被仰付候、且又 隅州  
様御下向をも被遊候ハ、 隅州様御方御近習番  
所江罷通、奉伺御機嫌候様被仰付候、右之通申渡  
可承、御役々江も可申渡候、

(寛延元年)

(島津久富)

八月

矢柄

右者、御側御用人衆伊地知仙左衛門御取次を以

被仰渡、則御近習番所江御通被成候而御礼御申

上被成候、

八月廿八日

一島津矢柄殿より被仰渡候付、矢柄殿御宅へ御礼

御出被成候、

同廿九日

一私領、持切名、持留地、野屋敷などへ仕立候所

実垂場取立置、自分垂調候儀差免、締方等之儀

段々申渡之上茂有之候得共、當年より為締生蠟

垂調候中檢者申付、出来斤高相究、都而御物へ

相調、御物生蠟同前ニ大坂仕上せ申付、於大坂

賣立代之内運賃雜用差引、代錢可申付候、右之

通ニ而者代錢申受候儀及延引、面々不勝も可有

之儀候間、相調候應斤高、其節之相場直成を以

代錢半分程も内場渡之見合ニ而、先取替代錢可

申付候、

右之通、垂場差免置候面々江可申渡候、

(寛延元年)

(平田正輔)

八月

掃部

右者、御勝手方御用人皆吉九平太より用頼御用

ニ而被仰渡候間、新城役所へ用頼より被申渡候

事、

八月廿九日

一明日御吊ニ付、供臺飾諸事之手當ニ隆盛院より

役僧活麟師、桃仙院より寂師四ツ時より入来ニ

而肝煎御座候付、昼吸物・取肴ニ而酒出申候、

晚料理ニ酒出候、夜入五ツ時分仕舞候而被罷帰

候、

八月晦日  
一隆盛院・誓光寺・笑岳寺、心叟軒・重陽軒、仙

州蔵司・寂印蔵司・活麟蔵司、寂単上座・寂用

上座御出ニ而、

觀海院様一周回忌之御吊、饑法二卷經、半齋御

執行御座候、

同日  
一喜入安次郎殿御夫婦・和田源右衛門・伊地知太

兵衛・廻源兵衛御出ニ而有之候、

八月晦日  
一主計殿・主膳殿江被仰遣候得共、御断ニ而御出

無之候、(久倫) 栴山七郎殿江者御出被成候、川田監物

も不被為出候、

同日  
一出家衆御座相伴和田源右衛門・伊地知太兵衛、

同日  
一御靈膳御座御料理御献立、左之通、

同日  
一御粥 三番點心

同日  
一晚御料理、御本膳五ツ組、二膳三ツ組、三膳式

ツ組、

同日  
一四ツ目扇形 一五ツ目作花

同日  
一役人中江も朝粥、昼三番點心、晚料理被下候、

同日  
一御屋鋪中諸役々并男女不残末々迄茶飯・焼酎被

下候、

同日  
一金子百疋 市太夫夫婦より

同日  
一青銅百疋 權太夫夫婦・六十郎より

同日  
一籠飯一組 主計殿御方より

同日  
一金子百疋 素麵一折 主膳殿・安次郎殿より

同日  
一短香拾把 和田源右衛門より

同日  
一短香拾把 伊地知太兵衛・廻源兵衛より

八月晦日  
一饅頭壹箱 河田監物より

同日  
一短香拾把 仁礼孝右衛門より

同日  
一饅頭壹箱 御付女中於市より

同日  
一短香一折但拾五把 役人中より

同日  
一同一折但十式把 御付女中より

同日  
一同一折但五把 随性尼より

同日  
一饅頭一折但數三百式拾 惣家中より

同日  
右品々、為御香奠進上御座候、

九月初日  
一市太夫四ツ前登 城被仕候而、八ツ後被罷帰候、

同三百  
一夜前大風ニ付、

太守様江於鉄殿より御機嫌伺、用頼代吉田六之丞を以被仰上候、

同日  
一右同断ニ付、於嘉久様江も納殿を以御機嫌伺、

於鉄殿より被仰上候、

同四百  
一太守様へ御兄弟様御相中より、於山下御屋鋪御

膳御進上被成候、御取替を以御調方有之、以後

返銀上納之筈ニ沢田承ニ而御座候、

九月四日  
一觀海院様御吊屋鋪ニ而御執行有之、御牌様

新城へ御帰被成候、猪八重與八左衛門・郡山恕

兵衛・中馬銀右衛門供仕候、

同日  
一高拾五斛 役人 谷山甚五兵衛

同日  
一同拾五斛 右同 海江田寛左衛門

同日  
一同拾五斛 右同 平山十郎左衛門

同日  
一同拾五斛 右同 蘭田佐司右衛門

同日  
一同拾五斛 右同 岡留圓右衛門

同日  
一同拾五斛 納殿頭 中津野弥太右衛門

右者、去ル亥年より五ヶ年儉約申付候処、出精

相勤候付、其詮相立、續方相應ニ相成、他借等

相弁、高八百斛相求候、為褒美拜領申付候条、

永々可有取納者也、

市太夫印

寛延元年辰九月

右之通銘々拜領仕、御書付銘々ニ被下置候、

九月四日  
一右人数古拜借并出入拜借不依多少被下切ニ被仰

付旨、用頼仁禮孝右衛門より書付を以被申渡候、

同日  
一中津野弥太右衛門納殿頭役ニ而候へ共、親太郎

左衛門御儉約内役人相勤居、御儉約之年数五ヶ

年不答合中役人御断申上候付、右之御取分を以

※  
弥太右衛門へ御高拾石拜領被仰付候、

※(行間)

一錢拾五貫文 右者、此節御高拜領被仰付候ニ付、御扶

持并飯□与不被下候、依之卷ヶ年ニ右員数ツ、當役ニ

付為御心付被下候条、此段可申渡旨御差圖ニ而候、以

上御用頼仁礼孝右衛門を以被仰渡候」

同日  
一以手紙致啓上候、備中殿二女於袈裟事、於嘉

久様御方ニ可被遊御養育之旨被致承知、難有次

第被奉存候、此段各様迄為御知申上候、以上、

(寛延元年)

垂水役人

九月五日

伊集院八兵衛

市太夫様

御役人衆中

同日

一於鉄殿

右者、来ル九日、太守様被遊 御發駕候御祝

儀、兼而被申上来候通、御發駕當日御使便を

以江戸江可被申上候、以上、

右之通可相達候、

(寛延元年)

(樺山久初)

九月

主計

右之通被仰渡候付、於鉄殿江申上候、

九月六日  
一御目録巻通 但弓一張代

一御肴一折 平樽巻荷

進上

平山十郎左衛門より

同日

一御目録巻通 但右同断、

御肴一折 平樽一荷

進上

岡留圓右衛門より

同日  
一御目録一通 但右同断、御肴一折 平樽一荷

進上 谷山甚五兵衛

同日  
一御菓子二重

御夫婦様江平山十郎左衛門・岡留圓右衛門・

谷山甚五兵衛より

右者、御高拜領被仰付、難有奉存候為御礼進上

仕候、於 御前御吸物被下御盃頂戴仕候、

同日

一主馬事、昨日於 御前石見与名拜領被仰付候、

此段御知らせ可申上旨被申付如此御座候、以上、

(寛延元年)

入来役人

九月七日

松井孝右衛門

新城

御役人衆中

九月七日

一御肴一折鯛三枚居 御樽一荷十五

右者、肝付彈正殿・樺山七郎殿・嶋津市太夫三

人、先日中通御免被仰渡為御礼、

太守様江御進上物之御願御申上被成候処、今晚

可被差上旨主計殿より被仰遣、調方此方ニ而申

付、御屋形江持せ差上申候、以後割合之御出銀



之筈候、

同八日  
一鮮肴一折 手樽壹ツ

右者、曾木衆中川田孫兵衛參上ニ而、此節竹木見廻役被仰付、御請之御礼罷越候印迄進上仕之由候、

同九日  
一太守様琉球人被召烈候而御發駕被遊候ニ付而、

市太夫日出時分より登 城被仕候、直ニ夕御番

被相勤候而、暮ニ被罷歸候、

九月九日  
一太守様江重陽之御祝儀、且又今日御發駕之御慶、

於鉄殿より用頼代吉田六之丞を以御申上被成候、

御取次二階堂林(行通)左衛門ニ而有之候、

同十日  
一於鉄殿山下御屋敷へ 太守様御發駕之御祝儀、

御參上被成候、

同日  
一鮮肴一折 平樽壹荷

右者、太守様御發駕之為御祝儀、曾木噉代川

田段右衛門、与頭代川田孫左衛門參上ニ而進上

被申候、

同日  
一鮮肴一折 塗手樽一ツ

右者、曾木衆中山元弥兵衛衆中觸役被仰付、為

御請參上ニ而進上ニ而候、

同十一日  
一昨日曾木噉・与頭代・衆中觸役參上ニ而進上物

被差上置候、今朝市太夫様御逢被成候而御盃被

下候、左候而、役所ニ而取着ニ而酒振廻申候、

九月十五日  
一市太夫八ツ後より山下御屋敷江肝付彈正殿御同

道ニ而御參上ニ而御座候、進上物之儀者、彈正

殿御方より御調御座候以後、出銀申来ル筈ニ候、

同十八日  
一文銀拾匁分四り

内  
五匁七り 極上半壹袋代

五匁七り 極詰拾匁代

御壹人前 式匁五分三り五毛 錢ニシテ百七

拾八匁

杓様 於貞様 於鐘様 於鉄様

右者、辰九月四日、太守様江右御相中より御

膳進上被成候節、為御用御書院より取入ニ而差

上候代錢右之通候間、御本丸納殿役所へ可被

持せ候、以上、

(寛延元年) 辰

九月十八日

御本丸

納殿役所

知覽・喜入・新城屋敷役人中

右之御觸書之通、御出銀 御本丸納殿役所へ則返納仕申候、

九月十九日  
一錢七百文 御着代

同日

一同五百九拾四文 御忝人ニ四百三拾式文ツ、

右者、去ル九日、重陽之為 御祝儀、 於嘉久

様江 於貞様 於鐘様 於鉄様御相中より、右

之通此方御取替を以御進上有之候間、御返銀下

シテ上納有之候様ニ可被申渡候、

(寛延元年)

九月十八日 山下御屋敷 納殿役所

於貞殿御方

喜入・新城屋敷役人中

右之通申来候間、則返上仕候也、

九月廿七日

一市太夫様御夫婦様・權太夫様奥方・六十郎様新

城へ御越ニ付而、濱屋敷下より御出船御座候、

御供之人数者役人岡留圓右衛門、納殿取掛兼役

中津野弥太右衛門、御側廻り之御供園田千右衛門・岡留唯右衛門、御料理役寄役之兼役貴嶋奎右衛門、料理方海老原源五左衛門、六十郎方勤村山駒右衛門、權太夫奥方之方鮫嶋九左衛門、醫師牧朔庵・秋山壽延、其外奥女中衆七人随性も被召烈候、小者・足輕・人足迄以上七人二而御座候、

十月三日  
一金子貳百疋ツ、但目錄白木受

(島津久章室(伊勢貞矩室))

於巖殿 於民殿

同日

一同百疋ツ、但右同断、

於貞殿 於鐘殿 於鉄殿

右者、此節 淨國院様御一周忌御法事ニ付、為

御香奠右之通 御物御取次を以獻納有之筈候、

此段可致通達旨被仰渡候間、此書付無滞相廻し、

留より可被相返候、以上、

(寛延元年)

十月三日 御法事方

右之通、花岡屋敷より次来候間、伊勢兵部殿御

(貞色)

用頼衆へ次渡申候、

十月十一日  
一持高式千三百七拾七石五斗壹升三合六勺壹才

合高式千四百式石壹斗式升壹合壹勺九才

一嶋津市太夫持高之内、高直御免無之内相拂申出  
間敷候、

一島津市太夫初而之御目見并家督之御礼相濟申候、  
一嶋津市太夫御番頭・組頭御役相勉申候、尤取籠  
拜借上地高無御座候、

但家内細瀧權太夫ニ茂取込拜借無御座候、

右者、高直之儀ニ付而段々御格式被相定被仰渡  
趣奉承知候、依之御法様之次第を以高直ニ申出  
儀ニ御座候間、島津市太夫方ニ高被召直被下候  
様奉願候、若相違之儀御座候ハ、何分ニ茂可  
被仰付候、為其如斯御座候、以上、

(寛延元年)

辰

十月十一日

高御奉行所

役人

平山十郎左衛門

右同

藺田佐司右衛門

十月十一日  
一御目録壹通 但弓一張

同日  
一御肴一折 御樽一荷

進上

中津野太郎左衛門

同日  
一御目録一通 但右同断、

同日  
一御肴一折 御樽一荷

進上

海江田寛左衛門

右者、御高太郎左衛門江者拾斛、覺左衛門江者  
拾五斛、永代ニ拜領被仰付候、然者此内鹿兒嶋  
へ参上仕候而御礼申上筈候処ニ、御用頼衆より  
新城へ、市太夫様追付御越被成筈候間、於其  
地御禮申上可然由承候ニ付而、此節御礼申上候、  
御前へ被召出候而御盃難有頂戴仕候、

十月十九日

一錢壹貫貳百五拾六文

文銀ニシテ拾七匁六分壹り七毛

内 拾六匁五り

文喜部金壹切代

壹匁五分六り七毛

白木目録受并紙代

於鉄殿より

嶋津市太夫殿

役人

右者、於浄光明寺 淨國院様御一周忌御法事ニ付、為御香奠 御物御取替ニ而献納有之候ニ付、返銀トシテ上納有之候間、可被請取也、  
(寛延元年)

十月十日

家村彦兵衛

かね蔵役人

右御引付相渡候ニ付而、蔵方江手形出候而上納

仕り候、

十月廿二日 一市太夫并於鉄殿・權太夫奥方・六十郎、新城よ

り夜入六ツ半ニ被致帰館候、

同廿四日 一御目録一通 但弓一張

同日 一御肴一折 平樽一荷 藺田佐司右衛門

右者、此節御高拾五斛永代ニ拜領被仰付、難有奉存、為御禮進上仕候、 御前へ被召出候而

御盃頂戴仕候、

261

閏十月六日

於鉄殿

右者、(吉慶堂・松平定重女) 靈龍院様御位牌當三月瑞輪寺火災之節

御焼失、本之通瑞輪寺江御安置被成管候へ共、

御屋敷程遠候付、依 思召此節御位牌御再興大

圓寺江御安置被成候、御廟所之儀者只今迄之通

瑞輪寺へ被建置候、右之通御知らせ可申達候、  
(寛延元年)

閏十月

(島津久富) 矢柄

右者、御用人衆三崎平太より此方用頼(江左)御書付

ニ而被仰渡候、沢田を以申上候、

閏十月十二日 一錢拾貫貳百五拾四文

於鉄様御舌人前御出分

右者、辰九月四日、

太守様江於貞様・於鐘様・李様御相中より御膳

進上、山下御屋敷御奥御末ニ而御取替を以被差

上候、八百屋物・御肴代・御銚子・御菓子其外

段、調方有之候諸入目録右之通ニ候間、御返銀

有之候様ニ可被申渡候、此段申越候、以上、

262

(寛延元年)

辰閏十月十二日

山下御屋敷

納殿役人

島津市太夫殿

用頼

右之通被仰渡候付、閏十月十三日上納いたし候、

同十五日

一市太夫四ツ前被致登 城候、

同日

一伊敷御屋敷江 於鉄殿御参上ニ付而、御竈飯杵

組御進上ニ而有之候、

閏十月廿日

一於鉄殿来年御厄年ニ付、御家中より御願文可差

上由被仰渡候付、御願文御祝物相添候而進上仕

候、

同廿八日

一市太夫御禮日ニ而被致登 城候、

同日

一於貞様御婚姻、十二月十五日御日限今日被仰渡

候間、此段御知らせ申上候様ニ被申付候、以上、

(寛延元年)

閏十月廿八日

梶山主計用頼

大窪喜助

嶋津市太夫様

御用頼衆

十一月朔日

一竈飯杵組 酒杵樽

右者、喜人主膳殿奥方此内より御病氣被成御座候付、為御尋 御夫婦より被進候、

同日

一市太夫被致登 城候、

同四日

一御重一組 御樽一ツ拾盃

右者、原良御屋敷稻荷明神御祭付而、於鐘様・

於鉄殿御参上被成候、依之右之品御相中より御

進上有之候、此方ニ而相調候而差上申候、

十一月六日

一鹿兒嶋屋敷より役人操廻ニ新城江相詰来候得共、

此節新城役人中津野弥太右衛門へ被仰付候、然

者海江田覚左衛門相合、兩人ニ而相勤申苦候間、

屋敷より新城掛ニ而勤之儀者御免被仰付候、

同日

一右弥太右衛門新城役人被仰付候付、御心付とし

て壹ケ年ニ錢拾五貫文ツ、同役同前ニ可被下由

被仰渡候、但御扶持方之儀者被召上不被下候、

同日

一弓進上 御目錄壹通

同日

一御肴一折鯛式尾 御樽一荷酒八盃

右者、中津野弥太右衛門役人被仰付候為御礼進

上仕候、表書院江被罷出候而 御盃被下候、

同日

一御肴一折右同 御樽一荷右同

右者、同断ニ付而 於鉄様へ弥太右衛門より進上仕候、於御奥 御盃被下候、

同日 一周防様江於鉄殿より、来ル十一日、 於嘉久様

其御方へ被成御入候ニ付、私へも可罷出由先日御使を以被仰下忝奉存候、弥罷出候而御礼可申上候、御使中村平左衛門、

追而此書付最寄被相廻、末より返納可被致也、  
十一月九日  
一錢拾三貫八百六拾三文、但四ツ割御老入前 錢三貫四百六拾文

御酒肴代

右者、御下屋御普請ニ付而、閏十月廿二日、主

計殿・市太夫殿・彈正殿・七郎殿御相中より御(觀力)現水被成、 於嘉久様江御樽肴御進上被成候ニ

付而、此御方御取替を以相調候入め、右之通候間返納可被成候、此段申達候、以上、

(寛延元年 山下屋敷)  
辰十一月八日 納殿役所

主計殿・市太夫殿・彈正殿・七郎殿

役人中

追而最寄被相廻、末より返納可被致候、於貞殿・於袈裟殿御方へ者別紙ニ申遣候、

同日 一錢壹貫貳百拾貳文

七ツ割ニシテ御老入前

錢八貫四百八拾四文

御樽肴御重之内調入目

右者、御下屋鋪御普請付而、閏十月廿二日、

備中殿・於巖殿・空殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿・於袈裟殿御相中より、御樽肴御重之内御進上被成候付、此御方御取替を以相調候入目、右

之通ニ候間返納可被成候、此段申達候、以上、

(寛延元年 山下御屋敷納殿)  
辰十一月八日 役所

垂水・知覽・新城・喜入・花岡屋敷

役人中

同日 一明十一日、周防様御方江 於嘉久様被遊御入候

ニ付、於鉄殿御事茂御出可被下旨前以被仰入候付而、今日御出被成筈候へ共、少々御不快ニ御

座被成候付、御断被仰遣候、御使中村平左衛門、

同十一日

一御着 一折積交 御樽一荷十五

同日

一紗綾式卷 但紅白

右同断ニ付而、周防様より御使を以於鉄殿江被進候、

十一月十二日

一周防様江於鉄殿より、昨日者 於嘉久様御入ニ

付而、私江茂可罷出由兼而承候処、少不快ニ有之候而御断申達候処ニ、御丁寧ニ御樽肴、殊ニ紗綾

二巻被懸御意被饋下忝奉存候、御礼使を以申上候、藤山十兵衛相勤候、

同十三日

一西田御屋敷江今日八時より御参被成筈ニ而、前

以御問合有之、山下御屋敷へ九時より御参被成候而、彼御方より於貞様・於鉄殿御同道ニ而西

田へ御参被成、夜九ツ時分ニ御帰館ニ而候、

但本行烈ニ而御出被成候、雨天之故、御供女中衆者

駕籠ニ而候、

同日

一御着 一折鮮鯛三枚 御樽一荷十五

於栄様江

同日

一鮮肴一折積交 西田御年寄衆相中江

十一月十三日

一御帯二筋

266

右者、於鉄殿御参上ニ付而 於栄様より御給り

被成候、

同十四日

一西田御屋鋪江昨日参上仕候処ニ、段々御馳走被

仰付、且又御帯被懸御意忝奉存候、御礼使を以

申上候、御使谷山常右衛門、

同日

一西田御屋鋪より昨日者御参被成候、御礼内山勘

左衛門より此方用頼方へ御書付を以被仰遣候、

沢田御取次ニ而申上候、

同十七日

一肝付彈正殿御夫婦様、夜入時分より御出被成

候(候カ)

而、九時分御立被成候、御吸物・御取肴・御銚

子、御夜食御菓子等段々差上申候、

引付

同十八日

一錢九拾壹文 文銀ニシテ壹匁三分壹厘八毛 御紙代

込ル、

嶋津市太夫殿

役人

右者、於浄光明寺 浄國院様御一周忌之御法事

ニ付、御香奠御物御取替を以献納有之候間、返

銀トシテ上納也、

(寛延元年)  
辰

十一月十五日

物奉行

池田市右衛門

かね蔵役人

十一月十九日

一御茶三袋 於鉄様江

一御茶三袋 市太夫様江

一籠飯老重饅頭入 手樽一ツ

右御夫婦様江

同日

一御茶式袋ツ、饅頭老重

右權太夫様奥方様・六十郎様江

右者、桃仙院住持覚城入院被仰付候為御禮參上

二而、右之通進上御座候、市太夫様御對顔二而、

御吸物・取肴二而銚子出候、

同十九日

一仙杖僧被召寄候而、古戦咄被聞召上候、右二付

而、夜食吸物・取肴二而銚子出候、

同廿一日

一肝付彈正殿御方江 於貞様御入被成候二付、御

夫婦昼 九ツ時分より御見廻被成候、夜八ツ二

御婦館有之候、

十一月廿一日

一御重之内巻組 御肴一折横交

右同断二付而、彈正殿江御夫婦より御進物二而

御座候、

同廿二日

一御生身玉御祝、御兄弟様御相中より御進上三付、

御夫婦山下御屋敷へ昼八ツ後御參上被成候、毎

年七月御進上被成事候処ニ、當年者只今迄被召

延置候付、今日御祝之儀被仰出候而、御進上物

御上ケ被成候、御進上物之儀者、西田嘉左衛門

方へ沢田前より御頼被申候而、山下御屋敷二而

御調御座候、

同廿三日

一明後廿五日、 於貞様昼九ツ時分ニ被遊御入、

於嘉久様江も晚付候而御入可被遊由被仰出候、

夜前市太夫方へ承候、

同廿五日

一於嘉久様・於貞様、右刻限ニ被遊御入候、依之

為御取持御招被成候御人数者肝付彈正殿御夫婦・

於松殿・河野八郎左衛門・三崎平太・西田嘉左

衛門・藺田紋八・河野安右衛門・児玉小六・米

良弥平次・宮里平八各御出被成候、

十一月廿五日

一御包丁頭久保幸兵衛、御料理衆久保藤兵衛・久

保金兵衛・下河邊仙蔵・植木次郎八・隈元四郎



右衛門・垣津八右衛門、御行器衆安樂九兵衛・

池畑善五兵衛御頼被成候而、御料理方御苦労有之候、

同日  
一御樽肴御拜領御座候、

同日  
一御料理者二汁五菜二而、御菓子・御吸物・御取

肴・御銚子段々差上候、

同日  
一於嘉久様・於貞様御機嫌能夜八ツ過ニ御立被成

候、為御土産御樽肴・御重一組御進上被成候、

同廿八日  
一市太夫四ツ前被致登 城候、

同日  
一御肴一折 御樽一ツ

於嘉久様江

同日  
一御肴一折 於貞様江

右者、寒中御機嫌伺として 御夫婦より御進上

被成候、於鉄殿江者八ツ前ニ御参上三而、夜五

ツ時分ニ御帰リ被成候、

十一月朔日  
一市太夫四ツ前被致登 城候、

同日  
一武御屋敷・西田御屋敷、於徳様へ（島津久定迄）於鉄殿より

寒中之御機嫌伺として御使被進候、

同日  
一備中様・玄蕃様・於巖様・於鐘様・李様江右同

断之御使被進候、

同日  
一鮮肴一折

右者、主計殿御夫婦江此方御夫婦より寒中之為

御尋、御使を以被進候、

同四日  
一御肴一折 御樽一ツ

右者、備中様御方江於貞様御入被成候ニ付而、

於鉄殿も彼御方より御招ニ而御出被成候ニ依而、

為御進物御遣被成候、左候而、於貞様御立之節、

御壺所ニ御立三而、直ニ山下御屋敷へ御参上三而、

夜八ツ時分ニ御帰ニ而有之候、

同六日  
一御肴一折 御樽一荷 御重一組

右者、於巖様御方へ於貞様御入ニ付而、於鉄殿

へも四ツ時分より御見廻ニ付而右品被進候、

十二月八日  
一御肴一折積交 御樽一荷

右者、於貞様近日御婚姻ニ付而、於嘉久様よ

り今日御饒別被遊候付、於鐘様・於鉄殿御召ニ

而御参上被成候、依之御祝被成候而、右御兩人

様より御相合御進上御座候、但御進物調者喜入

御屋敷調ニ而候、

同十五日  
一御肴一折鯛武枝 御樽一荷

於貞様・七郎殿江

同日  
一御肴一折小鯛十式 御樽壹荷

主計殿御夫婦江

右者、今日七郎殿御婚禮ニ付而市太夫夫婦より

御祝被成候而被進候、御使麻上下着仕候而、中

村平左衛門相勤申候、

同日  
一於嘉久様御方江、今日於貞様栴山七郎殿方江御

引越被成候付而、御祝儀市太夫御使を以被仰上

候、中村平左衛門御使相勤申候、御取次米良弥

平次ニ而御座候、

十二月十五日  
一今日於貞様御婚姻被遊候付、於鉄殿江者御出被

成候様ニ主計殿より被仰遣候へ共、昨日より少

不快ニ御座候故、御断被仰入候而御見廻無之候、

市太夫江者朝五ツ時分より御見舞被申候、

同日  
一御肴一折積交 御樽一荷

右者、於嘉久様より今日之御婚禮之為御祝、

於鉄殿へ御給被成候、

同日  
一御肴一折積交 御樽一荷

右者、主計殿御夫婦より御婚姻之為御祝、於鉄

殿江被進候、

同十六日  
一主計殿御夫婦江於鉄殿より昨日御婚禮首尾能相

調候而珍重之御事候、御祝儀御使を以被仰遣候、

谷山常右衛門麻上下着仕候而參候、

同日  
一市太夫四ツ時より鳴津主水殿御方へ御與方之御

見分事有之候而被罷出候、

同日  
一市太夫朝四ツより致登 城候而、八ツより山下

御屋敷へ參上仕、夜八ツ時分ニ御暇申候而罷婦

候、

十二月廿一日  
一式日之通煤拂有之候、

同廿二日  
一御肴一折 御樽一荷

右者、於嘉久様江於貞様御婚禮首尾能相調候

為御祝儀、市太夫より進上仕候、

同廿三日  
一御肴一折鯛[取] 御樽一荷

右者、於嘉久様江歳暮之為御祝儀、市太夫夫

婦より御進上有之候、市太夫者參上仕候、於鉄

殿者今日御不快ニ而御參上無之候、

同廿五日  
一御肴一折 御樽一ツ

右者、市太夫様御夫婦様へ歳暮之為御祝儀、

御用頼仁礼孝右衛門并役人相中より進上仕候、

同日  
一御肴一折 御樽一ツ

右者、市太夫夫婦江安次郎殿御夫婦より歳暮

之為御祝儀被進、八ツ後より御出被成候而、奥

二而御料理・御吸物・御取肴・御銚子出候、且

又夜食差上申候、

十二月廿五日  
一錢六貫八百五拾六文

文銀シメテ九拾六匁

現用夫百廿八人 壹人ニ付七分五リツ、

右者、曾木諸名百姓共當秋冬狩夫銀として上納

仕候間、御受取可給候、以上、

(寛延元年)  
辰

十二月廿二日

福崎六郎右衛門

川田彦左衛門

御地頭所

御役人衆中

同廿七日

一於鉄殿昼九ツ時分より山下御屋敷へ為歳暮之御

禮御参上被成候、

但去ル廿二日、御歳暮之御  
進上物者御上ケ被成候、

同日  
一塩ふり式献 御年寄衆中江

同日  
一青銅式百疋 御目錄相付候、

内百疋者おたよとのへ 百疋者おゆんとのへ

右之通、山下御屋敷女中衆へ御歳暮被遣候、

同廿八日  
一御肴一折 御樽一ツ

於貞様 七郎殿江

十二月廿八日  
一御肴一折 御樽一ツ 砂糖一重

主計殿御夫婦江

右者、歳暮之為御祝儀、御夫婦より御使を以被

進候、

同日  
一御肴一折 御樽一ツ

右者、安次郎殿御夫婦へ此方御夫婦より被進候、

同日  
一紗綾壹反 塩ふり壹献

右者、西田嘉左衛門方為御歳暮、御夫婦より被

進候、

寛延二年

巳正月元日

一市太夫四ツ前被致登 城候、

一朝御姫之飯上ル、一御三ツ餅上ル、

一式御三献上ル、一山之食上ル、

一 御力食上ル、一 御節句上ル、但御用頼衆御相伴、

一 權太夫様御輿様、朝御膳より御規式迄於輿被召上候、

一 差樽壹荷 但酒十盃・御肴紙相付、

右 御夫婦様江御當地惣家中より進上、

<sup>正月元日</sup>一 黄幡御祝、御三ツ肴・御三献 但御相伴岡留圓

右衛門、

一 右御祝相濟、於奥書院役人中御盃被下候、

一 右引次番頭・与頭・納殿・小番家并小番家之嫡

子、惣家中於奥書院御通り被下候、

一 御小者・足輕・中間 御目通ニ而御通り被下候、

一 人足并詰夫、御末ニ而酒被下候、役人見届代官

役より押いたし候、

一 於鉄様より於奥書院役人中岡留留圓夫婦、納殿

頭・御手醫師御盃被下、引次ニ平納殿御目通ニ

而御通り被下候、

一 市太夫様より於奥書院奥女中衆御次迄御盃被下

候、

一 御兩殿様江於鉄殿より年頭之御祝儀、用頼仁禮  
孝右衛門を以被仰上候、御取次御用人伊地知千  
左衛門ニ而御申上被成候、

<sup>正月元日</sup>一 於嘉久様并於袈裟様へ 於鉄殿より年頭之御祝

儀、御使松山栄右衛門を以被仰上候、

<sup>同日</sup>一 市太夫四ツ前被致登 城候、

但御輿頭・御番頭御役ニ而、毎日之登 城ニ而御座候、

且又御、同役中答合ニ而御番、朝昼夕夜御番被相動候、

往日者節々之儀候故相記不申候、

<sup>同日</sup>一 於鉄殿年頭之為御祝儀、山下御屋敷へ御参上ニ

而御座候、御進上物左之通候、御供廻り者本行

烈ニ而候、

<sup>同日</sup>一 御肴一折塩觸式枚 御樽壹荷酒十盃

於嘉久様江

<sup>同日</sup>一 御肴一折干物 於袈裟様江

<sup>同日</sup>一 肴一折右同 御年寄中江

一 於嘉久様より年頭御祝儀之御使者山野田孫八被

罷出候而、於表書院吸物・取肴ニ而酒出候、御

礼之儀者相應之御返答御申上ニ而之有之候、

同日  
一御肴一折 平樽壹荷

右者、曾木暖宮里越右衛門、庄屋瀬戸口次郎兵衛年頭為御祝儀進上有之、於表書院御對面ニ而

御盃被下候、明五日之朝、於役所料理出候而取

肴・酒出申候、

正月四日  
一御肴一折 平樽一荷

御夫婦様江 土相中より

同日  
一御肴一折 平樽一荷 里芋一臺

御同人様江 濱在郷相中より

同日  
一御肴一折 平樽一荷 里芋一臺

權太夫様江 土・濱在郷相中より

同日  
一御肴一折 鈴貳對

六十郎様江 右同断、

右者、年頭為御祝儀新城役人海江田寛左衛門、

与頭池田魚右衛門、浦役人池田四郎右衛門、庄

屋伊地知甚角、弁指・功才・小觸參上仕り、右

之通進上仕候、御前江被召出候而御盃被下候、

下役之面々者 御通ニ而酒被下候、

正月四日  
一飛連篋式 茶貳袋 鈴貳對 蜜柑一鉢

268の1

268

同日  
御夫婦様江

一飛連篋式 茶一包 蜜柑一鉢

權太夫様江

同日  
一飛連篋式 蜜柑一鉢

六十郎様江

右、新城浄珊寺・妙蓮寺年頭之御祝儀參上候而

進上有之候、何れも様御逢被成候而、御吸物・

取肴ニ而御銚子出申候、

同日  
一於巖殿 於貞殿 於鐘殿 於鉄殿

旧臘十三日、太守様御登城、四位上中将御

官位御昇進之旨御到来候間、右之趣御知せ申達

候様、納殿役人江可申渡候、

(寛延二年) 正月四日 (禪山久初) 主計

右之通、三崎平太御取次ニ而被仰渡候間、此段

可被申上候、以上、

(寛延二年) 正月四日 納殿役人 相良善太夫 (長屋)

花岡 蘭牟田 喜入 新城

用頼役人

右者、喜入屋敷より次来候付、おはつ二而申上候、本文□花岡役人方江次渡申候、

正月四日 於鉄殿年頭為御祝儀、於巖様・於鐘様・善次(重巻)

郎様・備中様御方へ御見廻被成候、御供廻り行

列二而候、御進物左之通、但兵庫様御在江戸二而候故、善次郎様へ御尋被申候、

同日 一御肴一折積交 御樽一荷

右 於巖様江

同日 一御肴一折右同 御樽一荷

右 善次郎様江

同日 一御肴一折右同 御樽一荷

右 兵庫様御懷様江

一御肴一折右同 御樽一荷

右 備中様江

正月四日 一御肴壹籠積交

右垂水御屋敷おしんとのへ

同日 一御肴一折右同

右 昌光涼様江(マヤ)

右之通御進物御持せ被成候、今日御出掛ニ山下

御屋敷江御参上二而、太守様御官位御昇進之

御祝儀被仰上候、江戸へ御官位御昇進之御祝儀

之御文調之儀者、山下御屋敷江御頼為被成由候、

同日 一蜜柑一臺 茶式包

右者、御夫婦様へ桃仙院年頭之為御祝儀進上二

而御座候、於 御前御吸物・取肴二而銚子出申

候、

同日 一御肴一折 御樽一荷

右 杔様江

同日 一御肴一折 杔様御袋さまへ

同日 一御肴一折 石見様御年寄衆へ

但石見様御在江戸二而御留守候間、御年寄計ニ被遣

候、

正月六日 一御肴一折 御樽一荷

右 於鐘様江

右者、今日も於鉄殿御年礼ニ御出ニ付而、御進

物として持せ申候、

同日 一金子百疋

右者、肝付彈正殿御息女さま初而御出ニ付而御祝被成候而、御目錄を以被進候、

同日  
一鮮肴一折 平樽壹ツ

右者、鹿屋より御年礼ニ川田正左衛門参上ニ而進上有之、御逢被成候而御盃被下候、且又於役所吸物・取肴ニ而酒振廻申候、

同日  
一鮮肴一折 手樽一ツ

右者、曾木噯 太守様御任官之御祝儀参上ニ而進上被致候、

同日  
一御肴一折 鯛貳枚 御樽一荷

右者、於鉄様へ空様より年頭之為御祝儀、御使を以被進候、おはんさまよりも御肴一折被進候、  
正月七日  
一山下御屋敷御福引有之、御参上ニ而紗綾二巻御持せ被成候、

同日  
一御両殿様江 太守様御官位御昇進之御祝儀、

於鉄殿より仁禮孝右衛門を以被仰上候、  
同日  
一今日八ツ後、千石馬場へ出火有之、市太夫火消

ニ被罷出候、火本者佃織右衛門与申人ニ而候、大  
火ニ而有之候、

同日

一信證院様より御意ニ而候、昨日者御近方出火有之、於鉄殿嘸御驚被成候半与思召候、然共御屋敷ニ者何ぞ無御別条、目出度思召候、此旨私より申上候様ニ被仰付候間、右之趣可被申上候、

尤右ニ付屹御礼等被仰上儀者御無用思召候、此段も可被申上候、以上、

(寛延二年)  
正月八日 富山傳内左衛門  
嶋津市太夫殿 用頼

右之御尋書付参候而、則申上候、

同日  
一御肴一折 鯛貳枚 御樽一荷

右者、於嘉久様より、昨日者御近方出火有之候へ共、御屋敷無御別条、珍重被思召候、御祝被成候而被進之御口上ニ而御座候、則御礼御申上被成候、

正月九日  
一御肴一折 御樽一荷

同日  
主計殿御夫婦江

一御肴一折 御樽一荷  
七郎殿御夫婦様へ

同日  
一鮮肴一折 御年寄沢井とのへ

右者、年首之為御祝儀、此方御夫婦御見舞ニ付  
被進候、

同日  
一武御屋鋪江於鉄殿より御口上、弥御機嫌能被遊

御座、恐悅奉存候、先日者近方出火御座候ニ付  
被思召出、一昨日御尋被仰下難有奉存候、御礼

使を以申上候、藤山十兵衛相勸申候、

同日  
一押竹拾五束 笞式拾枚 直竹五束

右穎娃内膳殿江

正月十日  
一押竹拾五束 新納次郎兵衛殿へ

同日  
一押竹拾五束 鎌田市藤太殿へ

同日  
一小から竹五束 笞拾枚 佃織右衛門方へ

右者市太夫より、去ル七日出火有之、類焼ニ御  
逢被成候而笑止ニ存事候、乍少分為御加勢進せ

申之御口上ニ而候、

同日  
一御鎧御祝之餅汁差上候、御相伴御用頼衆・役人、

且又御家中江者於番所餅汁被下候、

同日  
一御鎧御祝ニ付而御三献上候而、兵具役江御土器

被下候、

270

同日  
一御藏開之御祝、例年之通於役所有之候、

同日  
一鯉式本

右者、御用之由御地頭所曾木江被仰遣置候處ニ、  
今日參候而 御前へ差上申候、

同日  
一谷山清泉寺江御代參桑波田佐左衛門、

但毎月之事候へ者、餘月者略仕候而記不申候、

同日  
一御文箱式、

右者、江戸芝御屋敷村路殿より此方御年寄沢田  
名付ニ而被差下候付、御使番座より用頼御用ニ  
而相渡候間、おはつを以差上候、

正月十三日  
一於巖殿 於貞殿 於鐘殿 於鉄殿

太守様御參府付、旧臘十二日、上使本多伯嚙守  
様芝御屋敷江御出、御懇之被蒙 上意、則日御  
登 城、御先格之通、御献上物御黒書院江 出

御、御參府之御礼被 仰上、御懇之被蒙 上意、

西之御丸江茂御上り御献上物被遊、翌十三日、

上使以河野豊前守様琉球人被召列候付、御先格  
(通應)

之通御米二千俵御拜領、同十五日御登 城、琉



球人被召列 御目見首尾能相濟、琉人御取持之

次第、御先格之通被仰付候段御到来候間、右之

趣御知せ申達候様、納殿役人江可申渡候、

(寛延二年)

正月十三日

(樺山久初)

主計

右之通、三崎平太御取次を以被仰渡候間可被申

上候、左候而、御順達可被致候、以上、

(寛延二年)

正月十三日

納殿役人名代添御用達

伊東仙太夫

喜入新城屋敷

役人

正月十五日

一 市太夫四ツ前登 城、九ツ時被致帰館候、

同日

一 御三ツ餅并御三献、御粥上ル、

同日

一 山下御屋敷江當日之御祝儀、御使藤山十兵衛、

同十六日

一 太守様御參府被遊御拜領物御先格之通御座候付、

御祝儀 御向殿様江於鉄殿より用頼代吉田六之

丞を以被仰上候、御側御用人三崎平太御取次ニ

而御申上被成候、

同日

一 右同断ニ付而、山下御屋敷江者吉田六之丞を以

御申上被成候、

同十七日

一 重一組 手樽一ツ酒十五

右者、穎娃内膳殿先日類火ニ御逢被成候ニ付、

樺山七郎殿・嶋津小平太殿此方御相中より被進

(久造)

候、

同廿日

一 於鉄殿七ツ過より山下御屋敷へ御參被成候而、

太守様御參府之御祝儀御申上被成候、夜入五ツ

時御帰被成候、御重二重 於嘉久様江御進上被

成候、

正月廿一日

一 嶋縮緬御表巻反 但紅葉打之御模様

右者、江戸御守殿より於鉄殿江御拜領被成候、

山下御屋敷へ被遣候而、彼御方より御渡被遊候、

同廿二日

一 旧冬七日、御鷹野霧御拜領被遊候付、御祝儀被

仰上候御方者、来ル廿五日御使被召立候間、此

段御通達可申上旨、三崎平太御取次ニ而用頼方

へ承候而、則 於鉄殿へ申上候、

同廿三日

一 於鉄殿四ツ時過ニ山下御屋敷江御參上ニ而、御鷹

野霧旧冬於江戸御拜領被遊候段、昨日三崎平太

より通達有之候、右ニ付御祝儀御申被成候、

於嘉久様へ御同被成候処ニ、屹御祝儀被仰上三者不及由、御差圖ニ而、江戸江者山下御屋敷より之御文ニ御入筆被遊相濟候由被仰渡候、

同日

一御官位御昇進被仰出候御祝儀、琉球人被召列候間御米被遊御拜領、御鷹之羈 太守様被遊御給候御祝儀、江戸江被申上儀付而者、追而可及御知せ候条、其内者被差扣候様、於巖殿・於貞殿其外御知らせ申上ル方へ可申達候、

(寛延二年)

正月

(榊山久初)

主計

正月廿三日

一旧臘十二日、上使本多伯耆守様芝御屋敷へ御出、御懇之被蒙 上意、則日御登 城、御參府之御礼御先格之通被仰上候間、江戸江之御祝儀、来ル廿八日御使便ニ先例之通被仰進候様ニ與、江可申上旨、納殿役人江可相達候、

但於巖殿・於貞殿其外早晚御知せ有之御方へも可申達候、

(寛延二年)

正月

(榊山久初)

主計

右之通、今日用頼方へ三崎平太御取次ニ而被仰渡候、

同日

一嶋津矢柄殿江戸へ御登ニ付而、為御暇乞御出ニ而奥江御通り被成候付而、御料理・御吸物・取肴ニ而銚子出候、左候而、矢柄殿江 於鉄殿より御帶一筋為御餞別被遣候、

正月廿五日

一隅州様御國元江御湯治御暇被仰上候処、旧臘廿八日御暇御給り被遊、三御所様より御拜領物被遊候、御祝儀 御両殿様へ用頼仁礼孝右衛門を以被仰上候、

同廿七日

一當春より現地江新規植込柵被召留、大山野之儀者先様見合を以植込被仰付度旨、去年郡奉行より吟味申出趣有之、其通被仰付、諸外城・私領江別冊帳面之人數柵見廻有之候へ共、一統者被差免、柵楮見廻方之儀者郡見舞より兼役(相之)勤候様被仰付置候得共、此節又々相しらへ申出候趣有之、以前之通現地大山野島共ニ場所見合、柵楮植付候筋ニ被仰付候付、郡見廻より柵楮方

迄兼役ニ被仰付候而者御用差支、柙楮見廻方大形罷成、柙実成薄、楮立も悪ク可罷成候間、跡々之通柙楮見廻被仰付度候、左候ハ、先様柙楮見舞減少仕可然所者致吟味、追而可申出候、且又郡見廻之儀も柙楮方兼役ニ而、諸事見廻方仕候様被仰付度旨、郡奉行より申出趣有之、申出之通被仰付候間、右之趣地頭所・私領江申渡、柙楮見廻人柄相しらへ、那方へ可被差出候、尤去年迄柙楮見廻相勤、當分無役ニ而罷居候人之内、人柄相應之者有之、差支之儀も無之候ハ、馴居候而御用可相弁事候間、相しらへ申出候而可然候、

右之通、諸所地頭・領主・郡奉行・代官へ可申渡旨、主計殿より口達ニ而被仰渡候間、此旨致通達候、以上、

(寛延二年)  
巳正月廿六日 川田與右衛門(國助)

右之通被仰渡候間、此段申越候、

(寛延二年)  
正月廿七日 仁礼孝右衛門

新城 役人衆中

同廿八日  
一御肴一折横交 御樽一荷十五

右者、今日 於嘉久様・於貞様御方へ被遊御入候付、市太夫夫婦御見廻被申候付、右之通七郎殿・於貞様江被進候、

二月朔日  
一市太夫被致登 城候、  
同二日  
一青銅三百疋 昆布一臺 樽一荷

右者、桃仙院寛城旧冬入院ニ付、御膳進上之儀被願上、御夫婦様・六十郎様御出ニ付而御進物トシテ被遣候、

同三日  
一青銅百疋 手樽一ツ

右者、市太夫様谷山清泉寺江 御墓参ニ付御進物ニ而御座候、御供者中村平左衛門・岡留唯右衛門・領家順右衛門、手道具一本・挾箱半荷・

小者一人、  
同四日  
一御肴一折

右者、於嘉久様江於鉄殿より御使おきさを以御進上被成候、子細者、今日 隅州様江戸御發

駕御日限三而有之候故、為御祝儀御進上三而候、  
同七日  
 一御肴一折横交 御樽一ツ拾盃

右者、原良御屋敷江 於嘉久様御滞在被遊候付、  
 為御機嫌伺 御夫婦より御進上三而、昼八ツ御  
 參上三而、夜八ツニ御帰館有之候、

二月十一日

一於鉄様・六十郎様・權太夫様・奥方様、五ツ半  
 より谷山清泉寺江御船三而御參詣御座候、御供  
 蘭田佐司右衛門・松山榮右衛門・藤山十兵衛・  
 貴嶋李右衛門・濱田覚助・牧朔庵・田尻与市・  
 湯地甚太郎、

同日

一青銅百疋 御樽一ツ 仙香拾把

右之通、清泉寺へ御持せ被成候、

同十二日

一於鉄様昨日清泉寺へ御佛詣被成候付、為御機嫌  
 伺御住持參上三而候、於奥御吸物・酒出候、左  
 候而、於役所茶飯出申候、

同十三日

一太守様御官位御昇進三付而、御女中様方より御  
 祝物御取替御相中使等之儀、江戸より相究趣申  
 来ル筈候へ共、未到来無御座候、餘延々ニ罷成

候間、右御祝儀、今月初之御使、来ル十六日比  
 御當地可差立候間、右便御文迄を被進候様ニ可  
 有御座候、右御祝詞相濟不申内ニ者難被仰進、  
 被扣置候段々之御祝儀をも同便ニ被仰進ニ而可  
 有御座候、追而御祝物御相中使之儀者、江戸よ  
 り到来次第可被進候、尤十六日より内江戸より  
 御使到着、御祝物御相中使等之儀相究趣申来候  
 ハ、御祝儀次第相しらへ、又々可申上候、御  
 使者着不仕儀候ハ、弥右之通十六日御使より  
 御祝詞迄被仰進、右之趣我々より江戸へ問合可  
 申越候、此旨奥々江可申上候、

右次第、於巖殿其外可及御知せ御方江茂例之  
 通可申達候、

(寛延二年)

二月十三日

(釋山久初)  
主計

右者、三崎平太より用頼御用被仰渡、用頼代吉  
 田六之丞方へ承申候、おしな三而右書付差上候、  
二月十五日  
 一市太夫被致登 城候、

同十六日  
一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

右者、太守様御交替御時節、四月二而者御暇之御道中暑氣中ニ而、御痛所御障リニ相成候付、

三月御交替之御願書先月廿二日松平(武元)右近将監様

江被仰出候処ニ、同廿四日、御願之通三月御交

替被仰出候段御到来候間、右之趣御知せ申達候

様、納殿役人江可申渡候、

(寛延二年)  
二月 主計(榊山久初)

右之通、伊地知千左衛門御取次ニ而被仰渡候間

可被申上候、

(寛延二年)  
二月十五日 門司金石右衛門

嶋津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿(兼位)・嶋津市

太夫殿

右用頼

右御順達、兵部殿御方より次渡候間、大学殿御

方へ次渡ニ而奥江申上候、

二月十七日  
一於貞様明日御入被遊筈ニ而、御料理衆永田惣兵

衛へ御頼ニ而、今日より被罷出候、

同十八日  
一於貞様・主計殿奥方昼九ツより御出被成候、主

計殿・七郎殿・十四郎殿八ツ後より御出被成候

而、御三献・御吸物・二汁三菜之御料理・御菓

子、御夜食御後段御取肴・御銚子段々差上候而、

夜七ツ時分御立被成候、

二月十八日  
一御着一折鮮鯛式枚

於嘉久様より 御客様御出ニ付、御夫婦へ御

拜領、

同日  
一御着一折積交

御客様御出ニ付、 御本丸御年寄衆藤野殿御

(出候而之)  
此方御夫婦様へ

一御着一折鮮鯛式枚 御樽一荷

此方御夫婦江 於貞様・七郎殿より

同日  
一御着一折積交 權太夫奥方江

同日  
一御着一折積交 六十郎江

同日  
一御着一折 沢田を初御付女中相中へ

同日  
一御着一折

於鉄様江 於貞様御年寄沢井を初、其外御付

女中相中より

二月十八日

一御肴一折鮮鯛五枚 御樽一荷

此方御夫婦江 主計殿御夫婦より

同日

一御肴一折積交

此方御夫婦江 十四郎殿・おゑた殿・おさん

殿より

同日

一鮮肴一折 但そうち一献

右沢田を初御付女中相中へ

同日

一安次郎殿奥方、昼九ツ時分ニ御出被成候、

同日

一長瀬□石衛門・吉井正甫八ツ時分より被罷出奥

江被為通候、和田源右衛門・吉田六之丞被罷出

候而、表江被相詰候、永田惣兵衛御料理方被相

勤候、此方料理役兩人御加勢申候、

同日

一淨瑠璃語り丸田傳左衛門、三味線引清市夜入時

分ニ被召寄候而、御前被召出候而早々語り申候、

同日

一太守様三月御交替御願ニ付而被仰出候、御祝儀

於鉄殿より 御而殿様・於嘉久様江用頼代吉田

六之丞を以被仰上候、

二月廿七日

一嶋津左衛門殿御死去ニ而、御遺体今晚日置江御

引越ニ付、此方本門通り御通路ニ付而、掛挑灯

三ツ出候、

三月朔日

一高式百八拾式石四斗八升八合九勺九才

右者、午年御物江御賣上高去辰□五月依願代銀

上納ニ而被返下候処ニ、今日御高奉行所より高

直シ被仰渡候、

同日

一高頭四千六百八拾四石六斗壹升壹勺八才

右之通御帳面相直し候、

同日

一御重一組 御樽一荷

右者、於嘉久様江於鉄殿より上巳為御祝儀御

進上被成候、御使岩重平五左衛門、

同日

一御夫婦江 於嘉久様より當日為御祝儀、御使井

上休次郎被罷出候、於書院吸物・酒出申候、左

候而、御返答之儀者園田佐司右衛門より申上候、

同日

一於鉄殿四ツ後、昨節句之為御礼 御本丸へ御参

被成候、

三月四日

一於巖殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

右者、隅州様兼而御日取之通江戸御發駕、御

機嫌能被遊御旅行御左右、御女中様方為可被聞

召上、先月御當地差立候飛脚、同月十九日尾州

清須表、翌廿日同國起之駅より被差返、今朝到

着被定置候通、御宿御休無御滞、天氣打續能、

川之無御故障御越、御膳等も御快被召上、少之

御障も不被遊御座御旅行候旨御到来候間、此段

御知せ申上候様納殿役人江可相達候、

(寛延二年)  
三月三日

(權山久初)  
主計

右之通、伊地知千左衛門取次を以被仰渡候間可

被申上候、以上、

嶋津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・島津市

太夫殿

用頼

右之通被仰渡候間、沢田を以申上候、

三月七日(久松)  
一嶋津筑後殿御下屋鋪江藤之花見として於鉄殿御

出被成候而、夜入五ツ後御帰被成候、

同八日  
一御肴一折鯛貳枚 御樽一荷拾四盃

右者、於鉄殿 御本丸江御花見御参ニ付而御

進上被成候、左候而、昼九ツ後御出ニ而、夜五ツ

後御帰被成候、右御進上物者 於貞様御相中よ

り御進上被成候、

同十三日  
一鮮肴一折 手樽一荷十盃

右者、今日琉人被為下候□為御見物入来院石見

殿御宅へ御出被成候、彼御方御附女中衆相中へ

為御留守問被遣候、

同十五日  
一市太夫被致登 城候、

同日

一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

隅州様御機嫌能被遊御旅行候御左右、御女中様

方為可被聞召、先月十六日御當地被召立候飛脚、

大坂御滞在内今月二日致着、翌三日大坂より被

差返、昨日致着、兼而被定置之通、東海道御宿

御休無御滞御通路、御膳等も御快被召上、少之

御障も不被遊御座候、大坂へ御滞在三日被相重、

六日大坂御發駕之筈ニ而御到来候間、此段為御

知申上候様納殿役人江可相達候、

(寛延二年) 三月十五日 (權山久初) 主計

右之通、伊地知千左衛門御取次ニ而被仰渡候間  
可被申上候、

(寛延二年) 三月十五日 御本丸納殿役人 門司金右衛門

島津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市  
太夫殿

役人中

三月廿一日 一此方ニ而御與中へ被仰渡趣有之、諸士被召寄候

ニ付、今日者市太夫不致登 城候、

同廿七日 一御肴一折 御樽一ツ

右者、當年 於鉄殿御厄年ニ而、貴嶋善龍院へ

御安全之為御祈禱入峯被仰付候為御礼進上仕候、

三月廿八日 一於鉄殿五社江御參詣被成候、御行列ニ而御座候、

御供之女中衆者駕籠ニ而有之候、

同日 一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

隅州様御旅行御機嫌為可相同 於嘉久様より御  
使奥大番萩原權右衛門被差越、今月十九日、藝  
州西條四日市江參上、翌廿日之朝、右驛 御發  
駕を奉見被差返、昨夜到着、何そ御障も不被遊  
御座、御機嫌能遊御旅行候由御到来候間、此  
段御知らせ申上候様納殿役人江可相達候、

(寛延二年) 三月廿八日 (權山久初) 主計

右之通、市來次郎左衛門御取次を以被仰渡候間  
可被申上候、以上、

(寛延二年) 三月廿八日 御本丸納殿役人 門司金右衛門

島津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市  
太夫殿

役人中

三月廿八日 一 嶋津市太夫

明廿九日

有章院様御忌日付南泉院御位牌殿江御代參、但支  
度熨斗目・半上下、



右之通、可被相勤旨可申渡候、

(寛延二年) 三月廿八日 主殿 (島津久柄)

同廿九日

一市太夫福昌寺江御代參相勤候而、南泉院江も御

代參被相勤候而、其首尾御申上御座候、

四月朔日 一市太夫被致登 城候、

同二日

一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

先月六日、尾張様御息女様 (徳川宗勝女、邦姫) 太守様江御縁與被

仰出候段御到来候間、為御知納殿役人江可相達

候、

(寛延二年) 四月二日 主計 (榊山久初)

右之通、市来次郎左衛門御取次二而被仰渡候間 (政方)

可申上候、以上、

(延享二年) 四月二日 御本丸納殿役人 門司金石衛門

島津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市

大夫殿

役人中

四月二日 一於鉄殿八ツ過より山下御屋敷江

太守様御縁與被仰出候為御祝儀御參上被成候而、

夜入過三御帰被成候、

同三日

一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

右者、先月十三日、以上使本多伯耆守様

太守様御國本江之御暇御給、御先格之通被遊御

拜領物候旨御到来候、右三付爰元二而之御祝儀、

追而御礼可被仰上候、御到来有之候節御申可被

成候、此段為御知納殿役人江可相達候、

(寛延二年) 四月三日 主計 (榊山久初)

右之通、市来次郎左衛門御取次を以被仰渡候間

可被申上候、以上、

(寛延二年) 四月三日 納殿役人 門司金石衛門

嶋津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市

大夫殿

## 役人中

四月四日  
一 太守様江尾張様御息女様御縁与被仰出候付、

御両殿様江於鉄殿より之御祝儀、仁礼孝右衛門  
を以被仰上候、

同五日  
一 御肴一折 御樽一ツ十五

御夫婦江

同日  
一 御重一組 羈松とのへ

右者、喜入安次郎殿御夫婦并御袋より、權太夫  
為御留守問御持せ被成候而、御料理・御吸物・

取肴・御銚子段々差上候、

同五日  
一 嶋津李殿八ツ後御見廻三而、奥江御通り被成候

而御料理・御吸物・御銚子上ケ申候、

同六日  
一 於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御縁與被仰出候付、江戸御中途江御祝詞  
御申之方者、今月初式日御使便三御申候様御知  
らせ可申達旨、納殿役人江可申渡候、

(寛延二年)  
四月

(權山久初)  
主計

右之通、市来次郎左衛門御取次を以被仰渡候間  
可被申上候、以上、

(寛延二年) 御本丸納殿役人  
四月六日 門司金右衛門

嶋津大学殿・伊勢兵部殿・肝付弾正殿・嶋津市  
太夫殿

留守居役人中

四月七日  
一 樅山主計殿八ツ後御尋三而、御吸物・御料理御

寄合被成候而、七ツ過二御立被成候、

同八日  
一 於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

隅州様大里江被遊御渡候御左右、為可被聞召被  
遣置候足輕、今月三日彼地被召立昨晚到着、弥  
御機嫌能、兼而者今月二日大里被遊御渡筈之処  
二、當日者風波悪敷、翌三日被遊候御渡海、猶  
御機嫌能、四日大里 御發駕、黒崎江被遊御止  
宿筈之旨申来候付、此段為御知納殿役人江可相  
達候、

(寛延二年)  
四月

(權山久初)  
主計

右之通、市来次郎左衛門御取次ニ而被仰渡候間  
可被申上候、左候而、最奇次第順達可被成候、  
以上、

(寛延二年)

四月八日

御本丸

納殿役人

鳴津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・鳴津市  
太夫殿

留守居役人中

同九日  
一御着代百疋ッ、

隅州様江 於嚴殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

同日

一御着一折 御樽一荷

於嘉久様へ 於鐘殿・於鉄殿・於袈裟殿御相中  
より

右者、来ル十一日、御下屋敷御移徙御祝、當日  
右之通山下御屋敷江御進上候様ニ御知らせ納殿

役人江可相達候、

(寛延二年)

四月

(榊山久初)

主計

右之通御知らせ申上候様、市来次郎左衛門御取

次ニ而被仰渡候、左候而、當日山下御屋敷江御  
參被成候而御進上被成ニ而も、又者御使ニ而御  
進上被成候成共御勝手次第、尤

隅州様御方江之御進上物も山下御屋敷へ被成御  
進上候而相濟申候、此旨可被申上候、以上、

(寛延二年)

四月九日

門司金右衛門

鳴津大学殿留守居 伊勢兵部殿・肝付彈正殿・  
鳴津市太夫殿 用頼

右御樽着、山下御屋敷江御調方御頼被成候而相  
濟、四月十九日、返銀御一人前錢三百六拾七文  
ッ、山下御屋敷より被仰遣候而、使ニ相渡候、

同十日

一御着一折 御樽一荷

隅州様江 肝付彈正・鳴津市太夫・榊山七郎

同日

一御着一折 御樽一荷

於嘉久様江 右同三人相中より

右者、来ル十一日、御下屋敷御移徙御祝、當日  
御下屋敷・山下御屋鋪江四ッ過より八ッ迄之内

參上、右之通進上候様ニ可致通達候、

(寛延二年)

四月

(榊山久初) 主計

四月十日

一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様江三月十三日、公方様より以上使本多

伯嚙守様御國元江之御暇御給、御先格之通被遊

御拜領物、同日 大御所様・大納言様、上使西

尾隠岐守様・秋元但馬守様を以御暇御給付、御

先格之通被遊御拜領物、同十五日、御暇之為御

礼御登 城被遊、御黒書院江 公方様出御、御

懇之被蒙 上意、御馬御拜領被遊候段御到来候

間、右之御知せ納殿役人江可相達候、

(寛延二年)

四月

(榊山久初) 主計

右之通、市来次郎左衛門御取次を以被仰渡候間

可被申上候、以上、

(寛延二年)

四月十日

門司金右衛門

嶋津大学殿留主居 伊勢兵部殿・肝付彈正殿・

嶋津市太夫殿 役人中

四月十日  
一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御國元江之御暇御給、御礼被仰上候、御

祝儀御當地・御中途・江戸江先例之通御申候様、

御知せ納殿役人江可相達候、

(寛延二年)

四月

(榊山久初) 主計

右之通、市来次郎左衛門御取次を以被仰渡候間

可被申上候、以上、

(寛延二年)

四月十日

御本丸納殿役人 門司金右衛門

嶋津大学殿留守居 伊勢兵部殿・肝付彈正殿・

嶋津市太夫殿 用頼

同十一日

一御着代金子百疋 但堅御目錄小折紙相添、

隅州様江 於鉄殿より

同日  
一御着一折 御樽一荷

於嘉久様江 於鐘殿・於鉄殿・於袈裟殿御相

中より

但 山下御屋鋪御取替を以御調方有之候、

右者、御下屋鋪新御作事相濟、今日御移徙ニ付、

右之通御進上被成候、

四月十一日

一市太夫登、城仕候而、八ツ後より直ニ山下御屋

敷江致参上、太守様御國本江之御暇御給之御

祝儀被申上候、

同日

一於鉄殿山下御屋敷江御移徙之御祝儀ニ御参被成

候御供、麻上下着用被仰付候、行列ニ者不及之

由被仰渡候、夜八ツニ御帰館ニ而有之候、

同日

一於巖殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

先月十六日、松平筑前守様御嫡子修理大夫様江

(黒田継高)

(重政)

菊姫様御縁與被仰出候段御到来候間、為御知納

殿役人江可相達候、

(寛延二年)

四月十一日

(榊山久初)

主計

右之通、市来次郎左衛門御取次を以被仰渡候間、

可被申上候、以上、

(寛延二年)

四月十一日

納殿役人

門司金右衛門

島津大学殿留守居 榊山主計殿・伊勢兵部殿・

肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼

四月十二日

一御肴一折 平樽一荷

右者、曾木暖衆兩人参上ニ而、此節

太守様御縁與之御祝儀ニ伺公仕候間、奉祝候而

進上仕候、左候而、御對面ニ而御盃被下候、

同日

一茶式袋 手樽一ツ

右者、曾木衆中漆野常右衛門罷出候而、此節楮

見廻役被仰付、御請ニ参上仕候、役目之一首尾

ニ進上仕之由候、御逢被成候而御盃被下候、

同日

一太守様御國元江之御暇御給、御先格之通御拜領

物被遊、御暇之為御礼御登 城被遊候、御祝儀

御両殿様江仁礼孝右衛門を以 於鉄殿より被仰

上候、

同日

一於嘉久様より此方御夫婦江、昨日者御移徙ニ付

御進上物被成、御満悦被思召上候由、御礼之御

使奥大番衆被罷出候、御返答仁礼孝右衛門を以

御使江被仰達候、

四月十三日

一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御機嫌能、先月廿二日江戸被遊御發駕候

段御到来候間、右之趣為御知申達、御發駕之御祝儀、且又 菊姫様御縁與被仰出候御祝儀、來ル十五日、御使便ニ御申可被成旨、為御知納殿役人江可相達候、

(寛延二年)  
四月十三日 (榊山久初)  
主計

右之通、市來次郎左衛門御取次を以被仰渡候間可被申上候、以上、

(寛延二年)  
四月十三日 御本丸納殿役人  
門司金右衛門

嶋津大学殿留守居 伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 役人

同日  
一肴一折 手樽壹ツ

右者、山下御屋敷より 御本丸御奥江御差分ケ被成候女中衆、御年寄牧野を初惣女中へ被遣候、  
四月十四日  
一此節、御郡奉行衆新城へ差入被成、先年被仰渡

置候通御直竿有之付、用頼衆可被為差越由ニ而、昨日迎船參候而、今日仁礼孝右衛門被差越候、  
同十五日  
一市太夫被致登 城候、

同日  
一太守様先月廿二日御機嫌能江戸御發駕被遊候、

御到来有之候間、於鉄殿より

御両殿様江右御祝儀用頼代迫田仲兵衛を以、御

側御用人衆へ御申上被成候、

同日  
一山下御屋敷江右同断之御祝儀、松山栄右衛門使

二而御申上被成候、

同十六日  
一御肴一折積交 御樽一荷

嶋津善次郎殿江

同日  
一御肴一折積交 おとめとのへ

右者、兵庫様去秋御在江戸被成候處、近日御

下着被成筈候間、為御留守間被進候、御使村山

駒右衛門相勤申候、

四月十六日  
一新城御直竿相濟、用頼孝右衛門被罷帰候、

同十八日  
一山下御屋鋪江 太守様為御留守間、御樽肴於鐘

様・於鉄殿御相合ニ而御進上被成候、依之昼九

ツ過より御参上ニ而、夜九ツニ御帰被成候、

但御進上物之儀者、喜入屋敷ニ而御調御座候而、

御割合出銭貳貫貳百十八文、四月廿一日喜入屋

敷へ首尾申候、

同日  
一御肴一折 御樽一荷十五

右者、今日山下御屋敷江柅山七郎殿・肝付彈正殿・市太夫御三人御相合ニ而、為御留守問御進上被成候、御進上物者此方ニ而相調候而、七ツ

時分山下御屋敷へ差上申候、

同日  
一柅山七郎殿八ツ後御出被成候、依而御膳御寄合

御座候而、七ツ時分山下御屋敷江市太夫御同道

ニ而御參上被成候、

同日  
一去辰之年御申請式百八拾石餘之名寄帳一冊

同日  
一伊地知彦左衛門方より買入高名寄帳一冊

右者、麻上下着ニ而用頼 御本丸星合之間江御

用、御勘定御奉行衆より昨日被仰渡、用頼仁礼

孝右衛門被罷出候処、御勘定御奉行衆西彦太郎(純字)

殿・比志嶋隼人殿御出ニ而、右式冊之名寄帳相

渡候、

四月十八日  
一御肴一折 平樽一荷

右者、 菊姫様御縁與為御祝儀、曾木噯參上ニ

而右之品被差上候、市太夫様御留守之故、役所

ニ而吸物・酒出候、

291

290

同日  
一權太夫此節 隅州様御供ニ而下着ニ付、為迎向

田迄貴嶋柅右衛門人足三左衛門相付候而遣候、

同日  
一隅州様江

御肴一折

肝付彈正・嶋津市太夫・柅山七郎相中より

右之通、 御光着之當日、御下屋敷江進上候様

可致通達候、

(寛延二年)  
四月  
(平田正輔 鞞負)

(榊山久初)  
主計

右之通被仰渡候付、右當日御進上物此方ニ而相

調差上申筈也、

四月十九日

一於巖殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

隅州様被遊 御光着、御中途并江戸江之御祝儀

者、今月末御使便ニ被申上候様ニ、御知らせ納

殿役人江可相達候、

(寛延二年)  
四月  
(榊山久初)  
主計

右之通被仰渡候間可被申上候、尤 御光着當日  
 御礼使被差立候へ共、右便より被仰上儀ニ而者  
 無之候、今月末式日御使便ニ、御中途并江戸江之  
 御祝儀被仰上儀も、右之趣可被申上候、以上、  
(寛延二年)  
 四月十九日 門司金右衛門  
 鳴津大学殿・榎山主計殿・伊勢兵部殿・肝付彈  
 正殿・嶋津市太夫殿 用頼留守居  
 同日  
 一於巖殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿  
 隅州様江 御肴一折ツ、  
 右、御光着之當日、御下屋敷江御進上候様ニ御  
 知せ納殿役人江可相達候、  
(寛延二年) (榎山久初)  
 四月 主計  
 右之通、北郷八右衛門御取次を以被仰渡候間可  
(寛延二年)  
 被申上候、以上、  
 四月十九日 門司金右衛門  
 同日  
 一於巖殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

右者、 隅州様御光着之御祝儀、當日  
 太守様御方者 御本丸、 隅州様御方者於御下  
 屋敷御申被成候様ニ御知らせ可申達旨、納殿役  
 人江可申渡候、  
(寛延二年)  
 四月 主計 (榎山久初)  
 右之通、北郷八右衛門御取次を以被仰渡候間可  
 被申上候、以上、  
(寛延二年)  
 四月十九日 門司金右衛門  
 右三通之御觸之趣、沢田を以申上候、  
四月廿三日  
 一御肴一折綱三枚  
 右者、今日 隅州様御光着被遊候付、肝付彈正  
 殿・榎山七郎殿・市太夫相中より奉祝候而御進  
 上被成候、右御肴者此方より相調申候、  
四月廿三日  
 一御肴一折綱三枚  
 右者、 隅州様御光着被遊候為御祝儀、山下御  
 屋敷江於鉄殿より仁礼孝右衛門を以御進上被成  
 候、



同日  
一於鉄殿御光着之為御祝儀、四ツ過より山下御屋

敷江御參上ニ而、夜入四ツ過ニ御帰館被成候、

同日

一權太夫今日御供ニ而南向ニ付、喜入主膳殿奥方・

安次郎殿奥方・畠山數馬殿奥方八ツ前より權太

夫宅へ御出被成候而御祝御座候、御料理・御吸

物・御肴・御銚子段々差上申候、

同廿四日

一於鉄殿七ツ時分より山下御屋敷江 隅州様為御

機嫌伺御參上ニ而、夜入九ツ時分ニ御帰被成候、

同廿五日

一市太夫様御実名久隆与御改被成候間、新城・鹿

屋御家来中、御屋敷中、諸所中宿まで可申聞由

被仰渡候間、則申渡候、

四月廿六日

一御肴一折 手樽一荷十盃

右者、嶋津主水殿御在江戸之御留守中御地頭所

蒲生御頼ニ付、蒲生暖谷口幸右衛門、与頭山元

清太左衛門、地頭横目山元喜三右衛門今日參上

ニ而樽肴進上有之、於書院御逢被成候而御盃被

下候、且又於役所吸物・取肴ニ而酒振廻申候、

同日

一御肴一折横交 御樽壹ツ

右者、喜入安次郎殿御姫御誕生ニ付御祝被成候

而、八ツ後より市太夫御尋被申ニ付而、右之品

被進候、

同廿八日

一市太夫被致登 城候、

同日

一鮮肴一折 樽一荷

右者、 隅州様御光着之為御祝儀、御地頭所曾

木暖川田次五右衛門・海老原安右衛門參上ニ而

進上有之候、

同日

一於鉄殿廿八日之御礼山下御屋敷江御參被成候、

五月朔日

一市太夫被致登 城候、

同日

一於鉄殿山下御屋敷江朔日之御礼御參上ニ而候、

然者 隅州様より御拜領物、

同日

一縮緬模様物壹反 一本紅壹疋 一晒壹疋

竹姫君様より 一御鼻紙袋三ツ

菊姫様より 一御文庫壹ツ内御入付物三品

右之通、御給り被成候而御頂戴被成候、

同三日

一於鉄様當年御厄年ニ付、善龍院入峯被仰付、今

日吉日ニ而首途仕候付、御覽被成候而御盃被下

候而、御目錄ニ而青銅百疋被下候、

同日  
一御自分事、明四ツ時御用之儀有之候間、麻上下  
着用ニ而被罷出候、

(寛延二年)

五月三日

川上瀬兵衛

嶋津市太夫殿

同日  
一市太夫四ツ時前登 城仕候処ニ、 太守様御着

城之御礼使被仰付旨被仰渡候而、御受申上候、

五月四日

一於鉄殿山下御屋敷江四ツ過ニ御参被成候、追付

御帰館ニ而御座候、

同日

一御禮使御當被成候付、御内祝として一汁三菜之

御料理・御吸物・御肴・御銚子差上候、

同日

一於松殿御上洛之為御悦、九ツ時分御出被成候、

同五日

一端午之御節匂付而、御三献・御吸物・御取肴・

御銚子差上申候、

同日

一 長瀬伴右衛門

右者、先達而被仰渡置候通、御中途・江戸江為御

使、来ル十一日中急ニ而被差立候、

右申渡、奥々江茂可申上候、於巖殿・於貞殿・於

鐘殿・於鉄殿御方へも納殿役人より御知らせ申上  
様ニ可相達候、

(寛延二年)

五月

(榊山久初)  
主計

右之通、伊地知千左衛門御取次を以被仰渡候間、

此段可被申上候、以上、

(寛延二年)

五月

添御用達

伊東仙太夫

嶋津大学殿・榊山主計殿・肝付彈正殿・島津市  
太夫殿

用頼留守居

五月五日

一私事、此節 太守様御着城之御禮使被仰付、難

有奉存候、近日中可罷立儀ニ奉存候処、往来入

用分之銀子急ニ才覚相調申儀無心元候、依之奉

願候、私領新城去ル辰秋出来生蠟式萬千八百斤

餘賣上ケ置申候処、右代巻斤ニ付三匁ツ、之直

成ニシテ、文銀六拾五貫五百餘先比被成下、

残り分重而被成下筈之由奉承知候間、右之内文

銀式拾貫目、何とそ於大坂相渡候様ニ被仰付被

下度奉願候、若右之筋ニ難被仰付訳も御座候ハ、當七月中皆返上可仕候間、御渡方右之通ニ而御拜借被仰付被下度奉願候条、此段被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(寛延二年)  
五月五日 嶋津市太夫

同日  
一文銀式拾貫目 嶋津市太夫□

右者、此節 太守様御着城之御禮使被仰付被差立筈候処、往来入用之銀子急才覚相調候儀無心元候間、私領去辰秋出来生蠟式萬千八百斤餘賣上置候代銀之内、文銀六拾五貫五百目餘先比相渡、殘銀重而被相渡筈之由候付、本行之通於大坂相渡候様ニ与願被申出趣有之、於御當地錢を以可相渡旨申渡置候間、垂蠟藏差分置候錢之内より可相渡候、左候而、大坂為替銀上納申付候条、右為替銀納方へ引直、大坂ニ而脇生蠟代之内より返銀式拾貫目相渡候様、御留主居方へ問合可申越候、右ニ付而、諸事如例可申渡候也、

(寛延二年)  
御勝手方印(經安)  
取次皆吉九平太  
五月五日

代官

五月六日  
一於鉄殿尾畔御屋鋪江御参上ニ而候、

同日  
一於巖殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿

今月初式日御使、来ル十一日被差立候便ニ江戶江暑氣中伺御機嫌被仰上候様被申上置候処、御使被差延、来ル十三日被差立筈候間、右便ニ伺御機嫌被仰上候御方様者被仰上候様致承知候、

此段御知らせ申上候、以上、

(寛延二年)  
御本丸納殿役人  
門司金右衛門  
五月七日

島津大学殿・崙山主計殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿

用頼留主居

五月七日  
一於巖殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御機嫌能、防州久多松之内笠戸浦迄御通船之段者、先月廿九日御使便申上候、順風無之、翌晦日迄同所 御滞船ニ而、朔日笠戸浦御出船、

打續天氣も能、今朝(向方)御出船、今日暮六時過豊後大里江被遊御着岸、猶御機嫌能被遊御座、奉恐悅候、明日爰元被遊御發駕候処、今日遅ク御着岸故、人馬等爰元不相調、大里 御滞在ニ而、明後四日より御旅行被遊筈□間、兼而被仰出置候 御宿賦之通 御旅行可被遊与恐悅奉存候、此段申越候条、 隅州様御女中様方江可被達御聽候、石見殿無御別条御供被成候、以上、  
(寛延二年) 五月二日 鎌田典膳(政昌)  
 梶山主計殿・伊勢兵部殿・平田鞆負殿  
 右之通、伊地知千左衛門御取次を以、 御中途より之御問合書写巻通被相渡候付差越候間可被申上候、以上、  
(寛延二年) 五月七日 門司金右衛門  
 嶋津大学殿・梶山主計殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿  
 用頼留主居

300

五月七日  
 一此節市太夫上洛ニ付、肝付彈正殿より為御餞別御招ニ付而、八後御 城より直ニ彼御方へ被罷出候、依之樽肴為進物被進候、  
 同八日  
 一錢千四百貳拾八貫五百六拾九文  
 文銀ニシテ貳拾貫目  
嶋津市太夫殿役人  
 蘭田佐司右衛門  
 右者、此節 太守様御着城之御礼使被仰付被差立筈候処、往来入用之銀子無才覚、相調候儀無心元候間、私領辰秋出来生蠟代銀之内、垂蠟蔵江直納、大坂ニ而脇生蠟代銀之内より返納返銀可相渡旨、御證文を以被仰渡候、為替銀トシテ上納也、  
(寛延二年) 五月八日 蒲地四郎左衛門  
 巳 岩城仲兵衛  
 本文錢引付を以代官方江差入候、  
五月八日  
 一太守様御着 城ニ付、為御禮使市太夫上洛ニ付而、明九日御首途ニ付、諏方明神へ御神樂料青

銅百疋、社司本田出羽守方へ差遣候、

同日  
一於巖殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御中途江 隅州様より御着之御祝儀、且

又御機嫌之程をも為可被 聞召上、有川勇馬被<sup>(貞厚)</sup>

差越候、勇馬事爰元相仕廻、明日被差立御中途

江被差越筈御座候間、伊地知千左衛門致承知候、

自然 御中途江御用も可有御座候哉与奉存候付、

此段御知らせ申上候間可被申上候、以上、

<sup>(寛延二年)</sup>  
五月八日 門司金右衛門

島津大学殿留主居 肝付彈正殿・島津市太夫殿

役人

五月八日  
一於巖殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿

今月初式日御使被召延、来ル十三日被差立候付、

江戸江暑氣伺御機嫌被仰上候御方者、十三日御

使便ニ被仰上候様昨日御知らせ申上置候處、又

被差延、来ル十五日被差立筈候間、此段可被

申上候、以上、

<sup>(寛延二年)</sup>  
五月八日 御本丸納殿役人 門司金右衛門

嶋津大学殿・椀山主計殿・肝付彈正殿・嶋津市

太夫殿

用頼留主居

五月八日

一御肴一折鯛式枝 御樽一荷

御夫婦様江 新城・鹿屋土中より

同日  
一御肴一折右同 御樽一荷

御夫婦様江 <sup>(ママ)</sup> 新城在郷濱中より

右者、太守様御着城之御礼使御登之為御祝儀、

新城役人海江田寛左衛門、与頭財部五右衛門、

浦役池田四郎右衛門、庄屋伊地知甚角、弁指・

功才召列候而参上仕候、役人中者 御前江被召

出候而御盃被下候、下役之者共者 御目通ニ而

酒被下候、

同日  
一御肴一折 御樽一荷

右者、權太夫様御下着之為御祝儀、新城・鹿屋

御家来中并濱在郷中より進上仕候而 御盃被下

候、下役之者者御末ニ而酒被下候、

同九日

一今日御首途有之筈候処、嶋津小平太殿奥方御死

去ニ付而、御首途被差延候、

五月十二日

一市太夫首途被致候而、諷方明神江御神樂御上ケ

御座候而被罷帰、御三献・御吸物・取肴・御料

理・御銚子差上候、於鉄殿并御兄弟中へ御膳

之上ニ而御盃取替有之候、

同十三日

一於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様被遊 御着城候而、江戸江之御祝儀 御

光着當日被差立候御礼使ニ被申上候様、御知ら

せ納殿役人江可相達候、

(寛延二年)

五月

(榊山久初)

主計

右之通、伊地知千左衛門御取次を以被仰渡候付、

御知らせ申上候間可被申上候、以上、

(寛延二年)

五月十三日

御本丸納殿役人

門司金右衛門

榊山主計殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市

太夫殿

用頼

同十五日

一御肴一折 御樽一荷

右者、今日山下御屋敷より市太夫江御餞別之御

料理御給ニ付、御進上有之候、

五月十五日

一於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御機嫌能、昨日九ツ時、出水御假屋被遊

御光着候段御到来候条、御知らせ納殿役人江可

相達候、

(寛延二年)

五月十五日

(榊山久初)

主計

右之通、伊地知千左衛門御取次を以被仰渡候間、

此段可被申上候、以上、

(寛延二年)

巳

五月十五日

御本丸

納殿役人

嶋津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市

太夫殿

用頼留主居

同十五日  
 一 於鉄殿八ツ時分山下御屋敷江、出水江 御着之  
 御祝儀ニ御参上御座候、

同十六日  
 一 此節御禮使被仰付、来ル十八日被差立候付、旅  
 中跡火消人数御見合を以、脇方江被召附置被下  
 度奉存候、且又嶋津主水旅中跡火消人数私方江  
 被召付候へ共、是又同前脇方江被召附被下度奉  
 存候、以上、

(寛延二年)  
 五月十六日 島津市太夫

五月十六日  
 一 於貞殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御着城當日、御本丸於御奥、從 隅州様  
 御料理被進候、其節御参候様被仰出候、此段可  
 申上候、

(寛延二年) (榊山久初)  
 五月 主計

同十七日  
 一 於巖殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様明十八日曉、苗代川 御發駕、横井御休  
 二而被遊 御着城答候旨御到来候条、此段御知

307の1

らせ納殿役人江可相達候、  
 (寛延二年) (榊山久初)  
 五月 主計

右之通被仰渡候間、此旨可被申上候、以上、  
 (寛延二年) 御本丸  
 五月十七日 納殿役人  
 嶋津大学殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・島津市  
 太夫殿  
 用頼留主居

五月十八日  
 一 御肴一折

右者、太守様御光着被遊候付、於鉄殿より  
 御進上被成候、朝五ツニ 御本丸江御参二而、昼  
 八ツ前御暇ニ而御帰被成候、

同日  
 一 市太夫事、今日 御着城ニ付致登 城候而、御

用等之儀奉承知候而鹿府罷立、苗代川泊ニ而御  
 座候、供之人数者與力仁礼孝右衛門、役人岡留  
 圓右衛門・平山十郎左衛門、取掛役中津野藏右  
 衛門、料理役領家順右衛門、旅中寄納戸役村山  
 駒右衛門、御側并歩行兼役中村平左衛門・池田

六郎左衛門・蘆田千右衛門、醫師恒見壽宅、足  
輕長峯安左衛門・田尻与市・松原郷右衛門・松原  
万右衛門、人足源八・長七・長右衛門・源右衛  
門、以上上下拾九人ニ而候、手道具忝本、挾箱  
一荷ニ而候、

市太夫事者乗物、与力者駕籠、役人兩人者乘懸  
馬式疋、取掛役乘懸馬壹疋、四ツ荷之駄荷三疋  
ニ而有之候、

五月十八日  
一御重一組 手樽忝ツ酒十盃

右者、於鉄殿より横井江為御饂別被進候、

同日  
一用頼仁禮孝右衛門与力被相勤候而上洛ニ付、旅

中之跡用頼伊地知太兵衛へ御頼ニ而、今日より  
被相勤候、

同日  
一御立ニ付而、奥へ樺山七郎殿御兄弟方、於松と

の・吉井正甫御通被成候、表方之御客者和田源  
右衛門・児玉半助・蘆田与藤次・有川玄菴、御

与所筆者衆木藤四郎左衛門・時任諸右衛門・河  
野源右衛門・有川勘右衛門御出ニ而、御吸物・

御料理・御取肴・御菓子・御銚子段々出申候、

308の1

同日  
一市太夫九州海陸者、鹿兒嶋より豊前之黒崎迄日

数十二日、黒崎より七端帆式艘借船ニ而、下之

関迄日数兩日、下之関より幡州之室迄日数五日、

室より陸地ニ而大坂江日数兩日、大坂江六月七

日者一日滞在、同八日之朝大坂立候而、伏見江

致着候、同九日之朝伏見立候而、六月廿日日数

十二日ニ江戸芝御屋敷ニ着仕候、

六月廿日（欠息）  
一嶋津主鈴殿・嶋津矢柄殿御方江、着仕候一首尾

ニ市太夫御見廻申候、

同日  
一表御用人高橋七郎右衛門殿方江も、致着候一首

尾ニ見舞被申候、

同日  
一明廿一日、御守殿江之御使者御勤可被成旨、

嶋津矢柄殿より被仰遣候、

同日  
一御文箱忝通 但萩原殿宛書

同日  
一干鯛忝箱 御樽代金五百疋御目録  
小折紙添、

右 隅州様より之御口上

姫君様弥御機嫌能被遊御座、目出度被思召候、

太守様御中途無御障、五月十八日御着城被遊、



御大慶被成候、依之 公儀江御礼使被差上候付  
御祝被成、御使者を以御目録之通被進候、

六月廿一日  
一御口上書忝通 御着代金式百疋御目録  
小折紙添、

菊姫様江

右御口上、弥無御替被成御座、目出度被思召候、  
太守様御中途無御障、五月十八日御着城被遊候  
而 御大慶被成候、依之 公儀江御使者被差上  
候ニ付御祝被成、御使者を以御目録之通被進候、

六月廿一日

右御口上書・品物御使番座ニ而請取、宰領相付、

(系線ハ朱書ナリ、第六卷ニ続クナラン)

(第六卷 冊子表紙)

(ハリ紙)

参  
號

御守殿方上鎖口迄差遣候、

同日

同日

一市太夫支度、(付箋ニ、御礼使ニ而出府之節御守殿江参上之事、  
浅黄帷子叙付下着晒麻上下ニ而候)

同日

一御守殿御取次「御附御用人衆」安藤四郎左衛門「殿」

ニ而候、勤方相濟、右之首尾迄御家老衆迄申出  
置候、御使番座より相濟候御口上書ニ御取次之  
御名相記候而、早速御使番座江致返納候、

同日

一島津市太夫此節御禮使被仰付差越候間、御門通

被仰渡被下度奉存候、以上、

(寛延二年) 六月廿一日 与力 仁礼孝右衛門

六月廿一日 御老中様方江御勤方被成筈(高津久) 一来ル廿六日、御老中様方江御勤方被成筈二矢柄(寛延二年) 殿より致承知候間、此段申達候、以上、

六月廿一日 本田孫右衛門(親房)

嶋津市太夫殿

同日 一今日御中奥ニ而(付箋ニ)御礼使ニ而出府之節菊姫様江御目見(継豊女) 菊姫君様江市太夫 御目見被

仰付候、其後 姫君様より萩原殿、 菊姫様よ

りおよたとのを以市太夫着仕候ニ付、難有蒙

御意、御吸物・御取肴ニ而御酒被下候、市太夫

八ッ前参上仕、七ッ時御暇申上候而御座退出仕

候、嶋津矢柄殿始終御詰居ニ而御座候、

進上

御さかな代 三百ひき

以上

しまつ 市太夫 ひさ隆

進上

御もう麩 二まい

以上

しまつ 市太夫 ひさ隆

右両御目録 姫君様江進上、

但 豎目録小折紙熨斗包相添、

しん上

御さかな代 三百ひき

以上

しまつ 市太夫 ひさ隆

しん上

御から墨 一はこ

御から繪 一まい

とうし 一はこ

以上

しまつ  
市太夫  
ひさ隆

右両目錄 菊姫様江進上、

但 豎目錄小折紙熨斗包相添、

六月廿六日 一御老中様・若御年寄様方江明廿六日御勤有之候

付、左之通問合申遣候事、

同日 一合羽籠三荷 御納戸方江

但 御納戸江申出候処無之物ニ而、物御奉行所へ申

出、御進物蔵より御借物ニ相成候、

同日 一合羽籠持三人 御普請方江

同日 一乗馬壹疋 御厩方江

同日 一沓籠壹ツ 右同

同日 一供足輕四人前田傳次郎・湯田寛左衛門・江田文

同日 七・文木甚八 御兵具所江

同日 一外足輕壹人但葉沢傳兵衛 留守居衆方江

右者、

(宗信) 太守様御着城之御禮使嶋津市太夫江被仰付被差

越候付、明廿六日、御老中様・若御年寄様方

江之勤有之候間、四ツ時相渡候様ニ沙汰被下度候、以上、右之通、銘々問合与力より被申遣候、

六月廿六日

同日 一御連書壹通 一御書壹通

同日 一琉球八重山太平布拾疋

同日 一千鯛壹箱

御用番御老中

堀田相模守棟 御取次

右江御口上 浅見七兵衛

三御所様益御機嫌能被成御座、奉恐悦候、私儀

御暇被下、五月十八日國本へ致着、難有奉存候、

依之以使者目錄之通獻上仕度候間、宜御差圖奉

頼候、委細者書中ニ申達候、御自分様弥御堅固

ニ被成御勤、珍重存候、此段申入候品迄目錄之

通致進覽候、

六月廿六日 一御書壹通宛 一琉球八重山太平布拾疋ツ、

一干鯛壹箱ツ、

御老中

(本多正珍) 本田伯耆守棟

御取次

小笠原軍蔵

右同  
松平右近將監様 右同  
佐竹弥兵衛

右江御口上

右同断、但御連書者御用番様江差上候由挨拶、

一御格書忝通 一御書忝通

一琉球八重山太平布拾疋 一千鯛沓箱

大納言様御老中  
(徳川家治)

秋元但馬守様  
(源朝)

御取次

俣尾只右衛門

右江御口上

右同断、

一御格書忝通 一御書忝通

一琉球八重山太平布拾疋 一千鯛沓箱

大御所様御老中  
(徳川吉宗)

西尾隠岐守様  
(忠尚)

御取次

遠藤清

右江御口上

三御所様益御機嫌能被成御座、奉恐悦候、私儀御暇、五月十八日國許へ致着、雖有奉存候、依之為御礼使者差上候、委細書中申達候、次御自分様弥御堅固被成御勤、珍重存候、此段申入候品迄目錄之通致進覽候、

一御書忝通ツ、一琉球八重山太平布拾疋ツ、

一千鯛沓箱ツ、

若御年寄

本田伊豫守様  
(本多忠統)

板倉佐渡守様  
(勝道)

小出信濃守様  
(英特)

松平宮内少輔様  
(忠世)

大御所様御方右同

堀田加賀守様  
(正徳)

小堀和泉守様  
(政基)

大納言様御方右同

戸田淡路守様  
(氏房)

三浦志摩守様  
(義次、善應)

右江御口上

三御所様益御機嫌能被成御座、奉恐悦候、次御自分様弥御堅固御勤之由、珍重存候、私儀御暇被下、五月十八日國元江致着、難有奉存候、為御礼使者差上候、依之目錄之通致進覽候、委細者書中申達候、

御取次

土屋儀右衛門

右同

深山嘉内

右同

林友助

右同

片桐五郎

御取次

稻葉丹

右同

石衛門

森十太夫

遠藤七郎左衛門

六月廿六日  
一御口上書壹通

阿部伊勢守様

奥方様

御取次

御年寄

右江御口上、弥御安全被成御座、目出度被思召

〔(候方)〕 太守様御中途無御(辨方)五月十八日御着城被

□、御大慶被成候、依之此節 公儀江御禮使被

差上候付、此段以御使者被仰遣候、

右御案内、御留主居佐久間源太夫、(盛形)

六月晦日

一明朔日御勤方之儀、御切紙御留主居方より被遣

候付、矢柄殿より御用人高橋七郎(種歌)右衛門を以勤

方之儀被仰渡候付、御使番衆方江御勤方之次第

委細承合、夜八ツ半時より御屋敷罷出候而、上

御屋敷佐久間源太夫所立寄支度替いたし、日出

前より登 城仕候、

七月朔日

一公方家重公御白書院 出御被成候而、 太守様

御着城之御礼、御献上物例之通差上、市太夫御

目見首尾能相濟候而、且又自分進上物差上候而、(符箋)公方様御目見之

御目見仕候、御奏者金森兵部少輔様、(頼朝)

312

進上

御太刀

一腰

紗綾

二卷

御馬

一匹

以上

松平薩摩守家来(宗信)

島津市太夫

久隆

表書之通、相納之申候、以上、

金森兵部少輔内

七月朔日 宇都宮東馬印(寛延二年)

七月朔日  
一市太夫支度者、長上下ニ浅黄帷子下着晒ニ而有

之候、

同日  
一右之通、市太夫勤方相濟、九ツ時分佐久間源太

夫所へ立寄候而致支度替候、然者源太夫より料

理被出候、

左之通之御人数江自分進上之太刀目録持参仕候

而、御目見之御禮廻り致候、

同日  
一御太刀一腰宛 御馬代銀一枚宛

御老中

堀田相模守様

御取次

田邊弥門

御老中

本田伯耆守様

御取次

田沢左内

右同

松平右近将監様

御取次

多羅尾喜侯

大御所様御方御老中

西尾隠岐守様

御取次

青山清左衛門

大納言様御方御老中

秋元但馬守様

御取次

大野平太夫

若御年寄

本田伊豫守様

御取次

家城五左衛門

右同

板倉佐渡守様

御取次

阿津見大路

右同

小出信濃守様

御取次

林 用助

右同

松平宮内少輔様

御取次

土井彦助

大御所様御方若御年寄

堀田加賀守様

御取次

西尾弥次右衛門

小堀和泉守様

御取次

濱野左衛門

大納言様御方若御年寄

戸田淡路守様

御取次

廣瀬八助

右江口上

松平薩摩守帰國之御礼使相勤候処、自分之御

禮も被仰付、難有奉存候、依之為御礼参上仕

候付、御太刀目録之通進上仕候、案内留主居

佐久間源太夫ニ而、旅宿へ七ツ時分罷帰候、

七月朔日  
一御重之内一組 但式重ハ御染物、三重ハ御菓子、

姫君様より

同日  
一御肴一折 但大鮮鯛式枚

菊姫様より

右者、村路殿御取次ニ而市太夫江拜領被仰付候、

同日  
一昨日 姫君様・菊姫様より御重・御肴拜領ニ付、

御禮ニ市太夫御中奥江参上仕候、

同日  
一御三家様江市太夫参上仕候、案内佐久間源太夫、

同日  
一御書壹通 但水野大炊頭宛書 御取次 大沢文左衛門

同日  
一御書壹通 但中山備前守宛所 御取次 上田四郎左衛門

紀伊大納言様江

同日  
一御書壹通 但中山備前守宛所 御取次 上田四郎左衛門

水戸宰相様江宗繼

右江御口上、弥御勇健被成御座、珍重奉存候、

私儀御暇被下、五月十八日國許江着仕候為御札

使者差上候付、以使札申上候、此段御家老中迄

申達候、

七月二日宗繼  
一尾張中將様 御取次御返答御相應、松井早兵衛

同日宗將  
一紀伊宰相様 御取次別御屋敷被成御座可申上由候、大沢文左衛門

右江御口上、弥御勇健被成御座、珍重奉存候、

私儀御暇被下、五月十八日國許江着仕候為御札

使者差上候、依之以使者申上候、此段御家老中

迄申達候、

同日  
一千代姫様 御取次御返答御相應、神田四郎左衛門

右江御口上、弥御勇健被成御座、目出度奉存候、

私儀御暇被下、五月十八日國元江着仕候為御札

使者差上候、依之以使者申上候為御附之御役人

中迄申達候、

同日

一明三日四ツ時、御礼使島津市太夫 御城へ可差

出旨、松平右近將監様より御切紙を以被仰渡、

319 318 317 316 315 314

同日九ツ時、秋元但馬守様御宅江同人可差出旨、

御切紙を以只今致到来候間、爰許出立之儀、御

使番方江問合可被相勤旨、市太夫江可被申渡候、

以上、

右之通、矢柄殿より高橋七郎右衛門を以被仰渡

候ニ付、御同心之御留主居被罷出候刻限、御使

番野村藤太夫江承合候処、佐久間源太夫方江六

ツ半時ニ出立、御差越被成候ハ、可然旨承候付、

其通可被成候、

七月二日  
〔本文書ハ「末川家文書」四七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

同日  
〔本文書ハ「末川家文書」五〇号文書ト同文ニツキ省略ス〕

同日  
〔本文書ハ「末川家文書」四六号文書ト同文ニツキ省略ス〕

七月二日  
〔本文書ハ「末川家文書」四九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

同日  
〔本文書ハ「末川家文書」四八号文書ト同文ニツキ省略ス〕

七月三日  
〔本文書ハ「末川家文書」五一号文書ト同文ニツキ省略ス〕

同日  
〔本文書ハ「末川家文書」五二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

御捻七月三日  
〔本文書ハ「末川家文書」五三号文書ト同文ニツキ省略ス〕

同五日

一 今般就 御目見太刀・馬代預持參怡悦之至候、

為其以申入候、已上、

〔寛延二年〕  
七月五日

〔松平武元〕  
松右近將監

嶋津市太夫殿

同五日  
〔本文書ハ「末川家文書」五四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔但日付之次第前後之様ニ見得候へ共、御老中様方御礼書一所ニ集候間如斯候〕  
七月三日

一 桜田御屋敷五ツ時過市太夫登 城仕候処、御用

番御老中本田伯耆守様より御奉書御渡被成、御

奏者酒井山城守様より拜領物紗綾二卷御直ニ御

渡被成候、御席詰大御目附衆能勢因幡守様・神

尾伊賀守様、御目付衆橋元阿波守様ニ而御座候、

拜領物之御礼申上、九ツ時過退出仕候而、秋元

但馬守様御宅江罷出候処ニ、

大納言様より之御奉書御渡被成候付、直ニ拜領

物之御礼申上候而、御老中様方・若御年寄様方

へ佐久間源太夫案内ニ而罷出候、

御老中 堀田相模守様 本田伯耆守様

御若年寄 松平右近將監様

本田伊豫守様 板倉佐渡守様

小出信濃守様 松平宮内少輔様

同三日

一 明日御奉書御渡可被成候間、西尾隠岐守様御宅

へ御出、只今御切紙到来仕候、依之明朝五ツ前、

桜田御屋敷江御差越可被成候、私御案内相勤可

申候、御家老衆よりも可被仰渡候へ共、猶又為

御落着此段申上候、以上、

〔寛延二年〕  
七月三日 赤松甚右衛門

嶋津市太夫殿

七月三日  
一 御禮使勤ニ付、

大御所様御奉書明日可相渡候間、御使者同心可

致旨西尾隠岐守様御用人より申来候間、甚右衛

門可相勤候間、明四ツ朝五ツ前、桜田御屋鋪へ



島津市太夫被差越候様ニ可申渡旨申越候□、明朝六ツ半比より核田御屋敷へ参候而、甚右衛門江申談可被相勤旨、市太夫江可申渡候、以上、

右之通、矢柄殿より高橋七郎右衛門を以被仰渡候、

同三百  
一赤松甚右衛門同心ニ而、市太夫五ツ時過西尾隱

岐守様御方へ罷出候処、隱岐守様御痛有之候故、御用人を以御奉書相渡候而罷歸候節、左之通御使者相勤候、

同日  
一御書壹通ッ、

松平(定橋)隱岐守様取次柏原嘉兵衛御旅中へ可申越候、松平大膳太夫様取次平川平兵衛御他出故御歸之節可申上由候、

右江御口上、弥御堅固可被成御座候、珎重存候、

私儀御暇被下、五月十八日國本へ致着為御礼使者差上候、依之以使礼申達候、

七月三百

一松平隱岐守様與方様 取次秋山六左衛門別人、御返

同日

一法林院様 取次大田武左衛門、御他出故御歸之節可申上由候、

同日  
一阿部伊勢守様 取次鈴賀唯右衛門、伊勢守様北郷屋敷へ被成御座候間可申越由候、  
同日 一阿部伊豫守様 取次右同人、御他出故御歸之節可申上由候、  
同日 一水野肥前守様 取次水野丹下、御返答御相應、  
同日 一松林院様 取次右同人、御返答御相應、

右江御口上、弥御堅固可被成御座与珎重存候、私儀御暇被下、五月十八日國許江致着為御禮使者差上候付、以使者申達候、

同七百  
一御重一組 但御飯・御染物

右者、菊姫様より御膳下御拜領ニ而、村路殿御取次ニ而御給ニ而御座候、

七月九日

一御中奥江昨日御重御拜領之御禮市太夫参上仕候、

同日  
一今日御留主居赤松甚右衛門同心ニ而、市太夫四時より罷出、左之通相勤候、

同日  
一御書壹通 但吉川宮内卿宛所

日光御門主様江 御書差出御口上申上置候、  
御取次高橋主水、

右江御口上、弥御勇健可被成御座与珎重之御儀奉存候、私儀御暇被下、五月十八日國許へ着仕候、依之為御礼使者差上候、以使札坊官衆迄申

達候、

同日 (後筆)  
一 柳生備前守様 御取次鈴木藤左衛門、

同日 (後平)  
一 御同姓飛驒守様 御取次右同人、御返答御相應、  
高畑平右衛門、

同日 (定郡)  
一 松平河内守様 御取次三輪仲右衛門、

同日  
一 慈照院様 御返答御相應、別人木村才兵衛、

右江御口上、弥御堅固可被成御座与称重存候、

私儀御暇被下、五月十八日國元江致着為御礼使

者差上候付、此段使者を以申達候、

七月十日  
一 明十一日、御老中様・御若年寄様方江此内太刀

目錄市太夫致進上候處ニ、御禮之御書付御銘、

より被下候付、為御禮佐久間源太夫案内ニ而、

何れも様へ参上仕候、

同十四日

一 私事、御禮使勤方相濟申候付、来ル十九日御當

地被差立被下度奉願候、此等之趣を以被仰上可

被下儀奉頼候、以上、

(寛延二年)  
七月十四日 嶋津市太夫

右口上書、(盛興)財部孫之丞頼候而御座江差出候、

同日 嶋津市太夫

本文願之通、来ル十九日御當地被差立候条、如  
例可申渡候、

(寛延二年) 七月十四日 矢柄(島津久富)

同十五日  
一 蓮飯一重 蓮酒一鈴 差鯖一折

右者、例年

公方様より (羅豊)隅州様江御拜領被遊候、當年□

竹姫様江御拜領被遊候、右品 菊姫様より村路

殿御取次ニ而市太夫江拜領被仰付候、依之市太

夫御禮御中奥江参上仕候、

七月十七日  
一 御中奥より市太夫江御餞別之御料理御給ニ付、

七ツ時分より参上仕候而、夜入九ツ時致退出候、

同日  
一 御盃一箱 但六ツ入 一御濃茶碗一箱 但式ツ入

右 姫君様江 市太夫より進上、

同日  
一 御盃一箱 但六ツ入 一御硯箱一箱

右 菊姫様江 市太夫より進上、

同日  
一 御文庫之内 但紗綾式□入 一御目錄一通 金子五百足

右 姫君様より市太夫江拜領、

同日  
一御文庫一包

右 姫君様より於鉄殿江拜領、  
(久隆室)

同日  
一御紗綾式反 一御目錄一通 但金子五百疋

同日  
一又御目錄一通 但金子三百疋

右 菊姫様より市太夫江拜領、

七月十七日  
一御箱之内一包

右 菊姫様より於鉄殿江拜領、

右之通、於 御中奥御拜領ニ而御座候、村路殿

より一紙書ニ而御持せ被成候、

同日  
一御守殿并御中奥江御餞別之為御礼、且又御國本

同日  
より御書被進候御返書申請ニ市太夫参上仕候、

同日  
一御家老衆・御用人衆江市太夫為御暇乞御尋申入

候、

同日  
一四ツ時市太夫 御屋形江致出仕候、

同日  
一明十九日、市太夫發駕ニ付御暇乞御尋之衆、嶋

津矢柄殿・嶋津主鈴殿・高橋七郎右衛門殿・本

田孫右衛門殿・寺山源右衛門殿・佐久間源太夫

殿・同甚太夫殿・押川文右衛門殿・河野仲太夫

殿・野村安右衛門殿・財部孫之丞殿・野村勘兵

衛殿・中江長五郎殿・岩下佐司右衛門殿・入田

雲庵老・家村彦左衛門殿・長田正左衛門殿・有

川四左衛門殿・鎌田七左衛門殿・同十兵衛殿・

能勢三碩老ニ而有之候、

七月廿三日

一 島津市太夫

右者、堀田相模守様より御使者村井助之丞を以今

月朔日御太刀・馬代御持参、入御念儀ニ御座候、

御挨拶以使者申達候由、七月廿三日御式臺ニ而頼

ニ付而取次申候由、川田次右衛門より申出候間、

此段申越候条可被首尾候、以上、

(寛延二年)

八月三日 江戸 御使番

御國元 御使番

右者、市太夫江戸罷立候後、相模守様御使者被

遣<sup>□</sup>而、其趣爰元ニ而御使番座より申来候、江

戸勤一卷<sup>(之方)</sup>儀ニ候へ者、此座ニ書載置候、

同日  
一岩城五兵衛・濱崎弥左衛門・橋口權兵衛・芦谷

市兵衛・新納壽の夜前より御出ニ而、諸事御苦

勞被成候而、御旅宿立跡掃除等迄御請込ニ而有之候、

同日  
一嶋津矢柄殿御家来鳥丸平八御頼ニ而被召列候而、

御下ニ而御座候、

同日  
一市太夫今曉七ツ時、江戸芝御屋敷罷立候而、東

海道日數十壹日罷通、致伏見着候、

七月廿八日  
一東海道之内草津宿ニ而、御國元より之御使吉田

春右衛門被為立寄候而、

太守様御不快御大節之儀委曲被仰聞候、市太夫

未草津ニ不被致着候間、平山十郎左衛門承候、

同日  
然者草津ニ追付、市太夫着ニ而委細申聞候、

一夜入候而、山沢小右衛門被為通候付、市太夫致

對面候而、

太守様御左右委ク被承候而、道中急キ被申候、

同日  
一伏見江昼九ツ時分致着候而、木屋之市郎右衛門

宅江一刻之宿ニ而、八ツ時分出船ニ而川下り、大

坂御客屋へ夜入四ツ時分市太夫着被申候、

同日  
一大坂江壹日滞在ニ而御座候、

一市太夫山陽道急候而罷通り候付、与力仁礼孝右

衛門、供之人數者平山十郎左衛門・村山駒右衛門・蘆田千右衛門・中津野蔵右衛門・領家順右

衛門・恒見壽宅・田尻與市・永峯安左衛門上下

拾人ニ而候、扱又大坂より罷下ル船之人數者岡

留圓右衛門・中村平左衛門・池田六郎左衛門、

足輕松原郷右衛門・同(勝力)万右衛門、人足長七・

長右衛門ニ而候、

但大坂八月四日致出船候而、同十二日阿久根ニ着

船仕候而、同十五日鹿兒嶋へ市太夫着之同日ニ

着仕候、

八月朔日  
一大坂市太夫罷立候而、山陽道日數八日罷通り、

九州海道日數七日ニ罷通り、八月十五日、鹿府

へ上下無恙致いたし候、

一但市太夫御着 城之御礼使相動候往来之一巻右之通候、左

候而、已五月十八日座より同十九日者此所ニ相續シテ可

見也  
已五月十九日  
一御本丸江於鉄殿、昨日者 太守様御機嫌能被遊

御着、目出度奉存候、今日之為御機嫌伺、用頼

伊地知太兵衛を以被仰上候、御取次御近習北郷

八右衛門、

同日  
 一山下御屋敷江、昨日者 太守様御機嫌能被遊御着、私ニも 御對顔ニ而難有奉存候、右之御礼當日之御機嫌伺用頼を以申上候、御取次納殿岩城伊右衛門、

五月十九日  
 一錢壹貫四百貳拾文

内 七百六拾八文 夏通諸白貳拾壹代

六百四拾八文 御着三拾居一折代

三ッ割御言人前  
 四百七拾壹文ツ、

右者、巳四月廿三日 隅州様御着之御當日、於（稱）

山久倫室（肝付兼伯室）

貞様・於鐘様・於鉄様御相中より御進上被成候

付、此御方御取替を以相調候間、御返銀可被遣

候、賣上式通為御見合遣候、名次ニ被相廻末よ

り返納可被成候、

（寛延二年）

巳五月十七日

榊山主計殿（久初）

肝付彈正殿（兼伯）・島津市太夫殿

用頼

同廿一日  
 一御着一折

右者、入来院石見殿（定勝） 太守様御供ニ而首尾能御下向被成候為御祝儀、於鉄殿御見廻ニ而被進候、六月朔日  
 一於鉄殿山下御屋敷江當日之為御礼御参上ニ而候、六月朔日  
 一御本丸江當日之御祝儀、用頼伊地知太兵衛を以被仰上候、御取次北郷八右衛門、

同日  
 一隅州様被遊御下向候付、御道中為御安全 於貞

様・於鐘様・於鉄様御相中より、五社并神明江

御神樂之御祈禱本田出羽守へ御頼被成、明後四

日御神樂相調之筈御座候、御神樂料物御言人前

より一社ニ青銅百疋ツ、御上ケ被成筈ニ候、

右青銅、出羽守方へ明三日持せ申筈候、右御神

樂御名代用頼被相勤筈候、右之段榊山主計殿よ

り与力衆を以御問合有之候、

同日  
 一隅州様被遊御下向候付、於福昌寺御祈禱 於貞

様・於鐘様・於鉄様御相中より御頼被成候、右

為御祈禱料、御言人様より青銅百疋ツ、被遣筈

御座候、御名代納殿より相勉筈ニ御座候、右之

段主計殿より与力衆を以被仰聞候、右之趣沢田

を以申上候、

六月三日

一於嘉久様江於貞様・於鐘様・於鉄様より巳四月(續覽)

十八日御膳進上被成候、山下御屋敷御未御取替を以相調被差上候、諸入め上納仕候様申来候而、

上納銀手形を以相拂、

同日  
一於鉄殿朝四ツ過二榊山主計殿御方へ御見廻三而

候、

同日  
一隅州様御下向被遊候付、五社并神明へ御姫様方

御三人より御神樂御上ケ被成候付、御名代伊地

知太兵衛被相勤候、福昌寺江も同断ニ付御祈禱

御頼被成候、御名代谷山常右衛門麻上下着仕候

而相勉申候、

同日  
一素麵一臺 但老貫五百目

右者、太守様江於鉄殿より暑氣為御機嫌伺、

用頼伊地知太兵衛を以御進上被成候、御取次二

階堂林左衛門、(行通)

同日  
一於嘉久様より於鉄殿江暑氣為御尋、御使八代次

右衛門被遣候、表書院ニ而吸物・取肴ニ而酒出

候、谷山甚五兵衛致挨拶候、相應之御返答ニ而

有之候、

329

六月九日

一御肴一折鯛三尾 主計殿江

同日  
一西瓜貳ツ 於貞様江

右者、於鉄殿より暑氣御尋として、御使浅田元右衛門相勉申候、主計殿江者當分御痛有之候而、

御出勤も無之由承候、随分御養生可被成之御口

上相籠候、相應之御返答ニ而御座候、

同日  
一三崎平太殿御上洛ニ付而、為御饑別被仰入候而、

八ツ後御出ニ而奥へ御通被成候、一汁三菜之御

料理・御吸物・御取肴、段、御銚子申候、夜

入五ツ時分御立被成候、

同日  
一錢六貫八百七拾文文銀ニシテ九拾六匁(分)式(厘)壹毛

島津市太夫殿役人

右者、辰年中六與所入用之筆紙墨其外諸物、御

物御取替を以相渡置、此節返銀として可被受取

也、

寛延二年  
六月十一日 穎川清右衛門

池田市右衛門

かね蔵役人

六月十一日

一錢貳貫九百拾九文 文銀ニシテ四拾目八分七リ壹毛

島津市太夫殿役人

右者、 隅州様御躰中御機嫌為御尋、去ル十二

月御籠飯一組、御物御取替を以從於鉄殿被進候、

返銀可申渡旨、江戸物奉行有馬正左衛門問合見

届候間、可被受取也、

(寛延二年 巳)

六月十一日

池田市右衛門

かね蔵役人

右式行□納可仕旨引付相渡候間、手形を以相拂  
候、

同十四日

一御肴一折 角樽一荷

右者、 隅州様江於鉄殿より暑氣為御機嫌伺御

進上ニ而、朝四ツ過ニ御参ニ而、夜入四ツ時ニ御

帰被成候、

同日

一御肴一折 素麵一臺

右者、 於嘉久様江於鉄殿より右同断ニ而、御

進上ニ而御座候、

六月十五日

一於鉄殿當日之御礼ニ 御本丸江御参上ニ而、直ニ

山下御屋敷江も御参上被成候、

同廿一日

一太守様御不快被遊御座候、御輕キ御事ニ者候得

共、輕ク御祈禱被成候而、御札守ニ御肴被相添

可被差上候、此旨可相達候、

(寛延二年 六月)

(伊勢貞起 兵部)

右之通、菱刈孫兵衛御取次ニ而、用頼伊地知太

兵衛承候而 於鉄殿御方へ申上候、

同日

一太守様江御機嫌伺、用頼を以於鉄殿より被仰上

同日

候、

同廿三日

一太守様御不快被遊御座候付、於鉄殿より本田出

羽守江御頼被成候而、稻荷明神江御神樂料とし

て青銅貳百疋被遣候、御名代合山常右衛門相勉

申候、左候而、御札守参候而御肴御添被成候而、

伊地知太兵衛を以 御本丸江御札守御進上被成

同日

候、

一於鉄殿朝四ツ時分より山下御屋敷江 太守様御

機嫌伺ニ御參被成候而、御帰八ツ時分ニ而御座候、

六月廿四日

一於鉄殿夜入前より山下御屋敷へ御參被成候而、

直ニ御本丸江御機嫌伺ニ御參上ニ而、夜九ツ過

御帰館ニ而御座候、

同廿五日

一於鉄殿昼九ツ過山下御屋敷へ御參ニ而、夜入四

ツ御帰被成候、

同廿六日

一太守様御不快被遊御座候付、御機嫌伺伊地知太

兵衛を以被仰上候、今程者毎日御機嫌御伺之苦

候間、太兵衛乍苦勞可被相勤之趣、沢田を以被

仰達置候、

同廿七日

一地頭領主月番御用人江

太守様御不快被遊御座候付、御領國中諸外城之

崇社、又者其所尊敬之於堂社御祈禱候様申渡、

御札守月番御用人江相付可被差上候、

同日

一右ニ付諸外城噯言人・衆中忝人罷越、地頭江相

付御機嫌可相伺候、

右之通通達可致候、

332の1

(寛延二年) 六月

(鎌田政昌) 典膳

右之通被仰渡候間、急度御祈禱致、早々御札守  
差上候様可被申渡候、以上、

(寛延二年)

六月廿五日

伊集院(久保)十左衛門  
北郷(久徳)助太夫

右之通被仰渡候付、於新城崇社神貫大明神江御  
神樂之御祈禱有之、御札式枚・御守壺ツ竹下善  
性坊御祈禱相勤、肥後惣右衛門持參仕候而差上  
候付、用頼伊地知太兵衛より御月番御用人衆へ  
被差上候、

同廿七日

一於鉄殿夜入時分より山下御屋敷江 太守様御機

嫌伺ニ御參上ニ而、夜四ツ半ニ御帰被成候、

同廿九日

一於鉄殿萩原之天満宮江 薩州様御不快御平愈為

御祈、七日御參詣被成候、

七月二日

一於鉄殿朝四ツ時 御本丸并山下御屋敷江御機嫌

伺ニ御參被成候、

同三日

一於鉄殿七ツ過より山下御屋敷へ御機嫌伺ニ御參



上三而、夜四ツ時御帰被成候、

七月五日

一於鉄殿朝六ツ時より大川内阿弥陀如来・宇宿之

大日如来江 太守様御不快御平愈之御祈願ニ而

御参詣被成候而、萩原之天満宮江も御参詣被成

候、

同六日

一於鉄殿昼九ツ過 御本丸江御機嫌伺ニ御参上三而、

夜入御帰被成候、

同七日

一太守様御不快、夜前より到今朝御小用之御通等

も別而少ク有之、御勝不被遊候間、此段於鉄殿

江可被申上候、以上、

(寛延二年)

七月七日

菱刈孫兵衛

於鉄殿御方

御年寄衆

右之通申来候付、沢田を以申上候、

同七日

一於鉄殿四ツ時 御本丸江御参上三而、暮前ニ御帰

被成候、

同八日

一御小重二重

右者、七ツ時分於鉄殿山下御屋敷江御参上三而

御持せ被成候而、夜入四ツ過御帰館ニ而御座候、

七月九日

一於鉄殿九ツ前山下御屋敷へ御参上三而、夜四ツ

過御帰被成候、

同日

一太守様御不快被遊御座候付、御側廻江御目覚被

遣候付、 御本丸御末江御頼被成候而、御料理

相調候而、何れもへ御振廻有之候、

同十日

一太守様此内より御病氣被遊御座、段々御養生候

得共不被遊御叶、今朝巳之刻被遊 御逝去候、

御假養子之儀者、嶋津兵庫殿を兼而被 仰出置

(寛延二年)

御方

候付、此節主殿を以弥兵庫殿を被 仰上候、此

段為御知申上候様ニ与典膳殿より承知仕候間、

此旨於鉄殿江可被申上候、以上、

(寛延二年)

七月十日

門司金右衛門

嶋津市太夫殿

用頼

右之通申来候間、則沢田を以申上候、

同十日

一於鉄殿八ツ時分山下御屋敷江 於嘉久様御機嫌

同日  
一現用夫百五拾貳人  
錢八貫貳百四拾九文

伺ニ御參被成、夜四ツ後御帰被成候、

手形写

七月十日  
一真米拾四石貳斗壹升七合起

同日  
一赤米五石貳斗六合

同日  
一錢五拾八貫百拾八文 文銀ニシテ八百拾三匁六分七

り

嶋津市太夫殿

役人

右者、於鉄殿江高三百石被付進置候、去辰秋所務之内トシテ皆濟可被渡也、

蘭牟田八左衛門

白坂茂右衛門

押川喜平次

野々山平八

帖佐与

蔵役人中

文銀ニシテ百拾五匁五分

但卷人ニ付文銀七分五リツ、

右者、曾木諸名百姓共、當春夏狩夫銀トシテ上

納仕申候間、御請取可被下候、以上、

(寛延二年)

郡見廻

巳

七月五日

右同

福崎六郎右衛門

御地頭

御役人衆中

七月十一日

(島津久重書)

一忌三日服七日 於巖殿 忌二十日服九十日 於

貞殿 忌服右同断 於鐘殿 於鉄殿

太守様御逝去ニ付、右之通忌服被為受苦候条、

此段可申上置候、尤屹与被仰渡儀ニ而者無之由

宮之原甚五兵衛より致承知候間、以御序可被申

上候、以上、

(寛延二年)

御本丸

七月十一日

納殿役人

(久章・久尚)

嶋津大学殿・椋山主計殿・肝付彈正殿・嶋津市

大夫殿

用頼留主居

右之通申来候間、於鉄殿江掛御目申候、

同十一日  
一 太守宗信公御法名

同日  
一 慈徳院殿俊巖良英大居士

右之通於鉄殿御方へ可申上旨、(欠起)嶋津左近殿・伊

集院十左衛門殿より被仰渡、御法名御渡被成候

二付、用頼代伊地知太兵衛承知仕候而、蘭田佐

司右衛門を以差上候、

七月十一日  
一 於巖殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿

七月十三日戌亥之刻之間、御城御出福昌寺江御

入寺、右之通相究候間、銘々可申上旨納殿役

人へ可申渡候、

(寛延二年) 七月  
(伊勢貞起) 兵部

右之通、宮之原基五兵衛御取次を以被仰渡候間

被申上、御名次御順達可有之候、以上、

(寛延二年) 七月十一日  
納殿役人

嶋津大学殿・樺山主計殿・肝付彈正殿・嶋津市

太夫殿

用頼留主居

同日  
一 一夜入時分より於鉄殿山下御屋鋪江御參被成候而、

四ツ半ニ御帰被成候、

同日  
一 於鉄殿江 嶋津市太夫殿用頼

右者、慈徳院様福昌寺江御移之節、御寺迄御

供可被仰付候、此旨可申上候、

(寛延二年) 七月  
(鎌田政昌) 典膳  
(伊勢貞起) 兵部

右之通、嶋津左近殿・伊集院十左衛門殿より用

頼代伊地知太兵衛へ被仰渡候間、則沢田二而申

上候、

七月十二日  
一 於巖殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿

明十三日七ツ時より暮過迄之間、御焼香被為參

候様ニ納殿役人より可申上旨可申渡候、

(寛延二年) 七月十二日  
(鎌田政昌) 典膳

右之通、宮之原甚五兵衛御取次を以被仰渡候間、

可被申上候、以上、

(寛延二年)

御本丸

七月十二日

納殿役人

島津大学殿・樺山主計殿・肝付彈正殿・嶋津市

太夫殿

用頼留主居

右之通被仰渡候間、則沢田を以御奥へ申上候、

七月十二日

一信證院様御意ニ而御座候、太守様御病氣御養

(綱貫至)

生被尽候得共不被遊御叶御逝去、御笑止之御儀

思召候、於鉄殿嘸御残多御座候半与被思召候、

依之御安否御尋被仰遣候、此旨私より各迄申越

候様被仰付候間可被申上候、以上、

(寛延二年)

七月十二日

富山傳内左衛門

島津市太夫殿

用頼

同十三日

一暮前、於鉄殿 御本丸江御参上三而候、今晚

慈徳院様福昌寺江被遊御移候付御焼香被成候而、

五ツ時分御帰ニ而御座候、

同日

一今晚戌亥之刻、慈徳院様福昌寺へ被遊御移候

ニ付、於鉄殿より用頼代吉田六之丞御頼ニ而被

遣候、福昌寺御門内迄御供之由候、御挑灯一對、

足輕兩人袴着仕候、小者老人供いたし候、

同十四日

一素麵壹臺 但壹貫五百目

七月十四日

一御燈燵壹對 但すかし

同日

右者、於鉄殿より山下御屋敷へ御進上被成候、

一御燈燵壹對 但白御紋付

右者、於鉄殿より 慈徳院様御佛前へ御献上ニ

付而、福昌寺江用頼代伊地知太兵衛を以御上ケ

被成候、

同日

一仙香拾把

同日

右者、於巖様江於鉄殿より御使を以被進候、

同日

一慈徳院様御聖靈御祭、奥ニ而有之候、

同日

一 於鉄殿

明十五日夜中、於福昌寺 御入棺被遊筈ニ候、

右ニ付而御燒香ニ及不申候、此旨可致通達候、

(寛延二年)  
七月十四日 (伊勢貞起)  
兵部

右之通、用頼代伊地知太兵衛へ伊集院十左衛門

より被申渡候、

同日  
一盆両日、如例年 御先祖御祭有之、両日共ニ桃

仙院御經讀ニ被罷出候、

七月十四日  
一素麵一折 御樽壹ツ 御重二重

新城御家来・鹿屋中宿相中より

同日  
一素麵一折 御樽壹ツ

新城濱在郷中より

右者、 太守様御逝去被遊候ニ付、 於鉄様へ

為御機嫌伺新城より役人中津野弥太右衛門、與

頭池田魚右衛門、浦役池田四郎右衛門、庄屋川

井田壽右衛門、弁指・功才・小觸召列参上仕候

而進上申候、弥太右衛門者奥江被召出候而

御盃被下候、其外之役目者六十郎様より御盃被

下候、下役之者共ハ 御目通ニ而酒被下候、

同十七日  
一夜入前、 於鉄殿山下御屋敷江為御機嫌伺御参

344

343

上ニ而、四ツ時過ニ御帰被成候、

同十九日

一於嘉久様御臈中ニ付、兼而御機嫌伺進上物等致

来候面々より者申合、何ぞ可被差上候、此旨御

側表御勝手方御役々江可致通達候、

(寛延二年)  
七月 (榊山久初)  
主計

七月十九日  
一御重一組 御樽一ツ

肝付彈正 嶋津市大夫 榊山七郎

(久徳)

右者、 隅州様御臈中為御機嫌伺、右之通進上

候様可致通達候、

(寛延二年)  
七月十九日 (榊山久初)  
主計

右之通、用頼伊地知太兵衛江被仰渡候、御取次

相良弥市兵衛ニ而候、然者御重之儀者御臺所調、

御銚子之儀者兒玉小六江御頼ニ而、肝付彈正殿・

榊山七郎殿御参上ニ而御進上被成候、市太夫人

数之儀者御申上被成筈ニ候、右之趣、市太夫人

御下向之節可申上之由、彈正殿より太兵衛へ被

仰聞候、

同日  
一於栄様御意ニ而候、於鉄殿無御替候半与被思召  
(綱貫女)  
候、御忌中為御尋、素麵一折・御手樽被遣候、

此段各迄申越候様ニ与被仰付候間、右之段申上  
可被差上候、以上、

(寛延二年)

七月十九日

内山勘左衛門

嶋津市太夫殿

御用頼

右之通申来候間、沢田を以御披露申上、相應之

御返答有之候、

七月廿一日

一野菜一臺 御樽一ツ

用頼代伊地知太兵衛殿役人相中より

同日  
一素麵一臺 御樽一ツ

御屋敷并外方中宿敷根・國分中宿御家来中よ

り

右者、於鉄様御臈中ニ付、為御機嫌伺進上仕

申候、

同日  
一於巖殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿

来ル廿四日亥子之刻之間、慈徳院様御葬送ニ

相究候間可申上旨、納殿役人へ可申渡候、

(寛延二年)

七月廿一日

(鎌田政昌)  
典膳

右之通、伊地知千左衛門御取次を以被仰渡候間

(季伴)

可被申上候、以上、

(寛延二年)

七月廿一日

御本丸御納殿  
門司金右衛門

嶋津大学殿・柁山主計殿・伊勢兵部殿・肝付彈

正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

七月廿二日

一當八朔之御祝儀進上物等御手當ニ不及候、此旨

首尾係江可申渡候、

(寛延二年)

七月

(榊山久初)  
主計

右之通、戸田傳五郎御取次ニ而被仰渡候而、伊

(盛應)

地知太兵衛へ承候、

同日

一御樽壹ツ十盃 御重一組

右之通、於嘉久様御臈中ニ付、當分市太夫留

主二而候へ共、七月十九日仰渡之趣有之、進上被致候、

同廿三日

一於鉄殿福昌寺江御佛詣御座候、

同廿四日

一御重二重 御手樽一ツ

右者、於鉄様御膝中ニ付、淨珊寺・妙蓮寺相中より進上有之、奥へ被罷通候而御吸物・取肴

二而酒出申候、

七月廿四日

一慈徳院様御葬送ニ付而、淨珊寺・妙蓮寺御諷經

ニ可罷越之由、寺社御奉行所より被仰渡為罷越

由候、

同日

一慈徳院様御中陰、来月六日より同十日迄日数五

日御執行有之候間、此段可申上旨典膳殿より伊

地知千左衛門御取次ニ而、用頼代伊地知太兵衛

へ承申候、

同廿六日

一御重一組 手樽一荷

右者、於鉄殿御膝中ニ付嶋津大学殿御夫婦より

被進候、

同日

一御籠飯一組 御樽一荷

右同断ニ付而、嶋津主殿殿・嶋津矢柄殿・嶋津

348

主鈴殿・鎌田典膳殿・平田鞠負殿・義岡左平太(久世)

殿・山岡齋殿・新納次郎兵衛殿・本田作左衛門(由親)

殿・河野八郎左衛門殿より横折紙御連名ニ而被(通奥)

進候、

七月廿七日

一江戸より 市大夫様御礼使御勤方御首尾能相濟

為申由申来候、

同廿八日

一於鉄殿夜入候而、山下御屋敷江御機嫌伺御参上

有之、夜半ニ御帟被成候、

寛延二年

巳八月朔日

一薩摩守殿被致卒去跡職未被 仰出、此時節候条、

家老其外諸役人猶以入念可相動候、

巳 七月

右 仰出之儀、榊山七郎 隅州様御名代ニ而被

仰渡、御承知被成候、

同日

一暮時分、於鉄殿山下御屋敷へ八朔之御祝儀御

参上ニ而、四ツ過ニ御帟被成候、

同三日

一火繩一臺

同日 右 市太夫様へ御家来中より進上、  
一御肴一折 但干ゑそ 平樽一荷十盃

八月三日 右 御夫婦様江  
一御肴一折 平樽一荷

同日 右 權太夫様御夫婦様江

一御肴一折 御鈴式對

右 六十郎様江

右者、新城・鹿屋御家来中、濱在郷中、例年八朔為御祝儀進上仕来候処、先比

太守様御逝去ニ付、諸外城之儀者御祝儀事被差留候へ共、御私領之儀者格別之事候間、為御機嫌伺役人海江田覚左衛門、与頭財部五右衛門、浦役池田四郎右衛門、庄屋伊地知甚角、弁指・功才・小觸召列參上仕候、市太夫様者御上浴ニ而御留主之故、權太夫様より御盃被下候、下役之面々者御目通ニ而酒被下候、尤 六十郎様よりも御盃被下候、

同日 一金子式百足 於鉄殿

右者、慈徳院様御中陰御法事之節、右通御香奠御物御取替を以御寺納之筈候間、此旨如何可致通達候、

(寛延二年) 八月 (鎌田政昌) 典膳

右之通、伊地知千左衛門御取次を以用頼へ被仰渡候、

八月五日 一信證院様御意ニ而御座候、未残暑強御座候へ共、

於鉄殿何之無御障可被成御座与被 思召候、然者其後御安否之程御尋も不被仰遣候、依之兩種御尋之品迄御給被成候間、右之趣被申上可被差上候、此旨私より各迄申越候様被仰付、如此御座候、以上、

(寛延二年) 當番納殿 木藤休八郎  
八月五日 嶋津市太夫殿 用頼

同日 一昨日 信證院様より為御尋兩種被饋下、忝奉存候、御禮用頼を以被仰上候、



同七日  
一朝四ツ時分、於鉄殿福昌寺へ御行列ニ而御佛

詣被成候、慈徳院様御中陰内ニ而候故、御  
牌様江御参被成候、

八月七日

一慈徳院様御中陰御法事御香奠、嶋津市太夫御役

ニ付、相中猷納仕事御座候へ共、別立候而為仕  
度御座候、市太夫在旅故、私より奉願候、此段

御申可被下候、以上、

(寛延二年)  
八月

榊山主計  
(久初)

本文願之通被仰付候条、青銅百疋御内々より可  
被差上旨相達、御法事奉行ニも可申渡候、

(寛延二年)  
八月

(鎌田政昌)  
典膳

右之通、伊地知太兵衛方へ承候、

同十日

一青銅百疋 御目錄相付、白木受臺

右者、為御香奠伊地知太兵衛を以福昌寺江被遣  
候、御猷納名代椀山七郎殿御勤被成候、

同十三日

一市太夫様御下國ニ付、為御迎 於鉄殿より中村

五角右衛門向田迄被遣候、

同十五日

一太守様御着城之為御礼使、市太夫様御上洛被

成、江戸より三道中御通ニ而、今日七ツ時御着ニ

而候、

八月十五日

一御着ニ付而、榊山七郎殿・御同氏十四郎殿・於

松殿御出被成候而奥江御通被成候、仁礼孝右衛

門・伊地知太兵衛も被罷出候而、二汁三菜之御

料理御寄合被成候、御吸物・御取肴・御銚子段

々出申候、

同日

一太守様御逝去被遊御慎中ニ而候へハ、御料理方

魚類無之精進物ニ而御座候、

同十六日

一市太夫罷下り候首尾申上三朝四ツ時致登 城候

而、御下屋敷・山下御屋敷 御両所江参上仕候

而、御機嫌□伺候而、御悔之儀をも申上候、

同十七日

一市太夫朝四ツ前登 城被仕候而、八ツ後被罷帰

候、従是毎日六與當番座へ四ツ八ツ之勤被罷出

候、毎日之事候間、往日者相記不申候、

同日

一觀海院様三年回忌之御吊ニ付、六十郎様新城へ

御越被成候、随性尼も被罷越候、御供者谷山甚

五兵衛・松山平藏・岩重平五左衛門、御小者長八、人足戸兵衛參候、

八月十八日

一觀海院様御吊ニ付、桃仙院・月松院外小僧壹人新城へ御頼ニ而被罷越候、船中為昼飯重一組持候而船ニ乗付申候、

同日

一慈徳院様御廟所へ石燈爐一對獻納仕度御座候間、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(寛延二年)

八月十八日

嶋津市太夫

右之趣、北郷助太夫殿江御申出被成候、

同日

一石燈炉一基 嶋津市太夫・肝付彈正・椀山七郎右者、慈徳院様御廟所へ銘々より石燈爐獻納之願被申出候へ共、右之通相中より獻納被仰付候間此旨申渡、寺社奉行江も可申渡候、

(寛延二年)

八月

(鎌田政昌)  
典膳

同十九日

一市太夫四ツ過より武御屋敷・西田御屋敷、嶋津

兵庫様・於鐘様・入来院石見殿・伊勢兵部殿・樺山主計殿・喜入主膳殿御方へ、下り以後初而御見廻被申候、芝御奥より御傳言有之候御方へ

(久起)

者為被仰達由候、

八月廿一日

一於鉄殿暮時分より山下御屋敷へ御參上ニ而、夜半ニ御帰被成候、

同日

一觀海院様三年回忌之御吊、新城於浄珊寺二卷經ニ施餓鬼半齋之御執行御座候、御出家衆者桃仙院・月松院、小僧壹人、花岡之禪定寺・浄珊寺ニ而御座候、御靈膳方者、朝粥・昼三番点心・晚三汁五菜ニ而有之候、御出家方、朝粥・昼三番点心・晚一汁三菜之料理ニ而候、六十郎様朝より浄珊寺へ御詰被成候、右御吊ニ付而諸事谷山甚五兵衛下知ニ而候、料理方者岩重平五左衛門相勤申候、相詰候人数、中津野太郎左衛門・同弥太右衛門・海江田寛左衛門、其外数多相詰申候、

同日

一青銅百疋 御夫婦様より

同日

一短香五袋 随性尼より

同日  
一短香五袋 役人谷山甚五兵衛・平山十郎左衛門・岡留圓右衛門・藪田佐司右衛門

八月廿一日  
一起米一折 新城役人海江田覺左衛門・中津野門

右之通、為御香奠 御牌前へ獻納有之候、

同廿二日  
一於米様御意ニ而候、於鉄殿弥無御替可被成御座

与被思召候、御安否之程御尋被仰遣候付、一箆之内任御到来被遣之候、此段各迄可申越旨被仰

付候□、右之趣申上可被差上候、以上、

(寛延二年) 八月廿二日 内山勘左衛門

嶋津市太夫殿 用頼

右御音物ニ付而、仁禮孝右衛門より相應之御返

答被申上候、

同廿三日  
一御肴一折 平樽一荷

右者、市太夫様御下着之為御祝儀、新城より

中津野弥太右衛門・牧作右衛門・池田四郎右衛門

門・川井田壽右衛門、弁指・功才召列參上仕候

而進上致候、御前へ被召出候而御盃被下候、

下役之面々者御目通ニ而酒被下候、

八月廿六日

一六十郎様新城より御帰り被成候、

同廿七日

將進

一慈徳院様於福昌寺御法事ニ付、市太夫江御手

長被仰付候而、朝六ツより罷出相勉被申候、

同廿八日

一市太夫登 城被仕候、

九月朔日

於鐘殿 於鉄殿

隅州様御暇、来夏迄御申次之御願被仰上候處ニ

御願之通被 仰出候、御到来候間、今明日中御

下屋敷江右之御祝詞御申上候様可致通達候、

(寛延二年) 九月朔日

(鎌田政昌) 典膳

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、此

旨可被申上候、以上、

(寛延二年) 九月朔日

肝付彈正殿 嶋津市太夫殿

用頼

九月三日  
一慈徳院様御遺跡御相續、兵庫様江御願被仰上置

候処、御用番本多伯耆守様より忌服被為請御出  
府可被成旨被仰渡候段御到来、今三日より五拾  
日之御忌被為請候間、今日より十月廿二日迄山  
野殺生并鳴物令停止候、普請・漁獵・諸商賣相  
止不及候、

(寛延二年)

九月三日

御家老座印

六興  
組頭

同四日  
一於鉄殿御下御屋鋪江御参上三而候、今日者

隅州様江御姫様御相中より御膳御進上三而御座

候、夜半ニ御帰被成候、

九月七日

一於鉄殿福昌寺へ御牌殿ニ御佛詣有之候、

同日

一市太夫四ツ前登 城ニ而、八ツ後より福昌寺江

被致御佛詣候、

同九日

一於鉄殿より重陽之御祝儀、 隅州様江用頼仁礼

孝右衛門を以被仰上候、

同日

一山下御屋敷へ當日之御祝儀、御使岩重平五左衛

門、

九月十日  
一御肴一折 御樽壹ツ

(久盛)

右者、嶋津左殿来ル十三日 兵庫様御参府之御  
供ニ而御上洛ニ付而御祝被成候而、市太夫より

進上被申候、

同十一日

一御干菓子一重

右者、 兵庫様来ル十三日被遊御發駕候ニ付、

於鉄殿より御進上被成候、御使用頼仁礼孝右衛

門を以御暇乞之御口上相籠候、

同日

一國分煙草一臺

右者、 左殿来ル十三日御出駕付、於鉄殿より

御使を以被進候、

同十二日

一國分多葉粉一臺

右者、伊勢兵部殿 兵庫様御供ニ而御上洛付、

於鉄殿より被遣候、御使藤山十兵衛、

同十三日

一兵庫様今日被遊 御發駕候付、於鉄殿より御門

送として御使仁礼孝右衛門被相勤候、

同日

一左殿御出駕ニ付而、御門送之御使岩重平五左衛

門、

九月十五日

一市太夫四ツ前登 城被仕候、

同日  
一御札壹枚 紙御札貳包 吉野葛一重

木地御多葉粉入壹ツ

右 於鉄様江

同日  
一御札貳枚 紙御札貳包 吉野葛一重 吉野笠壹ツ

右 市太夫様江

同日  
一御肴一折 鈴貳對

右 御夫婦様江

右者、貴嶋善龍院事、於鉄様御厄年御平安為

御祈禱入峯被仰付候而、罷下り進上仕候、

同日  
一市太夫様・六十郎様合山清泉寺へ被致佛詣候、

同日  
一大御目附座より先年此方へ火見櫓相立候節、諸

入め銀何程ニ而相調候哉、御用候間可申出之旨、

用頼方へ被仰渡、入目銀左之通、

同日  
一文銀一貫百七拾四匁 火見櫓調諸入め

九月十六日  
一文銀拾四匁 掛板貳枚調之入め

一同八匁三分 槌四ツ右同、

一同四匁 棕呂繩代

一同壹匁三分 麻芋代

一同三匁四分 三十日分油代

一同四匁貳分 三十日分起炭代

合文銀壹貫貳百九匁四分

一半鐘合せ相用申候故、代銀相知不申候、

一番人昼夜九人ニ而相勤候へ共、加役ニ申付候故、

扶持方不申付候、

右者、嶋津市太夫方火見櫓先年相調候節之諸

入め、右之通御座候条、此段申上候、以上、

(寛延三年)  
九月十六日

用頼  
仁礼孝右衛門

右書付、月番御目附鎌田市藤太殿へ差出、御請

取被成候、

九月廿二日  
一隅州様今日於貞様御方へ被遊 御入候ニ付而、

於鉄殿御召ニ依而御參上ニ而、夜半ニ御帛被成

候、

九月廿二日  
一御肴一折續交 御樽一荷十四盃

右者、御入ニ付而於貞様へ入来院石見殿・於鐘

殿・於鉄殿御相中より御祝被成候而被進候、御

進物者此方ニ而相調申候、

同廿四日  
一隅笏様此方濱屋鋪江近日中ニ不圖被遊 御入儀

も可有之由、御内々ニ而於鉄殿御承ニ付、今日

より修補普請被仰付候、

同廿六日  
一於鉄殿四ツ過より肝付彈正殿下屋鋪江

隅州様被遊 御入候付、彼御方より被仰遣候而

御出被成候、夜入四ツ半ニ御帰被成候、御兄弟

中様より於鐘殿江被遣御進物之儀者、於貞様御

方ニ而御調有之候、

同日  
一隅州様来月二日此方濱屋敷江可被遊 御入旨被

仰出候付、三原濱右衛門より 市太夫方へ今晚

手紙ニ而御知らせ申来候、

九月廿七日  
一入来院石見殿七ツ過ニ御見廻被成候而奥江御通

りニ而御座候、本田喜兵衛・國分鉄之丞御同道

ニ而御座候、

同日  
一來月二日、濱屋敷江 隅州様被遊 御入答付、

為御見分椀山主計殿・三原濱右衛門八ツ後御出

被成候、市太夫も先達而罷出候、御料理役黒木

小右衛門、惣大工谷山善兵衛も見分ニ入来候而、

御座廻り其外御末諸所見分有之、家居・仕出・

357

同日  
木屋掛等御相談有之候而、御差圖之通相調申候、

一和田次右衛門江茂被仰遣候而、濱屋敷ニ被為出

候、仁礼孝右衛門も被罷出候、左候而、右御人

数へ御吸物・御料理・取肴ニ而銚子差上申候、

同廿八日  
一市太夫被致登 城候、

同日  
一泡盛一壺 但五拾盃入、

隅州様より於鉄殿へ御拜領被成候付、為持差越

候様御近習衆より致承知候付持せ申候、御年寄

迄右之趣を以可被差上候、尤當年之儀者疏人進

上及延引、此間御拜領被成筈之処、右通故只今

持せ申候、右之段可申上旨御近習衆より致承知

候付、此由可被申上候、以上、

(寛延二年) 御下屋敷

九月廿八日 御納戸奉行

於鉄様御方 用頼

右泡盛壹壺奥へ差上候、御返答之御請書、御礼

之儀者用頼より被差上候、

同廿八日

於鉄殿

淨國院様三年回忌御法事、於浄光明寺来月六日より同十日迄、日数五日御執行有之候間、可申上旨用頼へ可申渡候、

(寛延二年)  
九月廿七日

(權山久初)  
主計

右北郷助大夫御取次ニ而被仰渡候間、用頼より被申上候、

同日

一右御吊ニ付、御香奠金子百疋御取替を以御進納有之筈候、寺社御奉行所より被仰渡候、

同廿九日

一(欠俗)大勝院様御正忌日ニ而、御靈膳相調差上申候、御手長六十郎様御勤被成候、

九月廿九日

一来月二日、觀海院様三年御回忌付而御茶立有之筈候処、右當日濱屋敷江

隅州様被遊 御入

筈ニ付、今日御茶立有之候而、於松様へ被仰

遣、御出被成候而御茶漬・御銚子何れも様へ差

上申候、御用頼御相伴ニ而候、御重一組相調、

奥へ差上候、尤御附女中・御簡所、随性尼、東

女中・役人中へも茶漬・燒酎被下候、惣家中へ

360

359の1

359

者つくね食・燒酎被下候、小者・足輕・中間・人足同前ニ被下候、

同日

一私下屋敷江来月二日不圖 御入被遊筈承知仕候間、終日御暇被下度奉願候、此等之段御申上可被下儀奉頼候、以上、

(寛延二年)  
九月廿九日

嶋津市太夫

右之願書、相良弥市兵衛頼候而差出候、

本文 御入之當日一日御暇被下候条、此旨可申

渡候、

(寛延二年)  
九月

(義岡久中)  
相馬

九月廿九日

一淨國院様三年御回忌御吊御執行御座候付、御香奠献納仕度候間、此等之段御申上可被下儀奉頼

候、以上、

(寛延二年)  
九月廿八日

島津市太夫

右願書、北郷助太夫頼候而差出候、

右御願、銀式而御献納之筈ニ被仰渡、十月九日、

御目錄ニ而御献納相濟申候、

十月朔日

一市太夫四ツ前致登 城候而、直ニ濱屋敷見廻被

申候、

同日

一於鉄殿山下御屋敷へ九ツ時より御参上ニ而御座

候、

同日

一御布屋御道具一函 一御幕拾頭

右者、三原濱右衛門より御兵具所へ被仰遣候而、

今日御持せ被成候而請取置候、

同日

一疊五枚 一押巻三拾枚

右者、御布屋敷付御用トシテ、右同人より御春

屋江被仰遣候而、御持せニ而請取置候、

同日

一澁紙笠式百七拾枚 一押巻八拾枚

右者、御申出ニ而御船手より御借物被仰付置候

間取寄申候、但御供之人数多候故、木屋調用ニ

而候、

十月朔日

一主計殿・河野八郎左衛門殿・三原濱右衛門殿・

児玉小助殿朝四ツ時分より御出ニ而御座候、

同日  
一御書院・御納戸、御末御行器・御酒、部屋諸御

道具御先ニ被遣、尤右之御役々早朝より被罷出

候、此方より諸道具何ぞ遣不申候、

同日

一隅州様九時被遊 御入候、於嘉久様も同時ニ被

成 御入候、於貞様も同時ニ御出ニ而御座候、

同日

一於鐘様御出被成筈候処、御不快ニ而御断被仰遣

候、

同日

一市太夫夫婦亭主之儀ニ候へ者、四ツ前罷出候、

御入を奉待候、

同日

一麻上下一具 隅州様より市太夫江拜領仕候、

同日  
一袖嶋式反 御同人様より於鉄殿へ御給り、

同日  
一御樽一荷 御籠飯一組

隅州様より市太夫夫婦へ拜領、

十月二日

一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様より市太夫夫婦江御給り、

同日

一御籠飯忝組

於嘉久様より市太夫夫婦より御進上、

同日

一御肴一折積交 隅州様江權太夫より進上、

同日

一御柿一折 於嘉久様へ右同人より進上、



同日  
一式枚居臺一折 但梨子・栗・柿

隅州様江

同日  
一右同一折 但梨子・栗・柿

於嘉久様江

右式行者為御土産物市太夫夫婦より進上仕り申候、

同日  
一問之臺 於貞様御夫婦より被進候、

同日  
一御重一組 主計殿奥方へ御夫婦より被進候、

同日  
一御肴一折 御樽一肴

於貞様より此方御夫婦江被遣候、

同日  
一御座御人数四拾人計、

十月二日  
一御吸物 一御差味 一御挾肴 一御煮染

一御椀餅 一御炙物 一湯手栗 一柿

一湯手唐芋

右三品者青さる壹ツ宛ニ入付御飾用、

御取肴

一からすみ 一車海老 一染にし 一おやし

一蒸蛤 一鳴焼山芋 一焼いか 一焼舞茸

一卷麩焼 一ふきの頭

御前御焼耐盆式通

一隅州様・於嘉久様御供廻り之儀者嶋津左殿、濱屋敷御假屋前以三原濱右衛門より被申遣御道具

入付置所、且又御供衆宿ニ而候、御供衆へ吸物・

取肴・酒間を見合時々ニ振廻申候、足輕江者挾

肴ニ而酒出候、

一御前御料理・次御料理之儀者、御物御仕出ニ而

御座候、

十月二日  
一夜入九時前被遊 御立候、

一御門江大丸挑灯式ツ 一次御門へ大丸挑灯式ツ

一御家老方御入口ニ右同壹ツ

一御供足輕・人足入所用トシテ濱江木屋打候、

一濱屋敷江 御光駕、 御機嫌宜萬事首尾能御座

候而、珍重之御事候、

十月二日  
一觀海院様御正忌日ニ而御靈膳差上申候、御手長

六十郎被相勤候、

同日  
一於鉄殿山下御屋敷江昨日濱屋敷江 御入之為御

禮、昼より御参上ニ而、夜七ツ時分ニ御帰館ニ而

候、

同日

一市大夫今日誕生日ニ而御祝有之候、權大夫御夫

婦・六十郎・喜入安次郎殿御夫婦へ被仰遣候而、

御料理御寄合被成候、御吸物・取肴・銚子段々

差上候、御用頼・奥御年寄衆者御下膳御給ニ而

候、役人中被召出御盃被下候、

同日  
一御肴一折 御樽吉ッ

右者、安次郎殿御夫婦より御祝被成候而、市太

夫江被遣候、

十月六日

一金子百疋

於鉄殿

右者、慈徳院様御百ヶ日御法事之節、右之通

御香奠御物御取替を以御献納之筈候間、此旨如

例可致通達候、

但日限之儀者御法事方より可致通達旨、寺社

奉行江可相達候、

(寛延二年)  
十月

(義岡久中)  
相馬

右者、用頼御用ニ而吉田六之丞被罷出候処、御

取次北郷助太夫を以被仰渡候間、則申上候、

同日

一 於鐘殿 於鉄殿

隅州様御暇、来夏迄御申次御願之通被仰出候付、

姫君様・菊姫様江右御祝詞来ル十一日御使便可

被仰上候、右可相達候、

(寛延二年)  
十月八日

(權山久初)  
主計

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、此

段被申上、御名順達可被致候、以上、

(寛延二年)  
十月八日

(長屋)  
相良善太夫

肝付弾正殿 鳴津市太夫殿

用頼

十月九日

一市太夫浄光明寺御法事ニ付、朝六ツより罷出候

而相詰申候而、八ツ過ニ罷帰候、

同日  
一浄國院様御三年忌御法事付、於鉄殿御名代と

して用頼浄光明寺へ御佛詣被相勤候、

同日  
一慈徳院様御忌日ニ付而、於鉄殿御名代として

用頼福昌寺へ御佛詣被相勤候、

同日  
一於鉄殿山下御屋鋪へ為御機嫌伺九ツ時分御参上

二而、夜入五ツ時分御帰被成候、

隅州様江 御重一組御進上、

重一組

右者、 隅州様并於嘉久様御側廻り衆へ被遣候、

十月十三日

一

島津主殿

右者、此節

兵庫様江御跡職御相續御願之通被 仰出、於御當

地都而之御用係被仰付候間、此旨可承御役、江可

申渡候、

(寛延二年)

十月十三日

(榊山久初)

主計

同十五日  
一太郎坊尊御祭、例年八月十五日ニ而候処ニ、

太守様御不幸ニ付御慎中ニ而御祭無之、今日御

執行有之候、

同十九日

一慈徳院様百ヶ日御法事、於福昌寺御執行有之、

市太夫朝六ツ前より罷出被相勤候而、七ツ時分

御帰ニ而御座候、

同日

一慈徳院様御百ヶ日御法事ニ付、御内々より御香

奠獻納仕度御座候、此等之趣被 仰上可被下儀

奉頼候、以上、

(寛延二年)

十月七日

嶋津市太夫

右書付、

榊山七郎殿頼存候而、諏方次郎左衛門

方江差出候、

十月十九日

一肝付弾正・嶋津市太夫・榊山七郎

本文願之通、銀式両御内々より御香奠獻納被仰

付候条可申渡候、

(寛延二年)

十月

(義岡久中)  
相馬

右之通、十月十七日、諏方次郎左衛門御取次を

以承知仕候、

同日

一文銀式両

右者、 慈徳院様百箇日御法事ニ付、御内々よ

り市太夫今日献納仕候、

同廿日

一御重一組 御樽一ツ

右者、慈徳院様御百ヶ日ニ付而、山下御屋敷へ八ッ後より御夫婦御參上被成候而、右品進上被仕候、

同廿四日  
一御重老組

右者、於袈裟様此間より御不快被成御座、當分備中様御方へ御養生ニ御越ニ付、為御尋被進候、

十月廿八日

一山下御屋敷江於鉄殿より當日之御祝儀御申上被成候、御使村山駒右衛門、

同日

一市太夫事者、不快ニ而登 城不仕候、

十一月朔日

一市太夫四ッ前被致登 城候、

同日

一於巖殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

(伊勢貞矩室)

右江戸江寒中伺御機嫌、来月十一日御使便被申

上候様為御知可申達候、

(寛延二年)

十月

(島津入柄)

主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間可被申上候、以上、

(寛延二年)  
十月晦日  
嶋津市太夫殿  
用頼  
伊東仙太夫

十一月朔日  
一高頭式千七百八拾六石五斗六升式合勺八才

内 壹斗四合壹勺七才 增高

外 壹斗七升六合四才 引入

右者、高奉行所より役人御用被仰渡、岡留圓右衛門罷出致承知候處、内之浦持留竿入被仰付候処ニ、右之通高頭直り被仰渡候、本高之内七升

壹合八勺七才高頭相下り候、

十一月二日

一石燈爐壹基

肝付彈正・樺山七郎・嶋津市太夫相中

文銀三拾目七り三毛 錢ニシテ貳百六文

但年中八部利ニシテ 石燈爐壹基分

毎月御忌日・五節句・盆・彼岸日数三拾三日、

壹<sup>目</sup>三六文ツ、之賦ニシテ

右三拾目七り三毛、三ッ割ニシテ上納可仕旨、

寺社奉行所より被仰渡候付、彈正殿・七郎殿御

方江茂致通達候、

同日  
一錢七百拾六文 文銀拾匁式り五毛

右者、石燈爐一基、肝付彈正殿・樺山七郎殿・  
嶋津市太夫相中より先比猷納被仕候付、燈方入

め銀上納仕置候様ニ与被仰渡候付、三ッ割ニシテ  
上納仕候、以上、

(寛延二年)

嶋津市太夫役人(友信)

十一月二日

岡留圓右衛門

寺社御奉行所

御筆者衆中

十一月四日  
一御肴一折鯛式枚 角樽壹荷十盃

一紗綾二端

右者、(島津久定室)於德様近日日置屋敷江御引越被成候付、

為御饒別 於鉄殿より被進候、御使沢田被相勤

候、

同日  
一青銅式百疋

右同斷□付而、於德様御年寄衆兩人江御目録

を以被遣候、

同日

一錢式貫五拾三文 文銀ニシテ廿八匁七分六り八毛

嶋津市太夫殿 役人

右者、當七月八日 慈徳院様御病中御夜起之節、  
御側廻り江於鉄殿より夜食給候ニ付而、諸物代

御取替を以相渡候間、返銀上納可申渡旨、御臺  
所津留八郎兵衛已九月廿四日差越見届候間、返

銀トシテ上納也、

(寛延二年)

十一月五日

頼川清右衛門

かねくら役人

家村彦兵衛

十一月九日

一於德様今日日置屋敷江御引越被成候、御祝儀於

鉄殿より御使被進候、松山栄右衛門参上仕候、

同日

一來ル十一日御使被差立筈ニ付、右之便寒中伺御

機嫌被仰上候様被仰渡、其段御知らせ申上置候

処、來ル十三日<sup>(日之)</sup>被差立筈候間、右之便伺御機嫌

被仰上候様ニ御知らせ可申上旨、菱刈孫兵衛御

取次ニ而致承知候間、此段可被申上候、以上、

(寛延二年)

十一月九日

門司金石右衛門

嶋津大学殿留主居 樺山主計殿・伊勢兵部殿・  
肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼

同十三日  
一御肴一折鯛式枚 御樽壹荷十盃

右者、於徳様日置屋敷江御引越被成候御祝儀  
として被進候、御使沢田被相勤候、

十一月十五日  
一市太夫登 城被仕候、

同十六日  
一錢六百元 文銀八匁五分

御太刀一腰式匁五分 御馬代六匁

嶋津市太夫殿

役人

右者、於江戸當年頭為御祝儀、御物御取替を以  
進上有之候間返銀有之候様、江戸物奉行有馬正  
左衛門問合書見届候間上納也、

(寛延二年)  
十一月十六日 頼川清右衛門

池田市右衛門

金蔵 役人

同廿日  
一豆腐四箱

370の1

370

右者、原良御屋敷江 隅州様・於嘉久様御滞在  
被遊候内雪降候間、雪問之御機嫌伺として御進  
上被成候、彼御方玉井とのへ沢田より御文被相  
添候而御進上ニ而御座候、宰領馬場喜兵衛相付  
候、

同廿三日  
一於巖殿・於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於

鉄殿

右、江戸へ歳暮之御祝儀被仰上来候御方者、明  
後廿五日御使便ニ被仰上候様御知らせ可申達候、

(寛延二年)  
十一月廿三日 義岡久中  
相馬

右之通、北郷助太夫御取次を以被仰渡候間可被  
申上候、以上、

(寛延二年)  
十一月廿三日 御本丸御納殿  
門司金右衛門

嶋津大学殿・島津又六殿・樺山主計殿・伊勢兵  
部殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

十一月廿八日  
一市太夫四ッ前登 城被致候、

十二月朔日  
一市太夫登 城被致候、

同四日  
一於巖殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

兵庫様御儀、先月十日 御城江被為召、本多伯  
普守様より 慈徳院様御願被仰出置候通御養子  
ニ被仰付、御遺領無相違御給、諸事 慈徳院様  
御代之通御心得可被成旨被仰出候段御承知被遊、  
太守様与奉称、 太守様 隅州様与唱、書付等ニ  
も可仕旨被 仰出候段御到来候、此旨御知らせ  
可申達候、

(寛延二年)  
十二月四日 (島津久柄) 主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、此  
旨可被申上候、以上、

(寛延二年)  
十二月四日 門司金右衛門

嶋津大学殿・椀山主計殿・伊勢兵部殿・肝付彈  
正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

十二月四日  
一御重一組 御樽壹ツ

右者、椀山主計殿奥方御忌中ニ而被成御座候付  
而、御夫婦より御忌問として被進候、市太夫江  
者暮時分彼御方へ御見廻被申候、

同五日  
一兵庫様御相續被仰出候ニ付而者 太守様与 御

名、御順者 太守様 隅州様与申上、書付等ニ茂  
其通可仕候、右之通御役人中并支配中、外城・  
私領江も可被申渡旨致通達、御側方・御勝手方  
江者写を以可相達候、  
(寛延二年) 十二月 (島津久柄) 主殿

別紙ニ而  
別紙之通被仰渡候間可致通達候、左候而、地頭  
所・私領江不洩様ニ可被申渡候、此旨御差圖ニ  
而候、以上、  
(寛延二年) 十二月四日 諏方次郎左衛門

右之通被仰渡候間、此段致通達候、

(寛延二年) 十二月五日 頼娃内膳

嶋津市太夫殿・島津主水殿・町田郷九郎殿

同六日  
一兵庫様先月十日 慈徳院様御願之通御養子被

仰出、依之御下屋敷江於鉄殿より御祝儀用頼を  
以被仰上候、

同日  
一武御屋敷・西田御屋敷・山下御屋敷、嶋津備中

様・嶋津善次郎様(重孝)・嶋津周防様(忠紀)・嶋津三次郎様(久卿)、

入来院石見様・於貞様・於鐘様・於麿様・於徳

様江右御同断ニ付御祝儀被仰上候、御使松山栄

右衛門・藤山十兵衛相勳申候、

同九日

一於麿殿・於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於

鉄殿

先月十五日、御家督之御禮被仰上候段御到来

候、此旨為御知可申達候、

(寛延二年)  
十二月 主殿(島津久柄)

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、可

被申上候、以上、

(寛延二年)  
十二月九日 御本丸御納殿 伊東仙太夫

嶋津大学殿・嶋津又六殿・栴山主計殿・伊勢兵

部殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

十二月十一日  
一鮮肴一折 平樽一荷

右者、曾木噯宮里越左衛門・郡見廻川田彦右衛

門參上ニ而、此節 太守様御家御相續被仰渡候

為御祝儀進上ニ而候、則掛 御目候処、役所ニ

而吸物・酒出可申由被 仰付候而、用頼衆相伴

ニ而御座候、

同日  
一鯉壹本

右者、御下屋鋪江寒中為御機嫌伺、市太夫

り進上仕申候、

同日

一於麿殿・於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於

鉄殿

御家督御相續ニ付、御女中様方より江戸江御祝

儀御相中使奥大番平田甚蔵へ被仰付、来ル十五

日中急ニ而被差立筈候、右便御祝儀御申可被成

候、

御主殿(守之)之御祝儀者、先格被成来候通御申被成候



様ニ可相達候、但進上物被成来候御方者、於江戸御取替ニ而差上管候、

(寛延二年) 十二月 主殿 (島津久柄)

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、可被申上候、左候而、早々御順達、留より可被相返候、以上、

(寛延二年) 十二月十一日 門司金右衛門

嶋津大学殿・嶋津又六殿・椀山主計殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・島津市太夫殿 用頼留主居

引札写本文ニ付、御進上物御着代式百疋ツ、於江戸御

取替ニ而被差上候、御守殿江者先例御進上物

被成来候御方者、先格之通御取替ニ而差上、同

様申越管候間、此旨御銘々江申上置候様ニ可申

渡候、

(寛延二年) 十二月 主殿 (島津久柄)

引札写

本文之通、昨日被仰渡相廻候処、今日又々張

紙を以被仰渡候間、此旨又々可被申上候、左

候而、早々留より可被相返候、以上、

但重星御掛可被成候、右御觸書初相廻り、其後又

(寛延二年) 十二月 門司金右衛門

十二月十五日 一市太夫登 城被仕候、

同日 一御肴一折鯛貳枚 隅州様御方江於鉄殿より

同日 一御肴一折右同 於嘉久様江御夫婦より

右者、寒中為御機嫌伺山下御屋敷江御参上ニ而

御進上被成候、

同日 一御肴一折鯛貳尾 御樽一荷十五

同日 隅州様御方江 於鉄殿より

同日 一御肴一折右同 御樽一荷右同

同日 於嘉久様江 御夫婦より

右者、歳暮之為御祝儀御進上ニ而、於鉄殿御参

上ニ而御座候、

同日 一鮮肴一折積交

同日

右者、山下御屋敷御年寄衆へ歳暮トシテ被遣候、

同廿三日

一茶五袋 蜜柑一折 納豆一重

右者、御夫婦様江桃仙院より歳暮為御祝儀進

上ニ而御座候、

同廿五日

一御肴一折 御樽一荷

右者、山下御屋敷より 御夫婦へ御歳暮ニ御給

ニ而、相應之御礼被仰上候、

同日

一御肴一折 御樽一荷

於鉄様より 市太夫様江

同日

一御肴一折 御樽一荷

市太夫様より 於鉄様江

右者、歳暮為御祝儀御互ニ被進候、

同日

一御肴一折そうち一献 御樽壹ツ

右者、御夫婦様へ御用頼并役人四人より歳暮

之為御祝儀進上有之候、

同日

一御肴一折 御樽壹ツ

右者、御夫婦様へ權太夫様御夫婦より御歳暮

ニ被進候、

十二月廿七日

一御肴一折そうち式献 御樽一荷

同日  
一柁炭式俵

右者、曾木暖宮里越左衛門・郡見廻福崎六郎左

衛門歳暮之為御祝儀進上ニ而候、於表書院御盃

被下候、且又役所ニ而吸物・取肴ニ而酒出申候、

同廿八日

一市太夫登 城被致候、

同日  
一於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

於村様御前ニ御立被成候儀御同被仰上候処、御

同之通 御前様ニ御立被成候様ニ被仰渡候旨御

到来候、右ニ付 御前様与奉唱、書付ニ茂可仕候、

且又村之字并唱之名遠慮可仕旨申渡候、

(寛延二年)

十二月廿八日 (權山久初)

主計

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間可被

申上候、以上、

(寛延二年)

十二月廿八日 伊東千太夫

嶋津又六郎殿・椀山主計殿・伊勢兵部殿・肝付

彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

376の1

376

446

十一月廿八日  
 一 於巖殿・於德殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様十一月廿八日 御城江被為召御元服、御一字御拜領、御官位從四位下少將被仰出、御道具御拜領、御名薩摩守、御実名重年公与奉称、万端御先格之通被為濟候段御到来候、此段為御知可申達候、

(寛延二年) 十二月廿八日 (島津久柄) 主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、此段可被申上候、左候而、御名次早々順達可被成候、以上、

(寛延二年) 十二月廿八日 御本丸 納殿役人

嶋津大学殿・島津又六郎殿・椋山主計殿・伊勢兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主 居

同廿八日  
 一 右二付御祝儀、御下屋敷并山下御屋敷江於鉄殿より御祝儀用頼を以御申上被成候、嶋津善次郎

様・嶋津備中様・嶋津周防様・島津三次郎様・嶋津大学様・入来院石見様、武・西田御屋敷、於德様・於巖様・於貞様・於鐘様江茂御使を以御祝儀被仰入候、

十二月廿八日  
 一 於巖殿・於德殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御元服御官位三付、御女中様方より御相中使奥大番河野助八江被仰付、近日江戸へ差越筈候、右便二兼而御祝詞被仰上来候通可被仰上候、右可致通達候、

(寛延二年) 十二月 (島津久柄) 主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間可被申渡候、以上、

(寛延二年) 十二月 (島津久柄) 主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間可被申渡候、以上、

(寛延二年)  
十二月廿八日 御本丸御納殿  
伊東千太夫

島津大学殿・嶋津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢  
兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主  
居

同廿八日  
一青銅百疋

右者、和田次右衛門世倅善之丞夜前初而入来有  
之候間、祝候而目錄を以被進候、

十二月晦日  
一御両殿様江 於巖殿・於德殿・於民殿

一年頭御祝儀御肴代金百疋ツ、

御本丸御奥江進上、

右御在府之節 右御三人より

一歳暮・年頭御肴代金百疋ツ、

一暑氣中素麵一折ツ、

一寒中御肴壹折ツ、

右御在國之節御近習江進上、

同日  
太守様江 於貞殿・於鐘殿・於鉄殿より

一年頭御肴代金百疋ツ、

御本丸御奥江進上、

右御在府之節、

一年頭・歳暮御肴代金百疋ツ、

一暑氣中素麵一折ツ、

一寒中御肴一折ツ、

右御在府之節御近習江進上、

十二月晦日  
隅州様江 右御三人より

一年頭・歳暮御肴代金百疋ツ、

山下御屋敷御奥江進上、

一御生身玉御樽肴、於江戸御取替ニ而御相中より

進上、

右御在府之節、

一年頭御肴代金百疋ツ、

一歳暮御樽・御肴一折ツ、

一暑氣中素麵一折ツ、

一御生身玉御樽肴御相中

一寒中御肴一折ツ、

右御在府之節進上、

於嘉久様江 右御三人より

一年頭御着代金百疋ツ、

一歳暮御樽一荷・御肴一折ツ、

十二月晦日

一暑氣中素麵一折ツ、

一御生身玉御樽肴御相中

一寒中御肴一折ツ、

右之通、御進上被成候様ニ御銘々江可申上旨、

納殿役人へ可申渡候、

(寛延二年)

十二月

(島津久柄)

主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間可被

申上候、左候而、早々御順達可有之候、以上、

(寛延二年)

十二月晦日

納殿役人

島津大学殿・嶋津又六郎殿・椛山主計殿・肝付

弾正殿・伊勢兵部殿・嶋津市太夫殿 右用頼留

主居

寛延三年正月元日

一市太夫様昨晚より夜御番ニ而、直ニ御屋形御勤

ニ而、元朝御迎ニ供土兩人、乗馬壹疋、沓籠持一

人、手道具壹本、挾箱半荷、小者一人屋敷より

差上申候、

但年頭之御礼、御同格之御衆同前ニ相濟候而御帰館御座候、

一御姫之食上ル、一御三ツ餅上ル、一式御三献上ル、

一山之食上ル、一御力食上ル、一御節句上ル、

正月元日

一權太夫様御夫婦・六十郎様奥ニ而御節句御同前

ニ上ル、但御節句者御用頼仁礼孝右衛門御相伴、

一差樽壹荷但酒十盃 肴紙相附、

右 御夫婦様江御當地惣御家来中より進上、

一黄幡御祝御三ツ肴・御三献上ル、但御相伴役人谷山 甚五兵衛

一右御祝相濟、於奥書院役人中御盃被下候、

一右引次番頭・與頭・納殿頭・小番家并小番家嫡

子・惣家中於奥書院御通り被下候、

一小者・足輕・中間、御目通りニ而酒被下候、

一人足并詰夫、御末ニ而酒被下候、役人見届代官

致押候、

一鈴式對 但肴紙相付、

右者、御夫婦様江權太夫様より年首之御祝儀

御進上被成候、

一鈴式對 但肴紙相付、

右者、 權太夫様御方へ惣家中より進上仕候、  
一瓶子壺双 一女籠

右者、 權太夫様御方へ 御夫婦様御年頭御出  
之節被進候、  
午正月元日

一於鉄様より於奥書院役人中・納殿頭牧朔菴御盃  
被下候、引次ニ平納殿 御目通ニ而御通被下候、

但留圓夫婦者御断ニ而參上無之候、

一市太夫様於奥書院奥女中へ御盃被下候、

一御目錄壺通 但堅御目錄小折紙付、御肴代文彦部金

百疋、

右者、 太守様江於鉄殿より年頭為御祝儀御進

上被成候、仁礼孝右衛門御使ニ而、 御本丸御

近習所迄御進上被成候、

一於嘉久様江於鉄殿より年頭御祝儀、御使村山駒

右衛門相勤申候、

一明日江戸江之御使御用物御側御用人江被差出御  
方者、早晚より早ク被差出候様北郷助太夫より

致承知候間、此段御奥江可被申上候、以上、

(寛延三年) 御本丸  
正月元日 納殿役人

嶋津大学殿・伊勢兵部殿・椀山主計殿・肝付彈  
正殿・嶋津市太夫殿 右用頼留主居

正月元日

一御前様江年頭之御祝儀、於鉄殿より仁礼孝右衛  
門御使ニ而被仰上候、未大学様御方へ被成御座  
候、御納殿肥後與左衛門御取次ニ而有之候、

同日

一備中様・玄蕃様・入来院石見様・喜入安次郎様

年頭御祝儀ニ御見廻被成候而、奥へ御通ニ而御  
吸物・御差味・御銚子上ル、塗三方御土器、御  
取看するめ上ル、

正月二日

一堅御目錄壺通 但御肴代金百疋、小折紙付、

隅州様江年頭為御祝儀御進上、

同日

一堅御目錄壺通 但右同断、

於嘉久様へ右御同断、

右者、於鉄殿昼九ツ時分より山下御屋敷へ御年  
頭御参上ニ而御座候、御供廻り御行列ニ而有之  
候、

同三日

一於鉄殿より年頭之御禮使、御一門様方・大御目

附御役以上江被仰遣候、御用人衆・御近習衆へ者参上之方計御返礼被仰遣候、

正月四日  
一 於鉄殿五社参被成候御供廻り御行列ニ而候、女中衆三人御供駕籠ニ而候、

同日  
一 市太夫様より御酒迎として御吸物・取肴ニ而御

銚子上ケ申候、

同日  
一 於嘉久様より年頭御祝儀、新穂十蔵御使ニ而、

御夫婦江御給ニ而御礼被仰上候、

同日  
一 於巖殿・於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

太守様御元服御官位ニ付、御女中様方より御相

中御使明後六日ニ被差立筈候間、右便兼而被仰

上来候御方者、早晚之通可被仰上候、右可致通

達候、

(寛延三年) 正月四日 (島津久柄) 主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間可被

申上候、以上、

(寛延三年) 御本丸御納殿(長唐) 正月四日 相良善太夫

嶋津大学殿・島津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢兵部殿・肝付弾正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

正月四日  
一 於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

右者、 於村様御前様ニ御立被成候儀、御伺之通被仰出ニ付、江戸江之御祝詞御申之方者、明後六日御使便ニ御申候様御知せ可申達旨、納殿

役人江可申渡候、

(寛延三年) 正月四日 (樺山久初) 主計

右之通、北郷助太夫御取次を以被仰渡候間可被

申上候、以上、

(寛延三年) 正月四日 御本丸御納殿(長唐) 相良善太夫

嶋津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢兵部殿・肝付弾正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

同日  
一 於巖殿・於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於

鉄殿

右者、舊臘四日、上使松平頼母様を以(近明)

太守様江御家督初而御鷹之羈御給被遊候段御到

来候条、何そ付 太守様 隅州様江御祝儀被申

来候通、来ル六日、爰元ニ而御祝儀可被申上候、

正月四日 右三付、 姫君様・菊姫様・於喜代様へ御祝儀

之儀も被成来候通、来ル六日、御使便ニ可被申

上候、右可致通達候、

(寛延三年) 正月四日 (鎌田政昌) 典膳

右之通、北郷助太夫御取次を以被仰渡候間、此

旨可被申上候、以上、

(寛延三年) 正月四日 御本丸御納殿(長屋) 相良善太夫

嶋津大学殿・嶋津又六郎殿・椋山主計殿・伊勢

兵部殿・肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主

居

同日 一御肴一折 平樽一荷

御夫婦様江 新城土相中より

同日 一御肴一折 平樽一荷 里芋一臺

同日 右同濱在郷相中より

同日 一御肴一折 平樽一荷 里芋一臺

同日 權太夫様御夫婦様へ 土・濱在郷より

同日 一御肴一折 鈴式對 里芋一臺

六拾郎様江 土・濱在郷より

一右者、年頭為御祝儀役人中津野弥太右衛門、与

頭牧作右衛門、浦役人池田四郎右衛門、庄屋伊

地知甚角、國分中宿相中松原千助、新城弁指・

功才召列参上仕候而進上致候、 御前へ被召出

候而御盃被下候、下役之面々者 御目通ニ而酒

被下候、

正月四日 一飛連籠式ツ 但蜜柑入 茶式包

御夫婦様江

同日 一同壺ツ 茶壺包 權太夫様御方江

一同壺ツ 六十郎様江

右者、新城浄珊寺・妙蓮寺年頭為御祝儀参上有

之候、

同日 一御茶一包 蜜柑一折



右者、桃仙院より年首御祝儀ニ参上有之候、

同日  
一鮮肴一折 平樽一荷 茶一包

右者、曾木暖海老原安右衛門・郡見舞福崎六郎

右衛門年頭御祝儀ニ参上ニ而候、今日者 市太

夫様御隙入ニ而、明五日八ッ後可被罷出由ニ而

御暇被申候、

正月五日  
一入米院石見様年礼ニ御出ニ而、奥へ御通被成候、

同日  
一太守様御前様江御鷹之霧御給之御祝儀、用頼仁

礼孝右衛門を以被仰上候、

同日  
一於鉄殿より右同断之御祝儀、御下屋敷・山下御

屋鋪江御参上ニ而被仰上候、直ニ備中様・石見

様・於鐘様御方へ年礼ニ御見廻ニ而候、供廻り

行列ニ而候、年寄衆者駕籠ニ而御供ニ而候、

同日  
一御肴一折積交 山下御屋敷 於袈裟様へ

同日  
一そうち式献 山下御屋敷御年寄衆相中へ

同日  
一御肴一折 備中様江

同日  
一御肴一折 石見様江

同日  
一御肴一折 於鐘様へ

右年首為御祝物、於鉄殿より被進候、

同日  
一御肴一折 御樽一ッ

右者、於徳様此内首尾能御疱瘡被成候御祝儀并

ニ御年禮として、於鉄殿より被進候、

正月七日  
一錢八貫式百四拾九文

夫頭百五拾四人 壹人ニ付文銀七分五りッ、

文銀ニシテ百拾五匁五分

右者、去秋冬狩夫銀トシテ上納申候間、御受取

可被下候、以上、

(寛延三年)  
午

正月四日

御地頭所  
御役人衆中

郡見廻

川田彦右衛門

右同

福崎六郎右衛門

同日

一人日之御節句ニ而、御三餅・御三献差上申候、

同日  
一福昌寺和尚年礼御出ニ而、奥江被為通候而御吸

物・取肴ニ而銚子出候、

同日  
一夜入鬼追御舊例之通ニ候、岩重平五左衛門相勤

候而、御土器頂戴仕候、

同日  
一於鉄殿浄光明寺・福昌寺へ御佛詣被成候而、直

候而、御土器頂戴仕候、

二桃仙院へ御牌參被成候、御供廻り御行列ニ而  
有之候、

同十一日

一谷山清泉寺へ御代參中村平左衛門、毎月之事候

故、往日者相記不申候、

正月十一日

一御鎧之餅御祝、御旧例之通御座候而、御三献差

上候、御土器者兵具役ニ被下候、御餅汁御相伴

用頼衆并役人表書院ニ而被下候、御通り御家中

者不残被下候、

同日

一御鎧之餅、於番所御家中并小者・足輕・中間・

人足迄被下候、

同日

一役所ニ而蔵開之御祝、例年之通有之候、

同日

一於奥書院御福引有之候、

同十一日

一市太夫山下御屋敷今夜御福引御座候付而御召ニ

而、晚七ツ過ニ御參上ニ而、夜四ツ過ニ被罷帰候、

同日

一染ゆかた壹ツ はせを弐反

右御福引ニ付而被為持候、

同日

一御肴一折 手樽一荷

右者、椀山七郎殿・肝付彈正殿・市太夫相中よ

り山下御屋敷江御進上被成候、御進物之儀者此

方ニ而相調候而差上候、

正月十二日

一紗綾壹反

右者、山下御屋敷御福引ニ付、於鉄殿御參ニ御

持せ被成候、

同十四日

一御文箱壹ツ

右者、芝御主殿春井さまより沢田宛書ニ而為被

差下由ニ而、御使番衆より相渡候而、御前へ差

上申候、

同十五日

一市太夫登 城被仕候、

但毎日四ツ八ツ之間六與當番座へ罷出候而被相勤

候、且又御番御同役中廻り合ニ朝昼夕夜之勤候得

共、一々ニ者略いたし記不申候、

同日

一御三ツ餅・御三献差上申候、

同日

一塩鯛弐枚

右者、山下御屋敷より御夫婦江御拜領ニ而御頂

戴被成候而、御礼被仰上候、

正月十八日

一御肴一折 手樽壹ツ

右者、鹿屋与頭平田五郎右衛門參上ニ而、年首

之為御祝儀進上有之候、今日者御隙入ニ而、御

對顔之事被仰分候而、緩々、与明日御逢可被成由

二而、五郎右衛門御暇被申候、

同十九日  
一御茶三袋 里芋一籠

右者、鹿屋安養寺旧冬より不快二而、使僧を以

年首之御祝儀申上候、驗迄進上仕之由候、

同廿二日  
一樺山主計殿御方へ於鉄殿年頭御祝儀ニ御見廻被

申候、御供廻り御行列二而候、

同日  
一御肴一折 於貞様・七郎殿江

同日  
一御肴一折 主計殿御夫婦江

右之通、御進物被進候、

同廿四日  
一御文箱式ツ

右、江戸芝御守殿春井さまより被差下候二付而、

御使番座より相渡候而差上申候、

正月廿八日  
一市大夫登 城被仕候、

同日  
一隅州様并於嘉久様此内より桜嶋横山御假屋へ被

遊御滞在候付而、於鉄殿為御機嫌伺御参上候

処ニ、於鉄殿江滞在被仰付候故、御供役人岡

留圓右衛門、納殿頭松山栄右衛門、牧朔菴・領

家順右衛門御暇被下候而罷帰候、沢田・おしな

兩人ハ桜嶋へ相詰二而候、御迎船之儀者後日可  
被仰遣之由候、

同日  
一御重一組 隅州様江御進上、

同日  
一右同 於嘉久様へ御進上、

同日  
一そは切七桶 御側廻り并女中衆へ

同日  
一蛤巻籠 御年寄衆へ

同日  
右之通、横山御假屋へ御持せ被成候、

二月朔日  
一市大夫不快二而登 城無之候、

同日  
一於貞様御平産前二而、御安全之御折禱被仰付候

而、御札守ニ御着被相添候而被進候、御使おは

つ被相勤候而荒田へ被参候、

二月朔日  
一塩鯛式枚 平樽巻荷 有馬喜三右衛門代り  
長谷川武左衛門代り横目役 伊福平左衛門

普請見廻役 瀬戸口次兵衛代り針持庄屋

海老原幸右衛門 宮里權九郎

右者、曾木役代被仰付、為御請参上二而進上被

致候、於役所吸物・取肴二而酒出候、明朝御對

顔之筈也、

同日  
一市大夫福昌寺・浄光明寺へ御代参被相勤候、

同日  
一市大夫・六十郎谷山清泉寺へ佛詣被致候、兄弟

同日  
共二馬二而被參候、  
一青銅百疋 酒一樽

右之通、清泉寺へ進物二而御座候、

同十四日  
一御使番座より用頼御用之由御書付參候、用頼代

市太夫より相頼候而被罷出候処、芝御守殿より

御文為下由二而被相渡候、御文者奥江差上申候、

同十五日  
一市太夫登 城被仕候、

同十六日  
一嶋津市太夫

右、御先代之通御近習江被召通候間、此段可

申渡候、

(寛延三年)  
二月

(島津久柄)  
主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候、

二月十七日  
一於鉄殿桜嶋より御帰館二而候、御吸物・取肴二

而御銚子差上申候、

右二付而、御船本築地御屋敷迄岡留圓右衛門・

松山栄右衛門・海老原源五左衛門御迎二參候処、

桜嶋より御納殿衆・奥大番衆此方迄御供二而奥

へ被罷通、御吸物・御笠飯出申候、御道具宰領  
二桜嶋衆中兩人・足輕衆一人被參候付、番所二  
而取肴二而酒出候、

同十八日  
一御重一組 御樽一ツ

同日  
隅州様江

一御重一組 御樽一ツ

於嘉久様江

右者、桜嶋へ被遊御滞在候付、栴山七郎・肝付

弾正・市太夫三人より為御機嫌伺御參上二而御

進上被成候、船之儀者喜入屋敷より御仕出二而

御座候、

二月十八日  
一於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於鉄殿

来ル廿二日九時、御前様御本丸へ御移被遊苦

候、右二付而、御前様へ當日二而翌日二而茂

御祝儀可被申上候、

同日

一太守様御方、御下屋敷・山下御屋敷江も御祝儀

可被申上候、右可相達候、

(寛延三年)  
二月

(樺山久初)  
主計

右之通、北郷助太夫御取次候而被仰渡候間可被  
申上候、以上、

(寛延三年)  
二月十八日 御本丸 納殿役人

嶋津又六郎殿・椀山主計殿・伊勢兵部殿・肝付  
彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

同日  
一於鉄殿

来ル廿二日九時、御前様御本丸御奥へ御移ニ  
付而、當日御差支無之候ハ、御詰可被成候、

於鉄殿

右同断、桜島より御暇被成候ハ、御詰可被成候、  
右、納殿役人より申達候様ニ可申渡候、

(寛延三年)  
二月十八日 (榊山久初) 主計

右之通、北郷助太夫御取次ニ而被仰渡候間可被

申上候、以上、

(寛延三年)  
二月十八日 御本丸 納殿役人

肝付彈正殿・嶋津市太夫殿 用頼

二月廿二日  
一御肴一折 御樽一荷

右者、周防様御方・穎娃内膳殿・椀山七郎殿・  
市太夫同道ニ而初而御尋申二付、御相中より被

進候御進物者此方ニ而相調申候、

同日  
一御肴一折

右者、於鐘様御疱瘡被成候付、於鉄殿より被  
進候、御使沢田被相勤候而參上ニ而候、

同廿三日  
一高式千七百八拾六石五斗六升式合式勺八才  
内重高 四百五拾石四斗五升壹合七勺九才

右者、私持高脇方より買入、且又持留直竿二付、

右之通相重申候間、明細帳為御仕付申上候、以

上、  
(寛延三年)  
二月廿三日

嶋津市太夫

二月廿五日  
一枚嶋より於嘉久様被遊御帰館候付、於鉄殿為御

機嫌同昼より御參上ニ而、夜半ニ御帰被成候、

同廿八日  
一市太夫被致登 城候、

同日  
一主計殿より被仰付候由ニ而、與力家村兵左衛門

被罷出候而承候者、御下屋敷御同前ニ 御前様  
 御方へ用頼を以月并之御禮日ニ御祝儀可被仰上  
 候、右之趣蘭田佐司右衛門へ承ニ付、今廿八日  
 より御祝儀初り申候、今日之御祝儀者、市太夫  
 より用頼代丹生喜兵衛へ頼候而、 御本丸御奥  
 へ御祝儀御申上御座候、御取次大脇弥五右衛門  
 ニ而為有之由候、

同晦日

一 於巖殿・於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於  
 鉄殿

慈徳院様御遣髪高野山御登山、御日限四月十九  
 日御當地御出立被遊筈候、其節為御見送用頼可  
 被差上候、御刻限者追而可相達候、右之通可致  
 通達候、

(寛延三年)  
 二月

(鎌田政直)  
 典膳

右之通、菱刈孫兵衛御取次ニ而被仰渡候間可被  
 申上候、以上、

(寛延三年)  
 二月卅日

御本丸  
 納殿役人

嶋津大学殿・嶋津又六郎殿・椀山主計殿・伊勢  
 兵部殿・嶋津市太夫殿・肝付彈正殿 用頼留主  
 居

三月朔日

一 市太夫夜前夜御番相勤候付、今朝出座相濟候而  
 被罷帰候、

同日

一 御前様御方へ朔日之御祝儀於鉄殿より用頼を以  
 被仰上候、

同日

一 御下屋敷・山下御屋鋪へ用頼を以御礼被仰上候、

同日

一 御前様御方へ上巳之御祝儀用頼を以被仰上候、

同日

一 御重一組 御樽老荷

右者、山下御屋敷江上巳之為御祝儀御進上ニ而、  
 御使村山駒右衛門相勤申候、

三月四日

一 於鉄殿山下御屋敷江昨上巳之為御礼御参上ニ而、  
 夜半過ニ御帰り被成候、

三月七日

一 御肴代金貳百足ツ、  
 太守様江  
 於巖殿 於徳殿

於貞殿 於民殿  
於鐘殿 於鉄殿

右、御家督ニ付御祝物於江戸御取替を以進上  
相濟候段申來候間、此旨可申達候、

(寛延三年)  
三月 (島津久和)  
主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次ニ而被仰渡候間、此  
段可申上候、以上、

(寛延三年)  
三月七日 御本丸 納殿役人

鳴津大学殿・鳴津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢  
兵部殿・肝付彈正殿・鳴津市太夫殿 用頼留主  
居

同八日  
一御夫婦并權太夫奥方・六十郎今日四ツ時新城へ

被罷越候、召船之儀者御舟手より御借船ニ而、

水主八人新城より參候、御舟手より定水主之内

忝人乗候、供之人数者役人蘭田佐司右衛門、取

掛安田次郎兵衛・牧朔庵・谷山常右衛門・村山

駒右衛門・岡留唯右衛門・領家順右衛門・海老

原源五左衛門・浅田元右衛門、小者湯地甚太郎、  
手道具持中馬銀右衛門、人足六人參候、

三月八日  
一奥女中衆五人、東女中式人、随性尼供ニ而有之  
候、

同日  
一新城旅中、御地頭所火消方被召附候土人数之儀、

且又私領江相掛御用向之儀迄、鳴津主水殿御方

へ御頼被申置候、

同日  
一高山前田村之内志賀門・馬場門・久保蘭門名寄

帳一冊

同日  
一同所後田村之内浮免之内浮免残り名寄帳一冊

同日  
一新城新城村之内諫方之灘仕明持留名寄帳一冊

右者、今日御勘定所より用頼御用被仰渡候而、

鎌田五太右衛門江用頼名代御頼ニ而被罷出候処、

右帳三冊相渡申候、

同日  
一於貞様御平産ニ而御女子様御誕生為御祝儀、御

行器御重一組・御樽肴、此方御夫婦より被進候、

當分御夫婦共ニ新城へ被罷越、留主ニ而候へ共、

兼日被申附置候ニ付、相調差上申候、

三月十八日  
一御着代金貳百疋ツ、

於巖殿・於德殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・  
於鉄殿

右之通、

太守様御元服御官位為御祝儀、御女中様方より  
御相中使河野助八被差越候付、先月十一日、右  
助八ニ而江戸御取替を以進上相濟候旨申来候、  
此段可申通候、返銀之儀首尾係りへ可申渡候、

(寛延三年)  
三月

(島津久柄)  
主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、此  
段可被申上候、左候而、留より返納可有之候、

以上、

(寛延三年)  
三月十八日

御本丸  
納殿役人

嶋津大学殿・嶋津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢  
兵部殿・肝付弾正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主  
居

三月廿一日  
一於巖殿・於德殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於

鉄殿

右者、

慈徳院様御遺髪高野御登山、御刻限来月十九日  
曉七時福昌寺御出立被遊筈候条、為御見送用頼  
御刻限前以御寺へ可被差上候、扣所之儀者寺社  
奉行より差圖可有之候、

右之通相達、寺社奉行ニ茂可申渡候、

(寛延三年)  
三月

(鎌田政昌)  
典膳

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、此  
段可被申上候、以上、

(寛延三年)  
三月廿日

御本丸  
納殿役人

嶋津大学殿・嶋津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢  
兵部殿・肝付弾正殿・嶋津市太夫殿 用頼留主  
居

同廿一日  
一於巖殿・於德殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於

鉄殿

右、隅州様児ケ水御湯治御滞在中進上物遠方



二而候間、品物者被差扣、夕御膳御夜食之類御取替を以御進上可被成候、右之段彼地江相詰候御側御用人・御近習之内へ可被仰遣候、但於嘉久様へも本行之通可有御座候、

右之通可相達候、

(寛延三年) 三月

(島津久柄) 主殿

右之通、菱刈孫兵衛御取次を以被仰渡候間、可被申上候、以上、

(寛延三年)

三月廿一日

御本丸

納殿役人

島津大学殿・嶋津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢兵部殿・嶋津市太夫殿 用頼留主居

三月廿四日

一新城外諸外城御書付有之候へ共、略シテ記不申

候、隅州様山川兎ケ水江 御湯治被遊御光越候、

依之右之諸所より 御滞在中御末御用トシテ両

三度所有物之内御野菜、又者浦相抱候諸所者御

肴をも進上仕候様被仰付候、右両三度之内、一

度者所囃役人被御表へ参上仕、御供之御側御用

人迄奉伺 御機嫌候様被仰付候条、右之段可被申渡候、此旨御差圖ニ而候、

(寛延三年) 三月廿四日

(実彦) 菱刈孫兵衛

御張紙

於嘉久様御事も兎ケ水江御湯治被遊御越候間、本文之通御未迄差上、且又所囃役人参上仕候節、

御供之納殿役人迄奉伺御機嫌候様被仰付候、

右之通被仰渡候間、新城へ申越候、

三月廿八日

一御夫婦・權太夫奥方・六十郎今日八ツ過新城より

被致帰館候、

四月朔日

一市太夫被致登 城候、

同日

一御前様御方へ於鉄殿より當日之御祝儀、用頼仁

礼孝右衛門を以被仰上候、

同日

一昨日新城より罷帰候首尾、市太夫より御近習

衆へ相付候而、仁礼孝右衛門を以御申上被成候、

同日

一白餅一籠 玉子一籠 山芋一籠

右者、信證院様江於鉄殿より御機嫌伺御申上

二而、私領有物之内為御土産御進上被成候、御

使仁礼孝右衛門被相勤候、

四月二日  
一白餅一籠 玉子一籠 山芋一籠

右者、於米様江右同断之御口上ニ而、用頼を

以御進上被成候、且又先日秋田せんへい御給之

御礼をも被仰□候、

同六日  
一於鉄殿八ツ時分より 於貞様御方へ、御平産殊

ニ御女子様御誕生之御悦ニ御見廻被成候而、夜

半ニ御帰被成候、

同日  
一御肴一折鯛貳枚 於貞様江

同日  
一御肴一折右同 主計殿御夫婦江

右之通、御進物ニ而御座候、

同八日  
一錢六百文 文銀ニシテ八匁五分

嶋津市太夫殿  
役人

右者、當年之為御祝儀、於江戸御太刀一腰・御

馬代銀六匁、御物御取替を以差上候、返銀之儀

江戸物奉行より申越候間、右之通可被請取也、

(寛延三年)  
午 家村彦兵衛

四月六日 郡山嘉右衛門

かね蔵  
役人

四月十一日  
一御肴一折 御樽一荷

右者、椀山七郎殿御姫御誕生ニ而、今日御七夜

御祝御座候ニ付、御祝被成候而御夫婦より被進

候、

同十二日  
一於巖殿・於徳殿・於貞殿・於民殿・於鐘殿・於

鉄殿

右者、慈徳院様御遺髪高野御登山ニ付、来ル

十九日曉七時福昌寺被遊 御出立被遊筈候、依

之為御見送用頼被差越候様被仰渡候間、右御刻

限前以福昌寺小門下東之方へ扣居、御見送可被

相勤候、此段致通達候、以上、

(寛延三年)  
四月十二日 寺社奉行所

嶋津大学殿・嶋津又六郎殿・樺山主計殿・伊勢

兵部殿・肝付弾正殿・嶋津市太夫殿 右用頼中

四月十五日  
一市太夫四ツ時前登 城ニ而、八ツ後被罷帰候、

同日 一隅州様御方江於鉄殿より當日之御禮、用頼を以

被仰上候、

同日 一御前様江當日之御礼、用頼を以被仰上候、御取

次納殿來下河邊半平、

同日 一市太夫夜八ツ時より福昌寺江 慈徳院様御遺髪

高野山へ御登山ニ付、御見送ニ被罷出候、

同日 一於鉄殿より右御同断ニ付、為御見送用頼代吉田

六之丞御使被相勤候、御紋付挑灯壹對、足輕兩

人袴着仕候而供いたし候、人足耆人、草履取遣

候、

女子 袈裟千代

享保八癸卯年八月廿三日誕生、

元文三戊午年四月廿日卒、歳十六 法号法

宝院殿實服正貞大姉 墓所南林寺境内

将香

金次郎 權太夫 初将長 将賢

享保十乙巳年三月廿四日誕生、

母樺山相馬忠郷女 名字号細瀧、

享保十八年丑二月廿四日金次郎元服、烏帽子親

嫡家嶋津玄蕃殿(貫總)を奉頼候而、昼八ツ時分より御

入被成候、髮結支度之儀者伊藤相左衛門江相頼、

理髮之儀者和田源右衛門被相勤候、金次郎より

玄蕃殿江御太刀目錄致進上候、玄蕃殿より御脇

指一腰給候而頂戴仕候、元服之儀式首尾能相濟

候而御祝御座候、入来院主馬殿御夫婦其外御心

安御方数多被仰入候而、御取持御座候而、玄蕃

殿夜半過ニ御帰館被成候、翌廿五日、市太夫・

金次郎玄蕃殿御宅江御禮ニ致参上候、

元文二年巳八月廿八日、金次郎初而御目見仕候、

献上物者、御太刀目錄・一種一荷ニ而御座候、

御奏者種子嶋(時成)織部殿ニ而候、左候而、御城代御

家老中・若御年寄・大御目附衆江御礼ニ罷出候、

元文二年丁巳九月、金次郎新城北野狩倉ニ而初

完射候而、山之神祭行司江申付、何れも家來中

へ御祝被下候、

元文三年午五月十三日、金次郎半元服之願申上、

御免ニ而致角入候、玄蕃殿・大蔵殿・主計殿御

宅へ御禮ニ罷出候、

同年午十一月二日、金次郎前髪取之願申上、蒙御免前髪取候、左候而、御役人中江御礼参上仕候、  
寛保三年亥正月十日

(本文書八六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

金次郎麻上下着仕候而致登 城候処、西彦太郎(純字)  
御取次ニ而 隅州様御側御小姓御役被仰渡、御  
受申上候而、直ニ 磯江御礼ニ参上仕、夫より御  
役目廻りいたし候而御礼申上候、  
寛保三年亥正月十三日、(二カ) 權太夫与名替之儀奉願  
候処、(金座) 関山軍兵衛御取次ニ而願之通被仰付候、

亥二月十日

(本文書八六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書八六四の1号文書ト同文ニツキ省略ス)

右之通、亥二月十二日関山軍兵衛御取次ニ而被  
仰渡候、主計殿与力衆肝付源之丞・肥後次右衛

門、旅与力家村兵左衛門三人被仰入候而、權太  
夫此節江戸詰被仰付候ニ付、主計殿江諸事之儀  
御頼申候間、道中船中詰中何角受竈之儀御頼被  
成候付、右三人江一首尾之為御禮料理御寄合有  
之候、料理以後 久龜殿・要人被罷出候而、萬  
事之儀御頼被成候、

亥二月廿七日

權太夫此内御暇申上置候而、今日新城へ被罷越  
候、供者貴嶋奎右衛門・浅田元右衛門、小者田  
尻与市、人足孫右衛門ニ而候、

亥三月五日

權太夫新城より夜入五ツ半ニ被罷帰候、

亥三月廿一日

權太夫上洛ニ付、朝四ツ時分屋鋪被罷立候、供  
者貴嶋奎右衛門・浅田元右衛門、小者田尻与市、  
手道具壹本・挟箱壹荷・駕籠壹挺ニ而御座候、  
右ニ付、朝一汁二菜ニしゆんかん迄之料理(肴干・笋干)

久龜殿・要人・權太夫用頼吉田孝右衛門御寄合  
ニ而候、立跡之御祝、喜入安次郎殿・飯牟礼藤  
兵衛・川田堅助・廻源右衛門・山口文九郎・伊  
地知太兵衛奥ニ而一汁二菜之料理・吸物・取肴  
ニ而御銚子段々出候、留永勾當并清市被召寄候、

延享二年丑七月廿二日

薩州様今日朝四ツ過被遊御着 城候、權太夫事

も御供ニ而被致下向候而御祝御座候、要人より

被相招候人数者有川玄菴・東郷仁右衛門・山口

文九郎・川田堅助・吉田孝右衛門ニ而候、夜入

候而伊地知太兵衛者被罷出候、右之衆奥江被通

候而、一汁二菜之御料理并吸物・取肴・御菓子

等段、出申候、

丑八月十九日

權太夫江来春江戸詰嶋津左殿より関山軍兵衛御

取次を以被仰渡候、為御禮 磯江参上被致候、

丑九月廿七日

權太夫二七日之御暇ニ而新城へ被罷越候、供者

貴嶋左右衛門・浅田元右衛門ニ而候、

延享三年寅正月元日

權太夫四ツ前登 城被仕候、供人数者家来兩人、

小者言人、手道具一本、挟箱半荷、長柄笠箱迄

被持せ候、當分御小姓御役ニ而候へ共、正月又

者屹立候節者、家格ニ而被罷出儀用頼衆より去

方江御伺被申上候へハ、右之供廻りニ而不苦由

寅正月八日

被承候而、右通之供人被申付候、

權太夫在江戸ニ付而立日限、来ル二月廿四日ニ

被仰渡候間、二月御當地被罷立候、

卯七月朔日

權太夫先月廿八日、阿久根へ着船ニ而、同廿九

日、向田へ陸地罷通り、向田より發駕ニ而夜入

前被致着候、浅田元右衛門、小者孫助供仕候而

罷下り候、

辰三月廿一日

權太夫事、昨日御近習役澁谷喜三左衛門より麻

上下着ニ而御用之儀被仰渡、今日權太夫被罷出

候処ニ、當秋代り江戸詰被仰渡候、御取次大場

庄太左衛門ニ而有之候、

辰四月御新造様御入ニ付御次第書

辰四月十四日

一當日四ツ時過、弥今日權太夫九ツ時分より罷出

可申候間、諸事前以申談置候通、御新造様暮時

分より御出可被下旨、伊地知太兵衛を以可被仰

入候、

辰四月十四日

一御書院床立松、掛物壽老人、

一御新造様御出前以遠目付置、御出之段申通候節、

御待上臈盛塩持御出迎、要人殿御出迎可被成候、

御勝手見廻之衆薄縁迄御出、役人中門脇迄可罷

出候、

一主膳殿御夫婦御出之節、遠目付置告来候ハ、御勝手詰之衆・役人右同断、

一御熨斗上ル、

一御三献 但御人数御新造様・鎌田市藤太殿奥方、

權太夫殿

一御熨斗下ル、

一主膳殿御夫婦、其外御勝手之衆御着座、

一御薄茶上ル、一御多葉粉盆上ル、一御持せ物披露、

一於鉄殿より被進物披露、一御吸物上ル、

一御銚子上ル、一御挾肴上ル、

右段々差上候而、時分見合御料理上ル、但一汁

三菜、

辰四月十四日

一御蓋御銘々差上、御肴・御吸物・御挾肴差上、

三篇相濟、御湯上御膳下ル、

一御茶菓子上ル、一御濃茶上ル、

一御持せ御披露、一御吸物・御肴・御銚子見合段

々差上、

一御内證江御新造様御入、御茶立御祝、

但御茶立調之儀、吉人見合可申付候、

399の1

一御吸物・御銚子・御肴段々差上、時分見合御後段上ル、

一御立之節、御出之節之通同前、

(本記事ハ六六の一号トホボ同文ナリ)

主膳殿御方御次第書

一當日近方へ遠目附置、御出之段可申通候、

一表書院床掛物、竹ニ立松、

一奥書院床掛物壽老人、立松、

一御簀様御出之節、勝手見廻之人玄喚迄可罷出候、

奥書院御刀掛ニ可被掛候、

一安次郎殿玄喚迄御出可被成候、主膳殿ニも御出

迎可被成候、

辰四月十四日

一御簀様奥書院江御通御着座、御新造様・喜藤次

殿奥方御出合、

一御熨斗上ル、一御三献 但御人数三人

一要人殿其外御三献不相濟内ニ御出被成候ハ、

表之書院江御案内可申上候、一御熨斗上ル、

一御三献相濟、何れも奥書院江御通御着座、

一御熨斗下ル、一御薄茶 一御多葉粉盆

一御進物披露、一主膳殿夫婦御出、御請可被成候、

一御太刀目録

但御簀様江主膳殿より御祝被成候而、御内證ニ而可

被進候、

一御吸物 一御銚子 一御挾肴

一御料理一汁三菜 一御盃銘上ル、

一御銚子上ル、一御肴 一御銚子 一御吸物

一御銚子 一御挾肴 一御湯上ル、

一御膳下ル、 一御茶菓子 一御濃茶

一御持せ御披露、

辰四月十四日

一見合次第御吸物・御銚子・御挾肴段々可差上候、

一御立之節、最前之通詰合之面々可被罷出候事、

一御婚姻之當日、權太夫殿主膳殿御方へ御出被成

候ハ、御同、心人東郷四郎左衛門、

一御肴一折鮮鯛式枚 平樽一荷酒十盃

一御茶六袋 一御化粧二箱 一御燕脂二

右權太夫殿より之御進物として被進候、

一此方御勝手江御頼被成候而御出之御人数、嶋津

頼母殿御夫婦・鎌田市藤太殿奥方・和田源右衛

門・内田仲左衛門・郡山嘉右衛門・伊地知太兵

衛ニ而御座候、

一主膳殿御夫婦・御新造様・安次郎殿奥方夜入五

ツ時分御出被成候、

一御肴一折鯛式枚 御樽一荷

右權太夫殿江主膳殿御夫婦より被進候、

一御肴一折鯛式枚 御樽一荷

右要人殿江主膳殿御夫婦より被進候、

辰四月十四日

一御肴一折

右六十郎殿江主膳殿御夫婦より被進候、

一御肴一折

右權太夫殿江安次郎殿御夫婦より被進候、

右者、六折目御婚姻當日為御進物參候、御披露

吉田孝右衛門、

一御太刀一腰 一青銅百疋

右者、權太夫殿江主膳殿より彼御方ニ而被進候、

一御肴一折 一御手樽一荷

右者、權太夫殿へ嶋津頼母殿御夫婦より被進候、

一御肴一折 御手樽一荷

右者、權太夫殿江鎌田市藤太殿御夫婦より被進候、

一御座人数、御新造様・主膳殿御夫婦・頼母殿御

夫婦・鎌田市藤太殿奥方・内田仲左衛門・郡山

嘉右衛門・和田源右衛門・伊地知太兵衛・要人

殿・權太夫殿・六十郎殿、

辰四月十四日  
一御待受鎌田市藤太殿奥方御勤被成候、

一御婚姻ニ付而、役人中・御附女中・随性尼・於

由良・浅田元右衛門輕キ御料理被下候、

一何れも様御供廻り土迄、於番所挾肴ニ而酒振廻

申候、菌田佐司右衛門出合候而致挨拶候、

一御時服一重

右者、御婚姻之當日、御新造様江 於鉄殿より

御祝被成候而被進候、御披露吉田孝右衛門、

一主膳殿奥方并御新造様より御用頼役人中江御盃

被下候、

四月十五日  
一御肴一折積交 御樽一荷酒十五

右者、御婚禮之翌十五日、初而權太夫夫婦奥江

同上  
參上ニ付而、要人殿御夫婦へ被進候、

一晒志疋

右者、權太夫奥方へ要人殿御夫婦より初而奥江

御出被成候ニ付而、御祝被成候而被進候、

四月十五日  
一青銅百疋

右者、御婚礼相濟、奥へ初而權太夫被罷出候付、

奥女中より奉祝候而、水掛上候付被下候、

同日  
一御肴一折 御手樽壹ツ

右者、御婚礼為御祝儀、役人中より 權太夫様

へ進上仕候而御盃被下候、

四月十六日  
一今日御三ツ目ニ而、要人儀權太夫同道ニ而喜入

主膳殿御方へ罷出候、權太夫奥方江者先達而被

罷出候、

同日  
一御肴一折鮮鯛貳枚 御樽一荷酒十五

右主膳殿御夫婦江 權太夫夫婦より

同日  
一御肴一折積交 御樽一荷右向

右安次郎殿御夫婦江 權太夫より

同日  
一御肴一折鮮鯛貳枚 御樽一荷酒十五

右主膳殿御夫婦江 要人より



同日  
一御肴一折糺交 御樽一荷酒七盞

右安次郎殿御夫婦江 要人より

四月十六日  
一御肴一折糺交

右幸之丞殿・八之丞殿江 要人より

右者、御三ツ目として主膳殿御方へ要人・權太

夫夫婦御見舞申候付被進候、

同日  
一青銅百疋

右者、御三ツ目之為祝儀、彼御方御用頼衆江被

遣候、

同日  
一銀貳両

右同断ニ付而、彼御方役人江被下候、

同日  
一小杉原三束

右同断ニ付而、主膳殿御方年寄衆中へ被下候、

同日  
一青銅百疋

右者、彼御方ニ而權太夫江祝候而、水掛有之候

付、水掛之衆へ被下候、

同日  
一麻上下一具

右者、水掛ニ付而、彼御方役人江權太夫より遣

候、

(本記事ハ六六の2号トホボ同文ナリ)

六月廿三日

一權太夫来ル廿七日、御當地出駕之筈ニ依而今日

致首途候御祝有之候、

同日  
一權太夫上洛ニ付、為餞別要人より料理被進候、

安次郎殿御夫婦御出被成候、

同日  
一權太夫江戸詰ニ付今日被罷立候、供者浅田元右

衛門・松原郷右衛門、

同日  
一右ニ付而、喜入主膳殿奥方・安次郎殿御夫婦・

畠山喜藤次殿奥方・和田源右衛門・伊地知太兵

衛朝四ツ前より御出被成候而、夜五ツ後皆御立

二而候、尤朝昼晩御料理・吸物・取肴・御菓子・

銚子段々出申候、

巳四月十八日  
一權太夫此節 隅州様御供仕候而、下着ニ付而川

内向田迄迎ニ貴嶋左右衛門・人足三左衛門差遣

候、

同日  
一權太夫今日下着ニ付、喜入主膳殿奥方・安次郎

殿奥方・畠山數馬殿奥方八ツ前より權太夫宅江

御出被成候而御祝御座候、御料理・吸物・取肴・

銚子段々出申候、

巳八月二日  
(本文書ハ六七号文書ト同文ニツキ省略ス)

右書付、御下屋敷御近習役所へ差出候、

巳九月十七日

一權太夫市来湯治之御暇日数廿五日給候而被差越

候、菌田佐司右衛門・浅田元右衛門、小者松原

郷右衛門、人足平兵衛供仕候、

午三月六日

一隅州様兒ケ水江御湯治被遊御越候付、權太夫江

御供被仰付候、權太夫供者松山平藏・松原郷右

衛門御旅中相動候、

女子 松袈裟

享保十三戊申年三月七日誕生、母同、

喜入安次郎 (マ) 室

女子 於鉄殿

享保十六年辛亥年七月十五日卯時於 御城

誕生、父太守繼豊公之母者澁谷喜左衛門貫

(臣カ)

官女、

(宗信)

益之介様御同服 嶋津市太夫久隆室

於嘉久様御懐胎之内、此節女子御誕生被成候ハ

、市太夫久鼈之子分ニ被仰付候間、乳母召抱

置候様ニ被仰渡乳母抱置候処ニ、於 御本丸御

誕生之日、奥方御迎ニ則参上之儀被仰下候処、

其時節風氣有之、為名代樺山主計殿奥方参上ニ

而被奉懷、此方ニ御入被成候、御誕生之御弓者

役人岡留圓右衛門友信ニ被仰付候而相動申候、

御矢答谷山甚兵衛常春相動申候而御祝有之候、

将次 万之助

享保十七壬子年正月十九日誕生、  
(マ)

母鹿兒嶋土廻源兵衛尉頼中女、

同年七月十九日 夭亡、法号幻空浄鏡童

子 墓所南林寺境内

頼中女者久鼈為妾、然奥方卒去之後、從 (上カ)

蒙久直之懷号而稱懷者也、

寛保二壬戌年六月十三日死去、法号寶蓮

院殿清香浄念大姉 墓所南林寺境内

将盈

六十郎

元文四己未年三月廿六日誕生、  
母家臣鮫嶋九左衛門尉旨美女

(系線ハ朱書ナリ)

文  
書  
目  
録

## 例言

- 一 本巻に収めた「桂家文書」「末川家文書」「末川家文書 家譜」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、年紀を欠くもので推定しうるものは（ ）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 重複等により省略した文書及び系図等には※印を付し収録した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び「同 旧記雑録拾遺」にならない文書名を付けた。

桂家文書

番号 年月日 文書名

番号 年月日 文書名

一 (天正十九年) 十月 島津龍伯義久書狀写

二 (慶長二年) 五月十一日 島津忠恒家久書狀写

三 (慶長二年) 五月廿三日 島津忠恒家久書狀写

四 桂忠防平佐城防戦記事

五 伊集院元巢久春・桂忠詮助連署書狀

六 桂忠詮助書狀

七 松平右近將監書狀

八 田沼意次書狀

九 島津久茂・新納久正了連署申渡書

一〇 樺山規久書狀

一一 (寛文十一年) 七月廿九日 大久保教勝書狀

一二 (寛文十一年) 七月廿八日 久世広之書狀

一三 (元和九年) 十月廿三日 島津久元外三名連署書狀

一四 慶長八年 十一月十八日 島津忠恒家久感狀

一五 慶長五年 十月十日 島津惟新義弘感狀

一六 元和二年 十二月十六日 町田久幸外二名連署知行目録

一七 ※ 九月三日 伊集院元巢久春・桂忠詮助連署書狀写

一八 1 嘉永二年 正月十四日 桂久徵覚書  
平佐城由緒記

末川家文書

2 天和二年 五月七日 平山武視届書

一 島津惟新義弘自記断簡

二 近衛信尹消息

三 永禄十一年 十一月十八日 島津義久書立

四 永禄七年 四月 日 島津日新忠起請文案

五 文安三年 三月三日 伊勢貞親寄進狀

六 慶長二年 二月十八日 伊集院幸侃忠棟知行目録

七 慶長二年 二月十八日 伊集院幸侃忠棟知行目録

八 慶長二年 八月四日 伊集院忠棟知行目録

九 慶長二年 八月四日 伊集院忠棟知行目録

一〇 慶長二年 八月四日 伊集院忠棟知行目録

一一 慶長十五年 十二月廿八日 島津龍伯義久知行目録

一二 寛永四年 九月廿五日 島津久元外二名連署知行目録

一三 寛永四年 九月廿五日 島津久元外二名連署知行目録

一四 応永五年 三月十六日 興宗寺算田帳

一五 (慶長三年) 島津龍伯義久条書

一六 大隅方肝付郡弁濟使関係文書写

1 正応元年 七月廿九日 少式経資書下

2 正応二年 八月十一日 少式経資書下

3 正応二年 八月廿四日 関東下知狀

4	正応 六年	四月 三日	名越道鑑時公書下	二八	(正徳 元年)	十一月 廿日	島津氏族名乗指図書
5	正応 六年	五月 廿四日	関東下知状	二九	(正徳 三年)	三月 廿五日	島津氏庶流名乗字指図書
6	永仁 三年	二月 廿八日	大隅国守護代等連署打渡状	三〇	(正徳 三年)	三月 廿五日	豊州家庶等名字名乗申渡書写
7	正安 元年	七月 三日	関東御教書	三一	正徳 三年	五月 朔日	島津久通久達書
8	延慶 二年	十一月 十二日	鎮西下知状	三二	(享保十六年)	四月	八大夫達書
9	正和 元年	九月 十日	関東御教書	三三	(享保十六年)	六月 二日	某覚
10	文保 元年	三月 廿日	関東御教書	三四	(享保十六年)	六月	島津久豪申渡書写
11	元応 二年	三月 十一日	関東御教書	三五	(享保十六年)	六月 六日	島津久雄覚書
12	元亨 三年	四月 十七日	大隅国守護代等連署打渡状	三六	(享保十六年)	七月 十五日	西田嘉左衛門書状
13	正中 二年	六月 廿日	関東御教書	三七	(享保十六年)		某覚書写
一七	(天正十五年)	五月 廿六日	豊臣秀吉朱印状写	三八	享保十六年	八月 廿七日	島津久雄覚書
一八	天正十六年	九月 十日	豊臣秀吉判物写	三九	享保十九年	三月 十一日	萩原甚七覚
一九	寛文 八年	十一月 十九日	島津忠顕証状	四〇		正月 十二日	越前島津氏文書目錄
二〇	寛文 八年	十一月 十九日	島津忠顕証状留	四一		正月	越前島津氏文書目錄
	寛文 八年	十一月 廿三日	島津久憲久返証	四二		正月	島津久貫申渡書写
1			封紙	四三	延享 元年	四月 十八日	種子島北條時成守証状
二一	(元禄 元年)	四月 三日	島津久侶口上覚	四四	(延享 三年)	二月 廿三日	島津宗信書状
二二	(元禄 二年)	閏正月 六日	某口上覚	四五	1 (延享 四年)	三月 廿日	末川家家譜下書
二三	(元禄 八年)	三月 朔日	島津久侶口上覚留		2 (延享 四年)	八月 三日	蒲生清高達書写
二四	元禄 八年	三月 朔日	某覚書			七月 二日	本多正珍書状
二五	(元禄 八年)	三月 六日	佐多久達口達之覚	四六	(寛延 二年)	七月 二日	小堀政峯書状
二六	(元禄 八年)	三月 八日	村田経智達書	四七	(寛延 二年)	七月 二日	本多忠統書状
二七	(正徳 元年)	七月 廿九日	石井行康書状	四八	(寛延 二年)	七月 二日	本多忠統書状
	(正徳 元年)	七月 廿九日	石井行康書状	四九	(寛延 二年)	七月 二日	秋元涼朝書状

五〇	(寛延二年)	七月三日	西尾忠直書状	七五	(寛延二年)	村路消息
五一	(寛延二年)	七月三日	小出英持書状	七六		村路消息
五二	(寛延二年)	七月三日	戸田氏房書状	七七		いくた・まつ沢連署消息
五三	(寛延二年)	七月三日	堀田正陳書状	七八		浅路消息
五四	(寛延二年)	七月五日	板倉勝清書状	七九		春井消息
五五	(宝暦六年)	四月十五日	島津久隆口上覚	八〇	(宝暦六年)	春井消息
五六	(宝暦元年)	正月	鎌田六郎太夫書状	八一		春井消息
五七			河野通古・福山安都連署書状	八二	(寛延二年)	春井消息
五八	(寛延三年)	四月六日	新納長意書状	八三	(宝暦六年)	春井消息
五九			こたま小六書状	八四		島津久隆進上目録
六〇			堀貞起書状	八五	1 (宝暦六年)	四月朔日
六一			石黒戸後左衛門書状	八六	(宝暦六年)	四月二日
六二			玉井消息	八七	(宝暦六年)	四月三日
六三	(寛延三年)	四月七日	きその・玉井連署消息	八八	(宝暦六年)	四月四日
六四	(寛延三年)		村路消息	八九	(宝暦六年)	四月四日
六五			村路消息	九〇	(宝暦六年)	四月五日
六六			村路消息	九一	宝暦九年	二月吉日
六七			村路消息	九二	(安永九年)	二月
六八			村路消息	九三	天明七年	十二月
六九			村路消息	九四		
七〇			村路消息	九五		
七一	(寛延三年)		村路消息	九六	1 (文化五年)	四月
七二			村路消息	九七		六月
七三			村路消息			二月
七四			村路消息			







※	三二	慶長 二年	二月十八日	伊集院幸侃忠棟知行目録
※	三三	慶長 二年	八月 四日	伊集院忠棟知行目録
※	三四	慶長 二年	八月 四日	伊集院忠棟知行目録
※	三五	慶長十五年	十二月廿八日	島津龍伯 <small>久義</small> 知行目録
※	三六	寛永 四年	九月廿五日	島津久元外二名連署知行目録
	三七	(慶長 三年)	五月 廿日	石田三成書狀
	三八	(慶長 三年)	十一月十八日	石田三成書狀
	三九	(慶長 三年)	十一月十九日	八十島助左衛門書狀
	四〇	(元和 六年)	三月廿二日	島津忠弘 <small>敏</small> 書狀
	四一	寛文 九年	四月 八日	島津久通外三名連署引付写
2		寛文 九年	六月 三日	鎌田後藤兵衛外三名連署達書
	四二	寛文十一年	二月 九日	島津光久仰出書
	四三	(元禄 三年)	十一月 朔日	島津久侶進上目録
	四四	(元禄 六年)	八月十一日	島津久侶進上目録
	四五	(元禄 十年)	九月十五日	島津久茂久進上目録
	四六	(宝永 四年)	十月十五日	島津久茂久進上目録
	四七	(宝永 四年)	十月十五日	島津久茂久進上目録
	四八	(享保 九年)	四月廿一日	島津久雄口上覚
	四九	(享保 九年)	五月	島津久春達書
	五〇	(享保 九年)	九月十二日	島津久雄口上覚
	五一	(享保 九年)	十二月 朔日	種子島久基覚
1		(享保 九年)	十月十六日	東郷仁右衛門口上書

	五三	(享保 九年)	十一月	伊集院久矩申渡書
	五四	(享保十二年)	四月 五日	中山王尚敬書狀
	五五	(享保十三年)	三月十三日	獻立目録
	五六	(元文 二年)	十一月	樺山久初達書
	五七	(元文 三年)	十一月十一日	比志島範房書狀写
	五八	(元文 三年)	十一月十一日	山口文九郎達書
	五九	(元文 四年)	五月 晦日	島津久雄口上覚
	六〇	(元文 四年)	六月	穎娃久周申渡書
	六一	(元文 五年)	正月 十日	島津久寧久願書
	六二	(元文 五年)	正月 十日	島津久家申渡書
	六三	(寛保 三年)	正月 十日	西純孚達書
	六四	(寛保 三年)	正月 十日	山田元右衛門達書
	六五	(寛保 三年)	二月 十日	細瀧将香口上覚
	六六	(寛保 三年)	二月 十日	島津久春申渡書
	六七	(寛保 三年)	二月 十九日	細瀧将香口上覚
	六八	(寛保 三年)	二月 十九日	細瀧将香口上覚
	六九	(寛保 三年)	二月 廿一日	関山金麻申渡書
	七〇	(寛保 三年)	二月 廿一日	細瀧将香婚礼之次第書
	七一	(寛保 三年)	二月 廿一日	主膳方次第書
	七二	(寛延 二年)	八月 二日	細瀧将香口上覚

〔第二卷〕

	六八	(元文 四年)	六月十一日	島津久寧久口上覚
	六九	(元文 四年)	六月	穎娃久周申渡書
	七〇	(元文 四年)	六月十一日	島津久寧久口上覚
	七一	(元文 四年)	六月	穎娃久周申渡書
	七二	(元文 四年)	六月	種子島北條時成申渡書



一〇八	(寛保二年)	六月十三日	中津野太郎左衛門外二名連署達書	一二四	(寛保二年)	十二月十四日	座席並連名次第書上
一〇九	(寛保二年)	六月十三日	鹿兒島屋敷役人達書	一二五	(寛保三年)	二月	島津久寧久申渡書
一一〇	(寛保二年)	六月十三日	谷山常春書狀	一二六	(寛保三年)	三月五日	島津久寧久願書
一一一	(寛保二年)	六月十三日	喜入久起願書	一二七	(寛保三年)	三月十五日	島津久寧久願書
一一二	(寛保二年)	七月十一日	色紙六郎左衛門達書	一二八	(寛保三年)	三月	島津久春申渡書
一一三	(寛保二年)	七月十一日	色紙六郎左衛門達書	一二九	(寛保三年)	四月廿五日	蒲生清高達書
一一四	(寛保二年)	七月廿六日	伊地知藤右衛門何書	一三〇	(寛保三年)	五月	島津久寧久申渡書
一一五	(寛保二年)	七月廿九日	大脇孫右衛門・岩城五兵衛連署書狀	一三一	(寛保三年)	四月	島津久寧久申渡書
一一六	(寛保二年)	八月	本丸納殿役人達書	一三二	(寛保三年)	閏四月 廿日	関山金麻外二名連署返答書
一一七	(寛保二年)	八月十六日	高橋五郎右衛門書狀	一三三	(寛保三年)	七月十三日	西田嘉左衛門達書
一一八	(寛保二年)	八月廿四日	島津久寧久願書	一三四	(寛保三年)	八月五日	義岡久中達書
一一九	(寛保二年)	九月十四日	島津久寧久申渡書	一三五	(寛保三年)	八月	法事方達書
一二〇	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一三六	(寛保三年)	八月九日	谷山常春屈書
一二一	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一三七	(寛保三年)	九月二日	島津久寧久願書
一二二	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一三八	(寛保三年)	九月	穎娃久周申渡書
一二三	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一三九	(寛保三年)	十一月	島津久寧久申渡書
1	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一四〇	(寛保三年)	十一月廿一日	島津久寧久申渡書
2	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一四一	(寛保三年)	十一月廿一日	蒲生清高達書
3	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一四二	(寛保三年)	十一月廿八日	島津久寧久申渡書
1	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	一四三	(寛保三年)	十二月廿六日	島津久寧久願書
2	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	1	(寛保三年)	十一月廿八日	島津久寧久申渡書
3	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	2	(寛保三年)	十一月廿八日	島津久寧久申渡書
1	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	1	(寛保三年)	十一月廿八日	島津久寧久申渡書
2	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	2	(寛保三年)	十一月廿八日	島津久寧久申渡書
3	(寛保二年)	十月	島津久寧久申渡書	3	(寛保三年)	十二月廿六日	島津久寧久願書



一八六	(延享 四年)	正月	島津久寧久願書	※二〇四	(延享 四年)	八月 三日	三崎久迺達書
一八七	(延享 四年)	正月十一日	衿寝清香達書	二〇五	(延享 四年)	八月	島津久甫達書
一八八	(延享 四年)	正月十一日	衿寝清香達書		(延享 四年)	八月 四日	島津久寧久願書
一八九	(延享 四年)	正月	樺山久初申渡書		(延享 四年)	八月 四日	島津久寧久願書
一九〇	(延享 四年)	正月十七日	某申渡書	二〇六	(延享 四年)	八月 四日	島津久寧久願書
一九一	(延享 四年)	二月十三日	蘭田佐司右衛門屈書	二〇七	(延享 四年)	八月 廿二日	福永重内書狀
一九二	(延享 四年)	二月十三日	樺山久初達書	二〇八	(延享 四年)	八月 廿二日	伊集院八兵衛書狀
一九三	(延享 四年)	二月十三日	門司金石右衛門書狀	二〇九	(延享 四年)	八月 廿二日	別府市郎左衛門書狀
一九四	(延享 四年)	二月廿七日	島津久寧久願書	二一〇	(延享 四年)	八月	島津久品達書
一九五	(延享 四年)	二月	島津久品申渡書	二一一	(延享 四年)	九月十五日	納戸方達書
一九六	(延享 四年)	三月 六日	島津久寧久願書		(延享 四年)	九月	島津久品達書
一九七	(延享 四年)	三月 六日	谷山常春屈書		(延享 四年)	九月 廿七日	北郷久儔達書
一九八	(延享 四年)	三月 廿日	三原庄七書狀	二一二	(延享 四年)	九月 晦日	島津久寧久願書
一九九	(延享 四年)	三月 廿日	谷山常春・平山十郎左衛門連署申渡書	二一三	(延享 四年)	九月	鎌田政昌申渡書
二〇〇	(延享 四年)	三月 廿一日	浦生清高達書	二一四	(延享 四年)	十月 二日	島津主水願書
二〇一	(延享 四年)	三月 廿二日	島津久寧久願書	二一五	(延享 四年)	十月 二日	武屋敷納殿衆書狀
二〇二	(延享 四年)	三月 廿二日	島津久寧久願書	二一六	(延享 四年)	十月 二日	山口文九郎書狀
二〇三	(延享 四年)	三月 廿二日	島津久寧久願書	二一七	(延享 四年)	十月 七日	西田嘉左衛門達書
		四月 朔日	今井兼能送狀			十月 十日	本田親房書狀
		四月 朔日	今井兼能送狀			十月 十一日	北郷久儔・浦生清高連署達書
		六月 三日	蘭田佐司右衛門願書			十月 十九日	寺社奉行所達書
		七月	島津久寧久願書				島津宗信達書
		七月廿七日	島津主水副狀				鎌田政昌外四名連署申渡書
		八月 二日	島津久寧久願書				

〔第五卷〕

二二二	(延享 四年)	十二月	島津宗信達書	二四七	(寬延 元年)	七月廿四日	島津久寧久願書
二二三	(延享 四年)	十二月廿三日	中村助左衛門書狀	二四八	(寬延 元年)	七月	島津久富申渡書
二二四	(延享 四年)	十二月廿八日	吉田孝右衛門達書	二四九	(寬延 元年)	八月廿七日	隆盛院副司達書
二二五	(延享 五年)	正月	樺山久初達書	二五〇	(寬延 元年)	八月	島津久富申渡書
二二六	(延享 五年)	正月 十日	有川貞利達書	二五一	(寬延 元年)	八月	平田正輔申渡書
二二七	(延享 五年)	正月	島津久品達書	二五二	(寬延 元年)	九月	島津久寧久達書
二二八	(延享 五年)	正月十三日	伊集院八兵衛書狀	二五三	(寬延 元年)	九月 五日	伊集院八兵衛達書
二二九	(延享 五年)	正月十六日	島津久寧久願書	二五四	(寬延 元年)	九月	樺山久初達書
二三〇	(延享 五年)	二月 六日	島津久寧久願書	二五五	(寬延 元年)	九月 七日	松井孝右衛門達書
三三一	(延享 五年)	二月 十日	島津久富申渡書	二五六	(寬延 元年)	九月十八日	本丸納殿役所觸書
三三二	(延享 五年)	二月廿二日	島津久寧久願書	二五七	(寬延 元年)	九月十八日	山下屋敷納殿役所申渡書
三三三	(延享 五年)	二月廿八日	伊東喜兵衛達書	二五八	(寬延 元年)	十月 三日	法事方廻狀
三三四	(延享 五年)	二月 卅日	島津久寧久願書	二五九	(寬延 元年)	十月 十一日	鹽田佐司右衛門・平山十郎左衛門連署願書
三三五	(延享 五年)	三月 八日	北郷久備達書	二六〇	(寬延 元年)	十月 十日	家村彦兵衛引付
三三六	(延享 五年)	三月 廿日	有馬正左衛門引付	二六一	(寬延 元年)	閏十月	島津久富達書
三三七	(延享 五年)	四月 朔日	家村彦兵衛送狀	二六二	(寬延 元年)	閏十月十二日	山下屋敷納殿役人申渡書
三三八	(延享 五年)	四月廿六日	大窪喜助達書	二六三	(寬延 元年)	閏十月廿八日	大窪喜助書狀
三三九	(延享 五年)	五月 四日	樺山久初達書	二六四	(寬延 元年)	十一月 八日	山下屋敷納殿役所廻狀
二四〇	(延享 五年)	五月	島津久富申渡書	二六五	(寬延 元年)	十一月十五日	池田市右衛門引付
二四一	(寬延 元年)	七月十六日	新納久品達書	二六七	(寬延 元年)	十二月廿二日	川田彦左衛門・福崎六郎右衛門連署申入書
二四二	(寬延 元年)	七月	樺山久初達書	二六八	(寬延 二年)	正月 四日	樺山久初申渡書
二四三	(寬延 元年)	七月十七日	山下屋敷納殿役所廻狀		(寬延 二年)	正月	相良長居副狀
二四四	(寬延 元年)	七月	樺山久初達書				
二四五	(寬延 元年)	七月廿一日	島津久寧久願書				
二四六	(寬延 元年)	七月廿一日	鎌田政昌申渡書				
		七月廿一日	鎌田政昌達書				



二六九	(寛延 二年)	正月 八日	富山伝内左衛門達書	1 (寛延 二年)	四月 九日	門司金石衛門副狀
二七〇	(寛延 二年)	正月十三日	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月	樺山久初達書
	1 (寛延 二年)	正月十三日	伊東仙太夫廻狀	1 (寛延 二年)	四月	樺山久初達書
二七一	(寛延 二年)	正月	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月 十日	門司金石衛門副狀
二七二	(寛延 二年)	正月	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月	樺山久初達書
二七三	(寛延 二年)	正月廿六日	川田国福達書	1 (寛延 二年)	四月 十日	門司金石衛門副狀
	1 (寛延 二年)	正月廿七日	仁礼孝右衛門副狀	1 (寛延 二年)	四月十一日	樺山久初達書
二七四	(寛延 二年)	二月十三日	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月十一日	門司金石衛門副狀
二七五	(寛延 二年)	二月	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月十三日	樺山久初達書
	1 (寛延 二年)	二月十五日	門司金石衛門副狀	1 (寛延 二年)	四月十三日	門司金石衛門副狀
二七六	(寛延 二年)	三月 三日	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月	樺山久初・平田正輔連署達書
	1 (寛延 二年)	三月十五日	某副狀	1 (寛延 二年)	四月	樺山久初達書
二七七	(寛延 二年)	三月十五日	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月十九日	門司金石衛門副狀
	1 (寛延 二年)	三月十五日	門司金石衛門副狀	1 (寛延 二年)	四月	樺山久初達書
二七八	(寛延 二年)	三月廿八日	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月十九日	門司金石衛門副狀
	1 (寛延 二年)	三月廿八日	門司金石衛門副狀	1 (寛延 二年)	四月	樺山久初達書
二七九	(寛延 二年)	三月廿八日	島津久柄申渡書	1 (寛延 二年)	四月十九日	門司金石衛門副狀
二八〇	(寛延 二年)	四月 二日	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	四月十九日	門司金石衛門副狀
	1 (寛延 二年)	四月 二日	門司金石衛門副狀	1 (寛延 二年)	五月 三日	川上瀨兵衛達書
二八一	(寛延 二年)	四月 三日	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	五月	樺山久初達書
	1 (寛延 二年)	四月 三日	門司金石衛門副狀	1 (寛延 二年)	五月 五日	伊東仙太夫副狀
二八二	(寛延 二年)	四月	樺山久初申渡書	1 (寛延 二年)	五月 五日	島津久隆願書
	1 (寛延 二年)	四月 六日	門司金石衛門副狀	1 (寛延 二年)	五月 七日	皆吉統安申渡書
二八三	(寛延 二年)	四月	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	五月 七日	門司金石衛門達書
	1 (寛延 二年)	四月 八日	本丸納殿役人廻狀	1 (寛延 二年)	五月 二日	鎌田政昌達書
二八四	(寛延 二年)	四月	樺山久初達書	1 (寛延 二年)	五月 七日	門司金石衛門副狀

文書目錄

頁次	延暦	月日	文書名	頁次	延暦	月日	文書名
三〇〇	(寛延 二年)	五月 八日	岩城仲兵衛・蒲地四郎 左衛門連署送状	※三一八	(寛延 二年)	七月 二日	本多忠統書状
三〇一	(寛延 二年)	五月 八日	門司金右衛門達書	※三一九	(寛延 二年)	七月 三日	小出英持書状
三〇二	(寛延 二年)	五月 八日	門司金右衛門達書	※三二〇	(寛延 二年)	七月 三日	戸田氏房書状
三〇三	(寛延 二年)	五月	樺山久初達書	※三二一	(寛延 二年)	七月 三日	堀田正陳書状
三〇四	(寛延 二年)	五月十三日	門司金右衛門副状	※三二二	(寛延 二年)	七月 五日	松平武元書状
	(寛延 二年)	五月十五日	樺山久初達書	※三二三	(寛延 二年)	七月 五日	板倉勝清書状
	(寛延 二年)	五月十五日	本丸納殿役人副状	三二四	(寛延 二年)	七月 三日	赤松則正書状
三〇五	(寛延 二年)	五月十六日	島津久隆願書	三二五	(寛延 二年)		島津久富申渡書
三〇六	(寛延 二年)	五月	樺山久初達書	三二六	(寛延 二年)	七月十四日	島津久隆口上書
三〇七	(寛延 二年)	五月	樺山久初達書	三二七	(寛延 二年)	七月十四日	島津久富申渡書
三〇八	(寛延 二年)	五月十七日	本丸納殿役人副状	三二八	(寛延 二年)	八月 三日	江戸使番達書
	(寛延 二年)	六月廿一日	島津繼豊口上覚	三二九	(寛延 二年)	五月十七日	山下屋敷納殿役所廻状
	(寛延 二年)	六月廿一日	島津繼豊口上覚	三三〇	(寛延 二年)	六月十一日	池田市右衛門・額川清 右衛門連署送状
	(寛延 二年)	六月廿一日	仁礼孝右衛門願書	三三一	(寛延 二年)	六月十一日	池田市右衛門送状
	(寛延 二年)	六月廿一日	本田親房達書	三三二	(寛延 二年)	六月	伊勢貞起達書
	(寛延 二年)		島津久隆進上目録	三三三	(寛延 二年)	六月	鎌田政昌達書
	(寛延 二年)		島津久隆進上目録	三三四	(寛延 二年)	六月廿五日	北郷久儒・伊集院久東 連署申渡書
	(寛延 二年)	七月 朔日	島津久富申渡書	三三五	(寛延 二年)	七月 七日	菱刈美詮書状
	(寛延 二年)	七月 二日	小堀政峯書状	三三六	(寛延 二年)	七月 十日	門司金右衛門書状
	(寛延 二年)	七月 二日	西尾忠直書状	三三七	(寛延 二年)	七月 五日	野々山平八外三名連署 申入書
	(寛延 二年)	七月 二日	本多正珍書状	三三八	(寛延 二年)	七月 五日	福崎六郎右衛門・川田 彦右衛門連署申入書
	(寛延 二年)	七月 二日	秋元凉朝書状		(寛延 二年)	七月 十一日	本丸納殿役人達書
	(寛延 二年)				(寛延 二年)	七月	伊勢貞起申渡書

〔第六卷〕

三三九	1	(寬延二年)	七月十一日	本丸納殿役人廻状	三五八	1	(寬延二年)	九月廿七日	樺山久初申渡書
三三九	(寬延二年)		七月	伊勢貞起・鎌田政昌連署達書	三五九	(寬延二年)	九月廿九日	島津久隆願書	
三四〇	1	(寬延二年)	七月十二日	鎌田政昌申渡書	三六〇	1	(寬延二年)	九月廿八日	義岡久中申渡書
三四一	(寬延二年)		七月十二日	本丸納殿役人副状	三六一	(寬延二年)	十月	島津久隆願書	
三四二	(寬延二年)		七月十二日	富山伝内左衛門書状	三六二	(寬延二年)	十月	義岡久中達書	
三四三	(寬延二年)		七月十四日	伊勢貞起達書	三六三	1	(寬延二年)	十月	樺山久初達書
三四四	(寬延二年)		七月	樺山久初達書	三六四	(寬延二年)	十月	相良長居廻状	
三四五	(寬延二年)		七月十九日	樺山久初達書	三六五	1	(寬延二年)	十月	樺山久初申渡書
三四六	1	(寬延二年)	七月十九日	内山勘左衛門書状	三六六	(寬延二年)	十月	島津久隆願書	
三四七	(寬延二年)		七月廿一日	鎌田政昌申渡書	三六七	1	(寬延二年)	十月	義岡久中申渡書
三四八	(寬延二年)		七月廿一日	門司金右衛門副状	三六八	(寬延二年)	十月	伊東仙太夫副状	
三四九	(寬延二年)		七月	島津繼豊仰出	三六九	(寬延二年)	十月	岡留友信屈書	
三五〇	(寬延二年)		八月	鎌田政昌達書	三七〇	(寬延二年)	十一月	家村彦兵衛・頼川清右衛門連署申入書	
三五〇	(寬延二年)		八月	木藤休八郎書状	三七〇	(寬延二年)	十一月	門司金右衛門達書	
三五〇	(寬延二年)		八月	樺山久初願書	三七〇	(寬延二年)	十一月	池田市右衛門・頼川清右衛門連署申入書	
三五二	1	(寬延二年)	八月	鎌田政昌申渡書	三七〇	(寬延二年)	十一月	義岡久中達書	
三五二	(寬延二年)		八月十八日	島津久隆伺書	三七〇	(寬延二年)	十一月	門司金右衛門副状	
三五三	1	(寬延二年)	八月	鎌田政昌申渡書	三七〇	(寬延二年)	十一月	島津久柄達書	
三五三	(寬延二年)		八月廿二日	内山勘左衛門書状	三七〇	(寬延二年)	十一月	門司金右衛門副状	
三五四	1	(寬延二年)	九月	某副状	三七〇	(寬延二年)	十二月	島津久柄達書	
三五四	(寬延二年)		九月	某副状	三七〇	(寬延二年)	十二月	島津久柄達書	
三五五	(寬延二年)		九月	家老座達書	三七〇	(寬延二年)	十二月	諷方邦兼達書	
三五六	(寬延二年)		九月	仁礼孝右衛門屈書	三七〇	(寬延二年)	十二月	頼娃内膳達書	
三五七	(寬延二年)		九月	下屋敷納戸奉行送状	三七〇	(寬延二年)	十二月	島津久柄達書	
三五七	(寬延二年)		九月	下屋敷納戸奉行送状	三七〇	(寬延二年)	十二月	伊東仙太夫副状	

三七四	1	(寬延二年)	十二月	島津久柄達書	1	(寬延三年)	二月十八日	本丸納殿役人副狀
	1	(寬延二年)	十二月十一日	門司金右衛門廻狀		(寬延三年)	二月廿三日	島津久隆屆書
三七五		(寬延二年)	十二月	島津久柄申渡書		(寬延三年)	二月	鎌田政昌達書
	1	(寬延二年)	十二月	門司金右衛門廻狀		(寬延三年)	二月	本丸納殿役人副狀
三七六		(寬延二年)	十二月廿八日	樺山久初申渡書	三九〇	(寬延三年)	三月	島津久柄申達書
	1	(寬延二年)	十二月廿八日	伊東千太夫副狀		(寬延三年)	三月 七日	本丸納殿役人副狀
三七七		(寬延二年)	十二月廿八日	島津久柄達書	三九一	(寬延三年)	三月	島津久柄申渡書
	1	(寬延二年)	十二月廿八日	本丸納殿役人廻狀		(寬延三年)	三月十八日	本丸納殿役人副狀
三七八		(寬延二年)	十二月	島津久柄達書	三九二	(寬延三年)	三月	鎌田政昌達書
	1	(寬延二年)	十二月	島津久柄副狀		(寬延三年)	三月 廿日	本丸納殿役人副狀
	2	(寬延二年)	十二月廿八日	伊東千太夫副狀	三九三	(寬延三年)	三月	島津久柄達書
三七九		(寬延二年)	十二月	島津久柄申渡書	三九四	(寬延三年)	三月廿一日	本丸納殿役人副狀
	1	(寬延二年)	晦日	納殿役人廻狀		(寬延三年)	三月廿四日	菱刈美詮申渡書
三八〇		(寬延三年)	正月 元日	本丸納殿役人廻狀	三九五	(寬延三年)	四月 六日	郡山嘉右衛門・家村彦 兵衛連署申入書
三八一		(寬延三年)	正月 四日	島津久柄達書	三九六	(寬延三年)	四月十二日	寺社奉行達書
	1	(寬延三年)	正月 四日	相良長居副狀	※三九七	(寬保三年)	正月 十日	西純孚達書
三八二		(寬延三年)	正月 四日	樺山久初申渡書	※三九八	(寬保三年)	二月 十日	細瀧将香口上覺
	1	(寬延三年)	正月 四日	相良長居副狀		(寬保三年)	二月	島津久春申渡書
三八三		(寬延三年)	正月 四日	鎌田政昌達書	三九九	(寬延二年)	八月 二日	細瀧将香口上覺 主膳方次第書
	1	(寬延三年)	正月 四日	相良長居副狀		(寬延二年)	八月 二日	細瀧将香口上覺
三八四		(寬延三年)	正月 四日	福崎六郎右衛門・川田 彦右衛門連署申入書	※四〇〇			
三八五		(寬延三年)	二月	島津久柄申渡書				
三八六		(寬延三年)	二月	樺山久初達書				
	1	(寬延三年)	二月十八日	本丸納殿役人副狀				
三八七		(寬延三年)	二月十八日	樺山久初申渡書				

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学 史料編纂所 所長 横山伊徳

国立歴史民俗博物館 前館長 宮地正人

鹿児島大学 名誉教授 五味克夫

九州大学 名誉教授 安藤保夫

委員 原口泉 晋藤哲哉

三木靖山 田尚二

日隈正守 宮下満郎

塩満郁夫 堂満幸子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 牛之濱道久

調査史料室長 徳永和喜

学芸専門員 栗林文夫

資料調査員 高原千鶴 榑山美和

梶ヶ山梨沙 中木原真理

黒川智世

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 家わけ十一

平成20年2月27日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 凸版印刷株式会社